

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月15日

【事業年度】 第12期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

【会社名】 株式会社三越伊勢丹ホールディングス

【英訳名】 Isetan Mitsukoshi Holdings Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長
杉江 俊彦

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿五丁目16番10号

【電話番号】 03(6730)5003

【事務連絡者氏名】 執行役常務総務統括部長
西山 茂

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿五丁目16番10号

【電話番号】 03(6730)5003

【事務連絡者氏名】 執行役常務総務統括部長
西山 茂

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (百万円)	1,287,253	1,253,457	1,256,386	1,196,803	1,119,191
経常利益 (百万円)	36,704	27,418	27,325	31,995	19,771
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 () (百万円)	26,506	14,976	960	13,480	11,187
包括利益 (百万円)	13,660	13,295	8,688	2,520	17,794
純資産額 (百万円)	574,316	579,782	588,091	585,715	550,161
総資産額 (百万円)	1,293,043	1,312,074	1,275,535	1,247,427	1,223,800
1株当たり純資産額 (円)	1,438.17	1,460.32	1,478.74	1,475.74	1,426.61
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	67.41	38.27	2.47	34.58	28.90
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	67.15	38.11	-	34.41	-
自己資本比率 (%)	43.6	43.4	45.2	46.1	44.3
自己資本利益率 (%)	4.7	2.6	0.2	2.3	2.0
株価収益率 (倍)	19.5	31.9	-	32.4	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	43,099	35,373	72,972	28,286	16,281
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	24,481	40,913	26,981	22,450	9,965
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	3,711	2,413	52,753	9,063	20,259
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	64,238	60,024	53,969	50,147	76,659
従業員数 (外 平均臨時雇用者数) (名)	12,285 (13,130)	12,382 (12,539)	14,269 (11,893)	13,211 (10,521)	12,453 (9,146)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第10期及び第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び株価収益率については、当期純損失のため記載しておりません。

3 第11期より、国際財務報告基準に準拠した財務諸表を作成している在外連結子会社の消化仕入取引について、売上総利益相当額を「売上高」に計上する純額表示に変更しております。この変更に伴い、第10期については、遡及適用後の数値を記載しております。

4 第12期より、国際財務報告基準に準拠した財務諸表を作成している在外連結子会社等について国際財務報告基準第16号「リース」を適用しております。なお、累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しているため、第11期以前の過年度情報を修正再表示しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
営業収益 (百万円)	15,886	35,970	15,572	14,542	18,624
経常利益 (百万円)	5,267	23,479	7,054	4,559	8,894
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	5,072	22,381	2,539	8,697	5,723
資本金 (百万円)	50,276	50,328	50,461	50,573	50,790
発行済株式総数 (千株)	395,118	395,232	395,482	395,694	396,100
純資産額 (百万円)	453,050	467,488	465,692	452,583	443,836
総資産額 (百万円)	755,212	784,322	741,614	718,654	742,872
1株当たり純資産額 (円)	1,152.47	1,195.09	1,189.52	1,155.16	1,162.61
1株当たり配当額 (円)	12.00	12.00	12.00	12.00	12.00
(1株当たり中間配当 額) (円)	(6.00)	(6.00)	(6.00)	(6.00)	(6.00)
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損 失() (円)	12.90	57.19	6.52	22.31	14.78
潜在株式調整後1株当 り当期純利益 (円)	12.85	56.96	6.49	-	14.72
自己資本比率 (%)	59.8	59.4	62.5	62.7	59.5
自己資本利益率 (%)	1.1	4.9	0.5	1.9	1.3
株価収益率 (倍)	101.9	21.4	180.1	-	42.6
配当性向 (%)	93.0	21.0	184.1	-	81.2
従業員数 (名)	583	618	305	425	349
(外 平均臨時雇用者数)	(174)	(182)	(94)	(124)	(145)
株主総利回り (%)	66.8	62.7	60.9	58.7	34.7
(比較指標: 配当込みTOPIX) (%)	(89.2)	(102.3)	(118.5)	(112.5)	(101.9)
最高株価 (円)	2,395	1,469	1,420	1,432	1,142
最低株価 (円)	1,190	885	1,055	1,042	541

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益、株価収益率及び配当性向については、当期純損失のため記載しておりません。

3 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 【沿革】

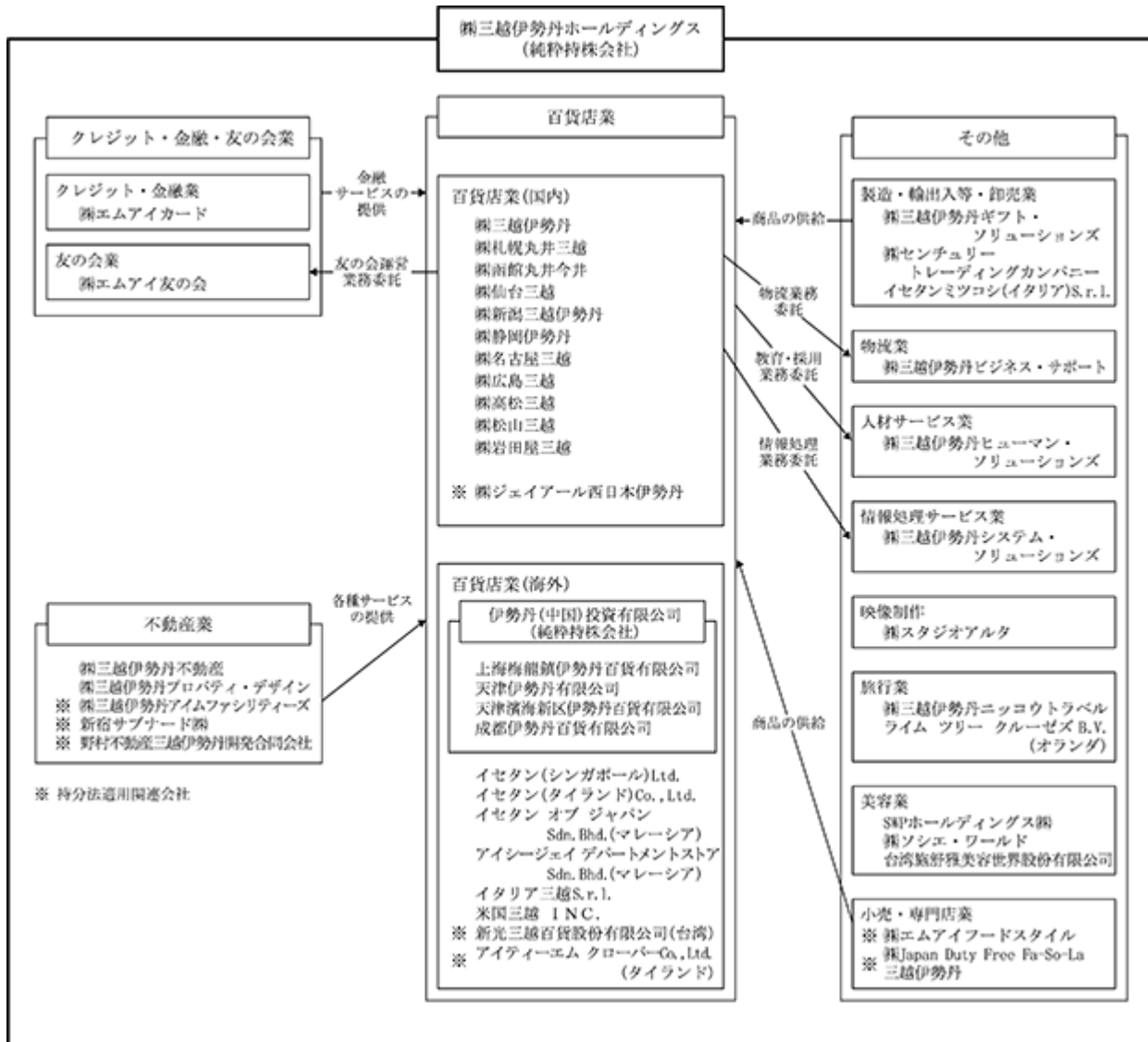
- 2007年8月23日 株式会社三越と株式会社伊勢丹は株主総会の承認を前提として、株式移転により共同で持株会社を設立することについて合意に達し、両社取締役会において株式移転による経営統合に関する統合契約書を締結することを決議いたしました。
- 2007年11月20日 両社の臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により株式会社三越伊勢丹ホールディングスを設立し、両社がその完全子会社になることについて承認を受けました。
- 2008年4月1日 両社が株式移転の方法により当社を設立いたしました。当社の普通株式を株式会社東京証券取引所に上場いたしました。
- 2009年6月16日 当社と株式会社岩田屋は、両社取締役会において、当社を完全親会社、株式会社岩田屋を完全子会社とする株式交換を実施することを決定し、両社の間で株式交換契約書を締結いたしました。
- 2009年6月29日 2009年5月29日に当社が設立した、株式会社札幌丸井今井及び株式会社函館丸井今井は、民事再生手続中の株式会社丸井今井との間で、株式会社札幌丸井今井が株式会社丸井今井の札幌事業を、株式会社函館丸井今井が株式会社丸井今井の函館事業を、それぞれ譲り受けることで合意し、丸井今井との間で各事業譲渡契約を締結いたしました。
- 2009年10月8日 当社の普通株式を証券会員制法人 福岡証券取引所に上場申請をいたしました。
- 2010年3月14日 当社は、株式会社伊勢丹の吉祥寺店の営業を終了いたしました。
- 2010年4月1日 当社は、百貨店事業に関わる組織再編として、株式会社三越の札幌・仙台・名古屋・広島・高松・松山・福岡・新潟の各地域における百貨店事業を吸収分割により各地域事業会社に承継させる地域事業会社化を行いました。株式会社新潟伊勢丹は株式会社三越の新潟店の事業を承継し、「株式会社新潟三越伊勢丹」となりました。
- 2010年9月11日 株式会社三越の銀座店が増床りモデルオープンしました。
- 2010年10月1日 株式会社岩田屋と株式会社福岡三越が合併し、「株式会社岩田屋三越」となりました。
- 2011年4月1日 株式会社三越と株式会社伊勢丹が合併し、「株式会社三越伊勢丹」となりました。また、株式会社札幌丸井今井と株式会社札幌三越が合併し「株式会社札幌丸井三越」となりました。
- 2012年3月31日 当社は、株式会社三越伊勢丹の三越新宿アルコット店の営業を終了いたしました。
- 2017年3月20日 当社は、株式会社三越伊勢丹の三越千葉店及び三越多摩センター店の営業を終了いたしました。
- 2018年3月21日 当社は、株式会社三越伊勢丹の伊勢丹松戸店の営業を終了いたしました。
- 2019年9月30日 当社は、株式会社三越伊勢丹の伊勢丹相模原店及び伊勢丹府中店の営業を終了いたしました。
- 2020年3月22日 当社は、株式会社新潟三越伊勢丹の新潟三越の営業を終了いたしました。
- 2020年6月15日 当社は、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行いたしました。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び関係会社（連結子会社38社、持分法適用関連会社8社、非連結子会社22社、持分法非適用関連会社3社（2020年3月31日現在））により構成され、百貨店業、クレジット・金融・友の会業、不動産業等を行っております。各事業における当社及び関係会社の位置付け等は次のとおりであります。

なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

事業内容等	主な会社名	会社数
百貨店業	(株)三越伊勢丹、(株)札幌丸井三越、(株)函館丸井今井、(株)仙台三越、(株)新潟三越伊勢丹、(株)静岡伊勢丹、(株)名古屋三越、(株)広島三越、(株)高松三越、(株)松山三越、(株)岩田屋三越、伊勢丹（中国）投資有限公司、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、天津濱海新区伊勢丹百貨有限公司、成都伊勢丹百貨有限公司、イセタン(シンガポール)Ltd.、イセタン(タイランド)Co.,Ltd.、イセタン オブ ジャパンSdn.Bhd.(マレーシア)、アイシージェイ デパートメントストア Sdn.Bhd.(マレーシア)、米国三越 INC.、イタリア三越 S.r.l.、(株)ジェイアール西日本伊勢丹、新光三越百貨股份有限公司(台湾)、アイティーエム クローバーCo.,Ltd.(タイランド)	連結子会社 22社 持分法適用関連会社 3社 非連結子会社 1社
クレジット・金融・友の会業	(株)エムアイカード、(株)エムアイ友の会	連結子会社 2社
不動産業	(株)三越伊勢丹不動産、(株)三越伊勢丹プロパティ・デザイン、(株)三越伊勢丹アイムファシリティーズ、新宿サブナード(株)、野村不動産三越伊勢丹開発合同会社	連結子会社 2社 持分法適用関連会社 3社 非連結子会社 1社 持分法非適用関連会社 2社
その他	(株)三越伊勢丹システム・ソリューションズ、(株)三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズ、(株)三越伊勢丹ビジネス・サポート、(株)三越伊勢丹ギフト・ソリューションズ、(株)三越伊勢丹ニッコウトラベル、(株)センチュリートレーディングカンパニー、イセタンミツコシ(イタリア)S.r.l.、(株)スタジオアルタ、SWPホールディングス(株)、(株)ソシエ・ワールド、台湾施舒雅美容世界股份有限公司、ライム ツリー クルーズズ B.V.(オランダ)、(株)エムアイフードスタイル、(株)Japan Duty Free Fa-So-La 三越伊勢丹	連結子会社 12社 持分法適用関連会社 2社 非連結子会社 20社 持分法非適用関連会社 1社



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有又 は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
(株)三越伊勢丹 4、6	東京都新宿区	10,000	百貨店業	100.0	役員の兼任 4名 資金の貸付、資金の借入
(株)札幌丸井三越	北海道札幌市中央区	100	百貨店業	100.0	
(株)函館丸井今井	北海道函館市	50	百貨店業	100.0	
(株)仙台三越	宮城県仙台市青葉区	50	百貨店業	100.0	役員の兼任 1名
(株)新潟三越伊勢丹	新潟県新潟市中央区	100	百貨店業	100.0	役員の兼任 1名
(株)静岡伊勢丹	静岡県静岡市葵区	100	百貨店業	100.0	
(株)名古屋三越	愛知県名古屋市中区	50	百貨店業	100.0	役員の兼任 1名 資金の借入
(株)広島三越	広島県広島市中区	50	百貨店業	100.0	
(株)高松三越	香川県高松市	50	百貨店業	100.0	
(株)松山三越	愛媛県松山市	50	百貨店業	100.0	
(株)岩田屋三越	福岡県福岡市中央区	100	百貨店業	100.0	役員の兼任 1名 資金の貸付
伊勢丹(中国)投資有限公司 4	中華人民共和国 上海市	米ドル 60,371,000	百貨店業(持株 会社)	100.0 (100.0)	役員の兼任 1名
上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公 司	中華人民共和国 上海市	米ドル 5,000,000	百貨店業	80.0 (80.0)	
天津伊勢丹有限公司	中華人民共和国 天津市	米ドル 2,100,000	百貨店業	100.0 (100.0)	
天津濱海新区伊勢丹百貨有限 公司	中華人民共和国 天津市	米ドル 12,000,000	百貨店業	100.0 (100.0)	
成都伊勢丹百貨有限公司	中華人民共和国 四川省成都市	米ドル 18,019,000	百貨店業	100.0 (100.0)	
イセタン(シンガポール) Ltd.	シンガポール	シンガポールドル 20,625,000	百貨店業	52.7 (52.7)	
イセタン(タイランド) Co.,Ltd. 2	タイランド バンコク市	バーツ 290,000,000	百貨店業	49.0 (49.0)	
イセタン オブ ジャパン Sdn.Bhd.	マレーシア クアラルンプール市	マレーシアリング 20,000,000	百貨店業	100.0 (100.0)	
アイシージェイ デパート メントストアSdn.Bhd.	マレーシア クアラルンプール市	マレーシアリング 60,000,000	百貨店業	100.0 (100.0)	
米国三越INC.	アメリカ合衆国 フロリダ州	米ドル 25,000,000	百貨店業	100.0 (100.0)	役員の兼任 1名
イタリア三越S.r.l.	イタリア ローマ市	ユーロ 5,118,300	百貨店業	100.0 (100.0)	
(株)エムアイカード	東京都中央区	1,100	クレジット・金 融・友の会業	100.0	役員の兼任 1名 資金の貸付
(株)エムアイ友の会	東京都中央区	100	クレジット・金 融・友の会業	100.0 (100.0)	資金の借入
(株)三越伊勢丹不動産	東京都新宿区	100	不動産業	100.0 (100.0)	
(株)三越伊勢丹プロパティ・デ ザイン	東京都新宿区	40	不動産業	100.0	役員の兼任 1名
(株)三越伊勢丹システム・ソ リューションズ	東京都中央区	90	その他(情報処 理サービス業)	100.0	役員の兼任 1名

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有又 は被所有割合 (%)	関係内容
(株)三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズ	東京都新宿区	100	その他(人材サービス業)	100.0	役員の兼任 1名
(株)三越伊勢丹ビジネス・サポート	東京都新宿区	50	その他(物流業)	100.0	役員の兼任 1名
(株)三越伊勢丹ギフト・ソリューションズ	東京都中央区	100	その他(製造・輸出入等・卸売業)	100.0 (100.0)	
(株)三越伊勢丹ニコウトラベル	東京都中央区	50	その他(旅行業)	100.0	役員の兼任 1名
ライム ツリー クルーゼズ B.V. 2	オランダ アムステルダム市	ユーロ 1,000	その他(旅行業)	- [100.0]	
(株)センチュリートレーディングカンパニー	東京都新宿区	20	その他(製造・輸出入等・卸売業)	80.0 (80.0)	役員の兼任 1名
イセタンミツコシ(イタリア) S.r.l.	イタリア ミラノ市	ユーロ 100,000	その他(製造・輸出入等・卸売業)	100.0 (100.0)	
(株)スタジオアルタ	東京都中央区	100	その他(映像制作)	100.0 (100.0)	役員の兼任 1名
SWPホールディングス(株)	東京都千代田区	100	その他(美容業)	100.0	役員の兼任 1名
(株)ソシエ・ワールド	東京都渋谷区	50	その他(美容業)	100.0 (100.0)	役員の兼任 1名
台湾施舒雅美容世界股份有限公司	台湾 台北市	台湾ドル 55,000,000	その他(美容業)	100.0 (100.0)	
(持分法適用関連会社)					
(株)ジェイアール西日本伊勢丹	京都府京都市下京区	100	百貨店業	40.0	役員の兼任 1名 債務保証
新光三越百貨股份有限公司	台湾 台北市	台湾ドル 12,459,386,720	百貨店業	43.4 (43.4)	役員の兼任 2名
アイティーエム クローバー Co.,Ltd.	タイランド バンコク市	タイバーツ 11,000,100	百貨店業(持株会社)	45.5 (45.5)	
(株)三越伊勢丹アイムファシリティーズ	東京都中央区	50	不動産業	33.4 (33.4)	役員の兼任 1名
新宿サブナード(株)	東京都新宿区	3,600	不動産業	33.3 (33.3)	
野村不動産三越伊勢丹開発合同会社	東京都中央区	20	不動産業	50.0	
(株)Japan Duty Free Fa-So-La 三越伊勢丹	東京都中央区	490	その他(小売・専門店業)	27.5	
(株)エムアイフードスタイル	東京都新宿区	100	その他(小売・専門店業)	34.0 (34.0)	

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。なお()内は具体的な事業内容であります。
- 2 持分は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため連結子会社としたものであります。
- 3 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数、[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数であります。
- 4 特定子会社であります。
- 5 住所は、登記上のものによっております。
- 6 株式会社三越伊勢丹については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(百万円)

(株)三越伊勢丹

売上高	583,203
経常利益	13,272
当期純損失()	6,473
純資産額	207,495
総資産額	600,605

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
百貨店業	8,739 (8,204)
クレジット・金融・友の会業	653 (126)
不動産業	353 (50)
その他	2,708 (766)
合計	12,453 (9,146)

(注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
349 (145)	47.5歳	24.0年	8,689,834

セグメントの名称	従業員数(名)
百貨店業	306 (143)
不動産業	43 (2)
合計	349 (145)

(注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人数であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、三越伊勢丹グループ労働組合(2020年3月31日現在、19支部、18直轄分会・組合員数20,143名)が組織されています。

三越伊勢丹グループ労働組合は、U A ゼンセン(全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟)に加盟しております。

会社と組合の関係は良好であります。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、グループの考え方の原点である「私たちの考え方」に基づき、「人と時代をつなぐ三越伊勢丹グループ」を実現するために、今まで培ってきた暖簾、顧客、その他有効資産に加えてIT・店舗・人の力を活用し、マッチングプラットフォームとして、世界中のモノ・コトとお客さまのつなぎ手となることを目指しております。その実現に向けて、時代や環境にあわせて自ら“変化”をしまいたします。

(2) 目標とする経営指標

当社グループでは、お客さまのご満足の最大化実現及び収益安定化に向けて、再投資原資となる営業利益をはじめとした複数の経営指標を持ち、その向上に取り組んでおります。

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言により当社グループ店舗は、お客さまや従業員の安心・安全を第一に考える中、4月より臨時休業（一部店舗は部分休業や時間短縮）を実施しておりました。百貨店事業およびその他事業の売上高が大幅に減少する等の影響が及び、先行きが見通せない状況にあります。収束の兆しや、その後の景気回復動向、第2波、第3波の可能性等を見極め、2021年3月期の通期連結業績予想、及び中期に目指す経営指標について、現在、再検討を進めております。

(3) 経営環境および対処すべき課題

企業構造

当社グループは、純粋持株会社である当社を中心に、主要事業である百貨店事業を中心とした各事業会社により構成されています。グループ共通方針や考え方の下、コーポレート機能を集約し、横串に統括機能を果たすことでグループガバナンスを効かせております。グループポリシーに沿ってセントラルで効率性を追求した上で、各社の自主独立性や採算性を基本とし、事業を行っております。また各社間の連携やシナジーについても重要視してまいります。

現在、事業構成の大半が百貨店事業であり、小売業を中心とした事業ポートフォリオとなっております。今後、事業ポートフォリオの組み換えや、その他事業の育成・拡大に向けた資源の再配分や企業構造の再構築を検討してまいります。

中期経営計画の早期・確実な達成に向けて、当社傘下の事業会社へ権限と責任を委譲し、経営の意思決定を迅速化するとともに機動的な業務執行体制の構築を目指してまいりました。このたび、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化のため、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ企業統治の形態を移行いたしました。経営における監督と執行の分離をより明確にし、取締役会による監督機能の強化と執行のスピードアップを図ってまいります。

市場環境

人口減少・少子高齢化、グローバル化、デフレ、税と社会保障など、山積する日本の問題がある中で、企業を取り巻く環境は急速に変化しています。また、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により、厳しい経済状況が一定期間続くことは避けられません。百貨店業界は、渡航禁止による訪日外国人の大幅減少、ウイルスの感染拡大を防止するための消費行動の減少により、さらにマイナス基調にて推移しています。海外においても、グローバル規模での感染拡大により、老舗百貨店やその他小売業の倒産が相次ぎ、業界を取り巻く環境は厳しさを増しております。

新型コロナ感染症拡大～収束の過程で、社会や経済の在り方が大きく変わっていくことが予想され、今回の経験が、生活におけるデジタル技術等の利用を加速させる契機となる可能性があります。世界でデジタルシフトが一気に進み、デジタルを活用した社会活動が飛躍的に増加する中で、百貨店事業は、古い事業構造が残ったままとなれば、これから進む経済社会構造の変化に対応できず、淘汰される可能性があります。このようなリスクを踏まえ、主体的・積極的にビジネスの在り方に対応し、今までの古い百貨店ビジネスモデルから、スピードをもって新たな小売モデルへの転換が必要です。

競合他社との比較

消費者マインドが大きく変化し、安心・安全重視や新しいコミュニケーションの取り方、生活様式・働き方・消費行動の変化を見据え、顧客との新しい向き合い方に迅速に取り組む必要があります。店舗にご来店いただくビジネスモデルから、店舗（オフライン）とEC（オンライン）をシームレスに行き来することや、オンラインで完結

できる環境の整備等、多様な購買方法への対応が不可欠です。当社は、中期経営計画にて掲げた目指す姿「オンラインとオフラインのマッチングプラットフォーム」の実現に向けたビジネスモデル改革にいち早く着手しています。新型コロナウイルス感染症の影響で、店舗リモデル等は一部延期や絞り込みをするものの、オンラインとオフラインのシームレス化、カスタマー・リレーションシップ・マネージメント（CRM）やマーケティングのための顧客基盤の強化は継続し、加えて、デジタルを活用した「安心・安全なお買物」の提供や、One to Oneサービスの拡充、EC事業の強化等を進めてまいります。

また、当社グループは、首都圏や地方大都市中心地に優良不動産を保有しております。本店所在地の新宿や日本橋エリアをはじめ、地方大都市エリアは利便性が高く、店舗を営むにあたり集客が見込めます。不動産事業を推進していくにあたり、保有不動産を最大限有効活用することで、周辺エリアのバリューアップやその他関連事業への拡大、波及に貢献できるものと考えます。

顧客動向・顧客基盤

国内市場は、人口減少、少子高齢化、世帯数の減少等の加速が見込まれ、顧客数や消費量の減少は免れません。一方、訪日外国人の増加によるインバウンド需要の増加や、グローバル化、世界規模での富裕層の増加等により、顧客層の拡大は見込まれます。また、顧客嗜好の多様化により、消費の二極化や一層のニーズ多様化が進むことが想定され、消費ニーズに対応できない店舗や企業は淘汰されることが予想されます。

当社は、多様化する顧客嗜好やニーズにお応えするため、グループにおけるマーケティングを強化してまいりました。点在していた顧客データベースを整理し、顧客情報を一元化できるよう再構築を行ってきました。お客さまの情報を共通IDにより一元管理し顧客情報をベースとすることで、顧客を徹底的に理解し、One to Oneを強化しグループCRMを進めてまいります。結果、顧客満足度向上により、購買額アップ・購買頻度アップに繋げてまいります。また、将来的に蓄積した情報が増えた段階で、それらに外部情報（匿名情報等）を加えてマーケティングを強化し、新規事業の創出にも繋げていきます。

新型コロナウイルス感染症の影響および対応

世界規模で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症により、百貨店業界をはじめとした小売事業は2020年に入り大幅なマイナス基調にて推移しています。この未曾有の危機の中、当社は事業継続計画に基づく緊急対策本部において、グループ全体で必要となる様々な対応をスピードをもって進めてまいりました。緊急事態宣言下における外出自粛要請に応え、お客さま、従業員の安心・安全を第一に考え、4月に入り臨時休業（一部店舗は部分休業や時間短縮）を実施いたしました。あわせて、足元業績が悪化して推移する中、一定のリスクシナリオを想定して十分な手元流動性を確保すべく、資金調達を行っております。

また、第2波、第3波の可能性を踏まえ、「安心・安全志向」「働き方改革」「デジタルシフト」等、生活様式や消費行動の大きな変化が見込まれます。安心・安全の取組みを徹底するとともに、お客さまのニーズにお応えする価値提供や、新しいコミュニケーションの在り方を再設定してまいります。加えて今後も予測される外出や消費行動の自粛、訪日外国人の渡航自粛の長期化など、経営上の大きなマイナス影響を踏まえ、事業計画の見直しなど機動的な対応を行います。

（４）中長期的な会社の経営戦略

百貨店業界は、人口減少や少子高齢化による市場の縮小に加え、顧客志向の多様化や他業種による競合の増加もあり、近年、売上高が減少しています。また、昨今はグローバル化や訪日外国人によるインバウンド需要が百貨店業界の売上高に占めるシェアが高くなり、これらを意識したサービスや品揃えや店舗作りにも対応が必要となっております。加えて、このたびの新型コロナウイルスに代表される感染症や、台風や地震等の自然災害などによる影響を大きく受け、これらのリスクを想定し、内需主導成長を実現していく必要があります。

デジタルを活用した社会活動が飛躍的に増加する中で、古い事業構造が残ったままとなれば、これから進む経済社会構造の変化に対応できず、淘汰される可能性があります。当社はこのようなリスクを踏まえて、主体的・積極的にビジネスの在り方や生活様式の変更に対応し、今までの古い百貨店ビジネスモデルから、新たな小売モデルへの転換が必要です。

このような変化に対応するため、当社グループは、3ヶ年計画において掲げている目指す姿「オンラインとオフライン（店舗）のマッチングプラットフォーム」の実現に向けたデジタル化をはじめとした各施策を継続して推進していきます。あわせて、抜本的コスト構造改革、基盤整備を継続しつつ、ビジネスモデル改革に向けた取り組みや、アフターコロナを見据えた変化に向けて、重点戦略を確実に加速させてまいります。

重点取組 「収支構造改革の推進」

重点戦略の一つとして、徹底したコスト構造改革を継続してまいります。今まで当たり前としてきた常識、ノウハウ、仕組み、業務、全ての項目において聖域なく見直し、ビジネスモデル改革と連動した抜本的なコスト構造改革を進めることにより、宣伝費、地代家賃、人件費の抜本的な販売管理費の削減を進めております。あわせて、今回の新型コロナウイルス感染症による甚大な影響を鑑み、お客さまや従業員の安心・安全に向けた取り組みを確保し

つつ、追加のコスト削減策の実行や、投資をゼロベースで見直しする等、危機感をもって取り組んでまいります。

重点取組 「小売（百貨店）事業のビジネスモデル改革」

環境の変化・お客さまのニーズの変化に対応していくため、当社は新しい小売事業のビジネスモデルの確立を目指しています。そのために「店舗モデル改革」「オンラインとオフラインのシームレス化・EC事業の拡大」「カスタマー・リレーションシップ・マネージメント(CRM)の推進・マーケティング強化」を推進していきます。

多様化するニーズや消費者のデジタルシフトに対応するため、店舗のみでなく、お客さまがオンラインとオフラインを自由に行き来し、どこでも「最新で最高の顧客体験」を提供できるよう「オンラインとオフラインのシームレス化」を推進してまいります。2020年6月に新しいシームレスサイト・アプリを立ち上げ、新アプリを活用することで、オンラインでも伊勢丹新宿本店の主力ブランド中心に購入できることを目指してまいります。まずは伊勢丹新宿本店の商品を中心にスタートし、店舗に置けない品揃えも含め幅広い商品へ拡充し、充実させていきます。また、店舗へご来店いただけないお客さまへお応えするため、オンラインで完結できるEC事業へも注力し、強化してまいります。

あわせて、デジタル会員化を進め、お客さまとの関係性強化、One to oneを実現することで、欲しい情報を欲しい時に提供できる環境を整備し、顧客満足度向上を目指します。将来的に蓄積した購買をはじめとした様々な情報によりマーケティングを一層強化し、新規事業の創出にもつなげていきます。

店舗モデル改革に向けては、お客さまのニーズを的確に把握し、商品展開やMDバランスを適正化し、リアル店舗ならではの「価値」「体験」を提供することで顧客支持の高い商業施設を目指します。そのための業務フローの見直しや、店舗リモデルを進めてまいります。

重点取組 「不動産事業・金融事業への取り組み強化」

国内におけるグループ保有不動産の有効活用による中長期的な収益拡大に向けた事業の検討を進め、不動産事業の強化を図ってまいります。不動産価値最大化に向けて、地域の再開発へ参画することで街づくりに関わりつつ、商業を核とした当社ならではのコンセプトでの複合用途化によりバリューアップを実現し、新たな事業展開を検討してまいります。

金融事業につきましては、当社のカード会社「株式会社エムアイカード」を中心に、決済手段の多様化への対応やお客さまのウォレットシェア拡大に向けて、新たな金融サービスメニュー拡充の方向性を検討しております。既存の百貨店カードの再構築を図りつつ、新たなチャネル開拓を進め外部顧客の取扱高を拡大させることで、決済手段にとどまらず、情報やマーケティング基盤として確立していきます。

あわせてコンプライアンス、リスクマネジメント、情報管理体制などの内部統制システムの強化に取り組み、企業価値の向上と持続的成長をめざしてまいります。また、社会に対する企業としての責任として、変化する社会のさまざまな課題に向きあい、企業活動を通じてその解決に貢献することで、かかわりのあるすべての人々の豊かな未来と、持続可能な社会の実現に向け役割を果たすことを目指しています。CSRにおいても、ESG、SDGsの視点も踏まえ、変化する社会からの課題、要請に応えていくため、社内にサステナビリティ推進会議を創設して取り組んでおります。加えて、労働人口の減少が避けられない中、従業員がパフォーマンスを高めて生産性を上げられるよう、働きやすい環境を整備し従業員満足度(ES)向上にも取り組み、結果的に顧客満足度向上につながるよう努めてまいります。

2 【事業等のリスク】

本報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。但し、将来の業績や財政状態に与えるリスクや不確実性は、これらに限定されるものではありません。また、文中における将来に関する事項は当社グループが当連結会計年度末において判断したものであります。

2020年に入り、新型コロナウイルス感染症の拡大防止として、政府より大都市を中心とする一層の不要不急の外出自粛要請がなされました。感染リスクによる不安が消費行動に及び、その結果訪日外国人を含む来店者数が減少するなどし、これまでになく消費行動全体への影響が長引くことが懸念されます。

なお、当社グループでは、社会的影響力の大きい新型感染症を以下(4)の自然災害・事故等におけるリスクの地震・大規模水害と同様に、緊急時対応の項目として事業継続計画に位置付けております。

(1) 需要動向におけるリスク

当社グループの主要なセグメントである、百貨店業の需要は、事業展開する国内・海外各国における気候状況や景気動向・消費動向等の経済情勢、同業・異業態の小売業他社との競争状況等に大きな影響を受けます。従って、これらの要因により、当社グループの業績や財務状況に、悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 海外の事業展開におけるリスク

当社グループのセグメントのうち、百貨店業は東南アジア、中国、台湾、米国、欧州で店舗を営業しています。これらの売上高、費用、資産を含む現地通貨建ての項目は、連結財務諸表の作成のため円換算されています。換算時の為替レートにより、これらの項目は現地通貨における価値が変わらなかったとしても、円換算後の価値が影響を受ける場合があります。

また、海外における事業展開には、以下のようないくつかのリスクが内在しています。

- 1) 予期しない法律または規制の変更
- 2) 不利な政治または経済要因
- 3) 潜在的に不利な税制度
- 4) テロ、戦争、その他の要因による社会的混乱

(3) 公的規制におけるリスク

当社グループは、事業展開をする各国において、事業・投資の許可等、さまざまな政府規制の適用を受けています。また、独占禁止、消費者、租税、為替管理、環境・リサイクル関連の法規制の適用も受けています。これらの規制を遵守できなかった場合、当社グループの活動が制限される可能性や、費用の増加につながる可能性があります。これらの規制は、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 自然災害・事故におけるリスク

当社グループでは、百貨店業を中心として、店舗による事業展開を行っています。このため、自然災害・事故等により、店舗の営業継続に悪影響をきたす可能性があります。

当社グループでは、大規模災害等への対応及び発生後における事業継続計画の策定などに積極的に取り組んでおります。しかし、首都直下型の大地震が発生した場合、首都圏に基幹店が集中している当社グループは、従業員及び建物等に甚大な被害を被る恐れがあり、それにより当社グループの業績や財務状況に深刻な悪影響を及ぼす可能性があります。また、東日本大震災後に現出した電力の使用制限や消費の自粛、放射能による食料品汚染など、大規模災害が当社グループの営業活動に影響を及ぼす可能性があります。

火災については、消防法に基づいた火災発生の防止を徹底して行っております。しかし、店舗において火災が発生した場合、被害者に対する損害賠償責任、従業員の罹災による人的資源の喪失、建物等固定資産や棚卸資産への被害、消防法による規制等、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

新型感染症の拡大防止への対応について

感染症拡大状況における消費行動の変化や、特措法に基づく行政および各自治体からの事業所使用制限等の要請を受けての営業自粛を行う場合、その程度および期間に対して、当社グループの業績や財務状況に相当程度の影響を被る可能性があります。そのため、今般の新型感染症を非常時と位置づけ、CEOを本部長とした対策本部を設置し、感染状況の確認、初動対応、および感染拡大防止策を講じながら、顧客と従業員、従業員の家族の生命・健康の確保を前提とした、事業の継続、再開に向けた意思決定を行いました。

その中において、緊急事態宣言の発令下においては、来店利用客および従業員等の感染リスクと、経営維持・継続のための売上等収入確保の必要性などを勘案し、当社グループの事業継続計画を基に事業継続を検討した結果、首都圏百貨店店舗での52日間の休業をはじめとした営業自粛を行いました。

あわせて、事業再開にあたっては、日本百貨店協会等の業界ガイドラインに基づいた社会的距離の確保・マスクの着用・手洗いの基本事項をはじめとする感染拡大防止対策を実施し、お客さまおよび従業員の安全確保に努めております。

(5) 商品取引におけるリスク

当社グループでは、百貨店業を中心として、消費者向け取引を行っています。これらの事業において欠陥商品や食中毒を引き起こす商品等、瑕疵のある商品を販売した場合、公的規制を受ける可能性があるとともに、製造物責任や債務不履行による損害賠償責任等による費用が発生する場合があります。更に消費者からの信用失墜による売上高の減少等、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また当社グループでは、百貨店業の外商部門やその他事業の卸売業を中心として、法人向けの取引を行っています。これらの事業は契約先1社当たりの販売額が高額であり、製造物責任や債務不履行による損害賠償責任等により費用が発生した場合や、契約先の倒産による売掛金の回収が不能となった場合の費用の発生等、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、調達方針および商品取引基準による契約締結による商品取引上のリスク低減対策を講じるとともに、年間取扱商品と同様に、催事・イベント・プロモーション・外販等に至るまでの多様な商品提供において

も、事故防止のための点検をはじめとした品質管理体制を構築しています。

(6) データ・センター運用上のリスク

当社グループが事業を展開するための各種システムは、主にデータ・センターのコンピューター設備で一括管理しています。当該データ・センターでは、電源・通信回線の二重化、耐震工事、不正侵入抑止等の対策を講じていますが、完全にリスク回避できるものではありません。自然災害や事故等により甚大な設備の損壊があった場合、通信回線や電力供給に支障が出た場合、不正侵入や従業員の過誤による障害が起きた場合、業務の遂行に支障をきたし、グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループではこれらのデータ・センター運用上のリスクを軽減するため、各種システムを安全性の高いデータ・センター仕様の外部施設へ設置しております。

(7) 顧客情報の流出におけるリスク

当社グループでは百貨店業、クレジット・金融・友の会業、情報処理サービス業を中心に、顧客の個人情報を保有・処理しております。当社グループ個人情報保護方針に基づいて、これらの個人情報管理の重要性を認識したうえで、社内管理体制を整備して、厳重に行っておりますが、犯罪等により外部に漏洩した場合、顧客個人に支払う損害賠償による費用の発生や、当社グループの社会的信用の失墜による売上高の減少が考えられ、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、不正アクセス等への対応として、セキュリティインシデントに対処するための組織CSIRT（Computer Security Incident Response Team）を構築し情報資産の保全を強化しております。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、米中による関税引き上げの一部発動による対立で、両国経済の減速が世界経済の減速に波及するリスクの中で推移しました。国内は、2019年10月に消費税率の引き上げにより、個人消費の駆け込み需要はあったものの、その後反動減が続き、厳しい環境下で推移しました。また、夏季は長梅雨で長雨と低気温が続き、一方、冬は記録的暖冬となる等、小売業において天候不順や自然災害がマイナス影響を及ぼしました。雇用・所得は、比較的安定して推移しましたが、1月下旬以降は新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、訪日外国人の急減に加え、日本国内もウイルスの感染拡大を防止するために消費行動を自粛する動きが高まり、内外需要とも急速に落ち込み、不確実性が高まりました。

このような中であって、当社グループは2018年11月に発表した「三越伊勢丹グループ3ヶ年計画」において掲げた目指す姿「オンラインとオフラインのマッチングプラットフォーム」の実現に向けて、2019年度は、ビジネスモデルの革新に取り組んでまいりました。私たちの原点である「人と時代をつなぐ三越伊勢丹グループ」の確立に向け、お客さまとモノ・コト・情報を「オフライン（店舗）とオンライン（デジタル）でマッチング（つなぐ）」することで新たな価値を創造してまいります。

また、2019年度は、伊勢丹相模原店、伊勢丹府中店、新潟三越など収益力に課題のあった大型店舗を営業終了し、加えて三越恵比寿店の営業終了を決定するなど、大規模構造改革に一定の目途をつけました。引き続き、ビジネスモデル転換に向けた事業基盤の整備、抜本的コスト構造改革を進めてまいります。

当連結会計年度の連結決算につきましては、売上高は1,119,191百万円（前連結会計年度比6.5%減）、営業利益は15,679百万円（前連結会計年度比46.4%減）、経常利益は19,771百万円（前連結会計年度比38.2%減）、親会社株主に帰属する当期純損失は11,187百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益13,480百万円）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

百貨店業

百貨店業におきましては、消費税増税前の駆け込み需要や基幹店のリモデル効果があり、宝飾品等の高額品は好調に推移しました。また、コスト構造改革に本格着手し、販売管理費の削減をいたしました。一方、想定を超える消費税増税の反動減、台風や新型コロナウイルス感染症予防の対策として行った店舗の営業自粛や営業時間の短縮が大きく影響し、既存店ベースで前年実績を大幅に下回りました。

その中でも、お客さまの価値観や市場環境が大きく変化している中で、デジタルを活用した最高レベルのサービスを提供するために業務フロー・販売手法をはじめ店舗ビジネスモデルの抜本的な見直しを行い、当期は基幹店において以下の取り組みに具体的に着手しました。

伊勢丹新宿本店においては、新しい価値の創出と差別化を行い、心の豊かさを創造できるようリモデルを行いました。化粧品フロアは、リアルな場の体験価値向上のために、2019年9月に本館2階にスキンケアを中心としたフロアが、11月には本館1階にメイクアップ・フレグランスフロアが完成しました。婦人靴フロアでは商品・コトの充実に加え、デジタルを活用した新サービスも導入しました。ジュエリーやウォッチについても体験価値向上に取り組みました。

三越日本橋本店においては、2018年度からのリモデルを通じて、環境、サービス、商品を磨き上げてまいりました。2018年10月の第1期リモデルオープンに続き、本館では2019年5月に屋上日本橋庭園、8月に紳士フロア、ウォッチギャラリー、11月にジュエリーギャラリー、2020年3月に三越コンテンポラリーギャラリーがオープンしました。特選ブティックも改装を終え、第2期リモデルが完成いたしました。新館では、2月に「ビックカメラ日本橋三越」に加え、理美容室と写真室もオープンいたしました。また、3月には三越が保有する文化財や歴史資料の展示スペース「三越アーカイブス日本橋」がオープンいたしました。

店舗だけでは提供できない商品の拡大や購買手段の多様化を進めるため、新たなオンラインビジネスに取り組んでいます。2019年10月には、ワイシャツオンラインカスタムオーダーサービス「Hi TAILOR（ハイ・テラー）」、SNSやメールで贈り物ができるオンラインギフトブック「MOO:D MARK by ISETAN（ムードマークバイイセタン）」、三越伊勢丹クオリティの商品を集めた「三越伊勢丹ふるさと納税」を立ち上げ、2020年3月にはスタイリストがチャットでカウンセリングし定期的に洋服をお届けする「DROBE（ドロブ）」をスタートさせています。

なお、限られた経営資源を新たな成長分野へ再配分するため、収益性に課題のあった伊勢丹相模原店・伊勢丹府中店・新潟三越の営業を終了し、また、三越恵比寿店の営業終了を決定いたしました。店舗の営業終了に伴うご不便につきまして、深くお詫び申し上げますとともに今までの支援やご愛顧に心より御礼申し上げます。

このセグメントにおける、売上高は1,035,589百万円（前連結会計年度比6.8%減）、営業利益は2,203百万円（前連結会計年度比85.6%減）となりました。

クレジット・金融・友の会業

クレジット・金融・友の会業におきましては、株式会社エムアイカードが、百貨店カードおよび外部企業との提携カードの新規会員獲得やカードの利用促進による取扱高の拡大に取り組みました。

その結果、ショッピング総取扱高は1兆681億円（前年比97.5%）となりました。これは、通販分野やコンビニ・スーパーでの利用促進施策により取扱高が大きく伸長する一方、期中におけるグループ百貨店の営業終了（伊勢丹相模原店・伊勢丹府中店）や消費税増税後の売上減および2月以降の新型コロナウイルスの影響による売上減により、グループ百貨店内での取扱高が減少し、前述の結果となりました。

また、営業拡大の取り組みの一環として、外部企業との提携カードの発行にも注力しており、当年度においては新たに14社との提携カードを発行し、今後の取扱高および収益の拡大につなげてまいります。

このセグメントにおける、売上高は38,595百万円（前連結会計年度比1.3%減）、営業利益は5,669百万円（前連結会計年度比11.7%減）となりました。

不動産業

不動産業におきましては、グループの成長の一翼を担うべく事業の更なる強化を図ってまいりました。

前年度は株式会社三越伊勢丹不動産による分譲マンションの販売実績があったため、当年度はその反動減を主な要因として、売上高・営業利益ともに前年実績には及びませんでした。

レジデンス事業においては、保有する12物件を中心に引き続き高稼働を維持し、安定的な収益を確保いたしました。

また、建築・デザイン事業においては、受注物件数が増えたことで、業績も堅調に推移いたしました。

海外においては、野村不動産株式会社とフィリピン大手不動産会社Federal Land Incorporatedとの共同事業による、フィリピンでの複合不動産開発プロジェクトに継続して取り組み、レジデンスの販売に加え、2021年に予定する商業施設棟の開業準備を進めております。

このセグメントにおける、売上高は35,399百万円（前連結会計年度比26.7%減）、営業利益は5,970百万円（前連結会計年度比23.3%減）となりました。

その他

その他の事業におきましては、株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズの業務内製化による外注費等の削減効果や、株式会社三越伊勢丹ギフト・ソリューションズの事業構造見直しおよび株式会社スタジオアルタの収益改善等により営業利益が大きく改善いたしました。

その他の個別事業につきましては、旅行事業の株式会社三越伊勢丹ニッコウトラベル（株式会社ニッコウトラベルと株式会社三越伊勢丹旅行が2019年4月に経営統合）において、上期は大型連休特需もあり、海外事業における主力のクルーズ船ツアーが好調に推移いたしました。年度末にかけて世界的な新型コロナウイルス感染症の影響で、海外旅行を中心に大幅に減収という結果となりました。

美容事業の株式会社ソシエ・ワールドにおいては、主力であるエステティック事業の競合環境激化や新規顧客の獲得が低迷したこと、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、売上高は前年実績を下回る結果となりました。今後の業績回復に向け、不採算店舗の閉鎖、さらなるコスト削減に取り組んでまいります。

引き続き「お客さまの生活のさまざまなシーンでお役に立つこと」の実現に向けて、新たな価値提供を目指してまいります。

このセグメントにおける、売上高は82,418百万円（前連結会計年度比7.4%減）、営業利益は1,618百万円（前連結会計年度は営業損失302百万円）となりました。

当連結会計年度末の総資産は1,223,800百万円となり、前連結会計年度末に比べ23,626百万円減少しました。これは主に、今後の新型コロナウイルスの業績への影響に対応すべく手元資金を十分に確保したために現金及び預金が増加している一方で3月の売上高急減により受取手形及び売掛金が減少したことと、株式市場全体の株価下落により保有する投資有価証券の時価が減少したことなどによるものです。

負債合計では673,639百万円となり、前連結会計年度末から11,927百万円増加しました。これは主に、前述の手元資金確保に向けコマーシャル・ペーパーを追加発行したことで有利子負債が増加している一方で、売掛金同様に3月の売上高急減に伴い支払手形及び買掛金が減少したことなどによるものです。

また、純資産は550,161百万円となり、前連結会計年度末から35,553百万円減少しました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純損失の計上等により利益剰余金が減少したことと、中長期的な資本効率向上を目的に約100億円の自己株式取得を実施したことなどによるものです。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べて26,511百万円増加し、76,659百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、16,281百万円の収入となり、前連結会計年度に比べ収入が12,005百万円減少しました。これは主に、税金等調整前当期純損失と減益になり、また法人税等の支払額が増加したことなどによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、9,965百万円の支出となり、前連結会計年度に比べ支出が12,484百万円減少しました。これは主に、前連結会計年度においては本社不動産等の取得があったこともあり、有形固定資産の取得による支出が減少したことなどによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、20,259百万円の収入となり、前連結会計年度に比べ支出が29,323百万円減少しました。これは主に、前述したコマーシャル・ペーパーの発行による収入が増加したことなどによるものです。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績及び受注実績

当社及び当社の関係会社においては、その他事業の一部に実績がありますが、当社グループ全体の事業活動に占める比重が極めて低いため、記載を省略しております。

b. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前連結会計年度比(%)
百貨店業	1,032,785	6.8
クレジット・金融・友の会業	23,015	2.5
不動産業	32,237	3.1
その他	31,153	9.8
合計	1,119,191	6.5

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債や収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、第5「経理の状況」の1「連結財務諸表」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定に関する情報は、第5「経理の状況」の1「連結財務諸表」の「追加情報」に記載しております。

(a) 繰延税金資産

将来の利益計画に基づいた課税所得の見積りを行い、税務上の繰越欠損金を含む、将来減算一時差異等に対して繰延税金資産を計上しています。繰延税金資産の回収可能性は、外部の情報源に基づく情報等を含む、決算時点で入手可能な情報や資料に基づき合理的に判断しておりますが、新型コロナウイルスの影響により、店舗休業や外出自粛などが想定以上に長期化した場合など、将来の不確実な経済条件の変動等により、利益計画及び課税所得の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(b) 固定資産の減損処理

当社グループは重要な店舗資産を有しており、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額の算定にあたっては、外部の情報源に基づく情報等を含む、決算時点で入手可能な情報や資料に基づき合理的に判断しておりますが、新型コロナウイルスの影響により、店舗休業や外出自粛などが想定以上に長期化した場合など、将来の不確実な経済条件の変動等により、利益計画の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において追加の減損損失が発生する可能性があります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営成績の分析

1) 概要

当社グループの当連結会計年度の経営成績の概要として、連結売上高は1,119,191百万円（前連結会計年度比6.5%減）、連結営業利益は15,679百万円（前連結会計年度比46.4%減）、連結経常利益は19,771百万円（前連結会計年度比38.2%減）を計上しました。特別損益及び税金費用等を控除した親会社株主に帰属する当期純損失は11,187百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益13,480百万円）となりました。以下、連結財務諸表に重要な影響を与えた要因について分析します。

2) 売上高

連結売上高は、1,119,191百万円となりました。当社グループは2018年11月に発表した「三越伊勢丹グループ3ヶ年計画」において掲げた目指す姿「オンラインとオフラインのマッチングプラットフォーム」の実現に向けて、2019年度は、ビジネスモデルの革新に取り組んでまいりました。

2019年10月に消費税率の引き上げにより、個人消費の駆け込み需要はあったものの、その後反動減が続き、厳しい環境下で推移しました。また、夏季は長梅雨で長雨と低気温が続き、一方、冬は記録的暖冬となる等、小売業において天候不順や自然災害がマイナス影響を及ぼしました。雇用・所得は、比較的安定して推移しましたが、1月下旬以降は新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、訪日外国人の急減に加え、日本国内でもウイルスの感染拡大を防止するために消費行動を自粛する動きが高まり、内外需要とも急速に落ち込んだ結果、計画値を下回りました。

3) 販売費及び一般管理費

連結の販売費及び一般管理費は307,023百万円（前連結会計年度比3.8%減）となりました。各社でコスト構造改革を進め、人件費、地代家賃を中心に販売管理費を削減いたしました。

4) 営業外損益

営業外損益は4,092百万円の利益となりました。営業外収益には未回収商品券受入益5,928百万円、固定資産受贈益5,231百万円などを計上しました。また、営業外費用には商品券回収損引当金繰入額5,873百万円などを計上しました。

5) 特別損益

特別利益として9,751百万円を計上いたしました。主な内容は固定資産売却益6,637百万円などです。また特別損失として31,826百万円を計上いたしました。主な内容は減損損失10,844百万円、事業構造改善費用8,928百万円、店舗閉鎖損失6,988百万円などです。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性につきましては、次のとおりです。

当社グループの運転資金需要の主なものは、商品、原材料等の仕入、販売費及び一般管理費等の営業費用によるものであります。また投資資金需要の主なものは、店舗のリモデル・設備の修繕・新規開発等の設備投資等であります。

当社グループは、現3ヶ年計画期間中においては、事業活動及び事業投資に必要な資金は、営業キャッシュ・フローでまかなうことを基本方針とし、健全な財務基盤の維持に努めております。

また、適切な現預金残高を維持することと、一時的な資金不足に備え、主要取引銀行とのコミットメントライン契約及び当座借越契約、並びにコマーシャル・ペーパー発行枠を確保することにより、十分な流動性を確保しております。

当社グループの当連結会計年度のキャッシュ・フローに関しては、新型コロナウイルスによる内外需要の急激な落ち込みにより収益が悪化し、営業キャッシュ・フローが昨年度に比べ大幅に減少しましたが、先行きの不確実性を鑑み、当連結会計年度末までにコマーシャル・ペーパー300億円を追加発行いたしました。加えて、有価証券報告書提出日現在までに、金融機関と追加のコミットメントライン契約を締結することにより、手元流動性の充実を図っております。現在の状況が長期化した場合の対応として、設備投資の削減や追加の経費削減にも取り組んでまいります。

セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

特に記載する事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、百貨店業を中心に全体で38,055百万円の設備投資を実施しました。主な内訳は、次のとおりであります。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

セグメントの名称	金額(百万円)
百貨店業	31,006
クレジット・金融・友の会業	1,251
不動産業	532
その他	5,524
調整額(注)	260
合計	38,055

(注) 調整額 260百万円はセグメント間取引消去及びセグメント間未実現利益等であります。

百貨店業においては、(株)三越伊勢丹の各店改修工事等で28,357百万円の投資を実施しました。

その他においては、情報処理サービス業の(株)三越伊勢丹システム・ソリューションズが、無形固定資産の取得を中心に、4,764百万円の設備投資を実施しました。

なお、所要資金については、自己資金及び借入金等により充当しました。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 [名]
			建物及び 構築物	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
(株)三越伊勢丹ホールディングス (東京都新宿区)		事務所等	-	- (-)	2	2	349 [145]

(注) 1 所在地は、登記上のものによっております。

2 帳簿価額のうち「その他」は、器具及び備品であります。

3 従業員数の[]は、臨時従業員数(主として1日8時間換算)を外書しております。

(2) 国内子会社

2020年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 [名]
				建物及び 構築物	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
(株)三越伊勢丹	本社等 (東京都新宿区等)	百貨店業	事務所等	13,721	27,063 (29)	3,411	44,196	2,868 [2,190]
(株)三越伊勢丹	伊勢丹新宿本店 (東京都新宿区)	百貨店業	店舗等	32,916	3,129 (20)	2,791	38,837	356 [484]
(株)三越伊勢丹	伊勢丹立川店 (東京都立川市)	百貨店業	店舗等	-	- (-)	-	-	131 [478]
(株)三越伊勢丹	伊勢丹浦和店 (埼玉県さいたま市浦和区)	百貨店業	店舗等	5,006	5,254 (5)	381	10,642	157 [454]
(株)三越伊勢丹	三越日本橋本店 (東京都中央区)	百貨店業	店舗等	35,893	110,310 (12)	2,853	149,056	370 [620]
(株)三越伊勢丹	三越銀座店 (東京都中央区)	百貨店業	店舗等	20,397	81,736 (5)	843	102,977	64 [208]
(株)三越伊勢丹	静岡伊勢丹店 (静岡県静岡市葵区)	百貨店業	店舗等	2,019	4,121 (6)	88	6,229	134 [192]
(株)三越伊勢丹	新潟伊勢丹店 (新潟県新潟市中央区)	百貨店業	店舗等	3,433	2,911 (7)	398	6,743	218 [450]
(株)三越伊勢丹	仙台三越店 (宮城県仙台市青葉区)	百貨店業	店舗等	3,546	3,849 (5)	390	7,785	187 [288]
(株)三越伊勢丹	札幌三越店 (北海道札幌市中央区)	百貨店業	店舗等	4,172	6,779 (3)	385	11,337	64 [216]
(株)三越伊勢丹	札幌丸井今井等 (北海道札幌市中央区)	百貨店業	店舗等	6,010	6,479 (6)	415	12,905	282 [564]
(株)三越伊勢丹	名古屋三越栄店 (愛知県名古屋市中区)	百貨店業	店舗等	5,817	4,174 (1)	774	10,766	347 [299]
(株)三越伊勢丹	名古屋三越星ヶ丘店 (愛知県名古屋市中区)	百貨店業	店舗等	-	- (-)	-	-	71 [184]

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 [名]
				建物及び 構築物	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
㈱三越伊勢丹	広島三越店 (広島県広島市中区)	百貨店業	店舗等	760	684 (1)	158	1,603	82 [105]
㈱三越伊勢丹	高松三越店 (香川県高松市)	百貨店業	店舗等	3,606	3,112 (9)	261	6,980	116 [343]
㈱三越伊勢丹	松山三越店 (愛媛県松山市)	百貨店業	店舗等	1,803	1,968 (7)	34	3,806	80 [173]
㈱三越伊勢丹	福岡三越店 (福岡県福岡市中央区等)	百貨店業	店舗等	396	- (-)	70	467	54 [78]
㈱三越伊勢丹	岩田屋本店等 (福岡県福岡市中央区等)	百貨店業	店舗等	3,892	- (-)	655	4,548	444 [490]
㈱函館丸井今井	函館丸井今井等 (北海道函館市)	百貨店業	店舗等	814	474 (5)	16	1,305	30 [111]

(注) 従業員数の[]は、臨時従業員数(主として1日8時間換算)を外書しております。

(3) 在外子会社

2019年12月31日現在

会社名	所在地	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 [名]	
				建物及び 構築物	土地 (面積千㎡)	使用権 資産	その他		合計
イセタン(シンガポール) Ltd.	シンガポール	百貨店業	店舗等	2,281	1,396 (3)	4,914	1,318	9,910	412 [114]
イセタンオブジャパン Sdn. Bhd.	マレーシア クアラ Lumpur	百貨店業	店舗等	3,379	- (-)	-	318	3,698	584 [12]

(注) 従業員数の[]は、臨時従業員数(主として1日8時間換算)を外書しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

新型コロナウイルス感染症の収束の兆し、その後の景気回復動向が見通せない中、不確定要素が多く予測をすることが困難であるため、現時点では重要な設備の新設、改修等の計画につきましては未定であります。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,500,000,000
計	1,500,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年6月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	396,100,954	396,167,554	東京証券取引所 市場第一部 福岡証券取引所	単元株式数は100株でありま す。
計	396,100,954	396,167,554	-	-

(注) 「提出日現在発行数」には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

ストックオプション制度の内容は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項」の(ストック・オプション等関係)に記載しております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2015年4月1日～ 2016年3月31日 (注)1	160	395,118	78	50,276	78	18,624
2016年4月1日～ 2017年3月31日 (注)1	113	395,232	51	50,328	51	18,676
2017年4月1日～ 2018年3月31日 (注)1	250	395,482	132	50,461	132	18,809
2018年4月1日～ 2019年3月31日 (注)1	212	395,694	112	50,573	112	18,921
2019年4月1日～ 2020年3月31日 (注)1	406	396,100	217	50,790	217	19,138

(注) 1 新株予約権の権利行使による増加であります。

- 2 2020年4月1日から2020年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が66千株、資本金が41百万円及び資本準備金が41百万円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	62	36	1,310	503	262	240,456	242,629	-
所有株式数 (単元)	-	1,278,299	39,533	574,296	649,891	707	1,401,457	3,944,183	1,682,654
所有株式数の 割合(%)	-	32.41	1.00	14.56	16.48	0.02	35.53	100.00	-

(注) 1 自己株式15,938,328株は、「個人その他」に159,383単元、「単元未満株式の状況」に28株含まれております。

- 2 上記「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ84単元及び50株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の 総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口) 1	東京都港区浜松町2丁目11番3号	37,642	9.90
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口) 2	東京都中央区晴海1丁目8番11号	24,242	6.38
公益財団法人三越厚生事業団	東京都新宿区西新宿1丁目24番1号	13,667	3.60
三越伊勢丹グループ取引先持株 会	東京都新宿区新宿5丁目16番10号	8,169	2.15
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口5) 3	東京都中央区晴海1丁目8番11号	7,022	1.85
清水建設株式会社	東京都中央区京橋2丁目16番1号	6,200	1.63
JP MORGAN CHASE BANK 385151 (常任代理人 株式会社みずほ銀 行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15番1号)	6,141	1.62
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービ ス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	5,697	1.50
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口9) 4	東京都中央区晴海1丁目8番11号	5,383	1.42
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀 行決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南2丁目15番1号)	4,797	1.26
計		118,964	31.29

- (注) 1 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数37,642千株は信託業務に係る株式であります。
- 2 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数24,242千株は信託業務に係る株式であります。
- 3 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)の所有株式数7,022千株は信託業務に係る株式であります。
- 4 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)の所有株式数5,383千株は信託業務に係る株式であります。
- 5 千株未満は切り捨てて表示しております。
- 6 2019年5月9日付けで公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、野村證券株式会社及びその共同保有者である野村アセットマネジメント株式会社が2019年4月30日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	株式等保有割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,984	0.50
野村アセットマネジメント株式 会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	23,956	6.05
計		25,941	6.56

- 7 2019年8月6日付けで公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社、日興アセットマネジメント株式会社が2019年7月31日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	1,584	0.40
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	13,368	3.38
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	10,073	2.55
計		25,025	6.32

- 8 2019年9月6日付けで公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、アセットマネジメントOne株式会社が2019年8月30日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	17,816	4.50
計		17,816	4.50

- 9 2020年3月16日付けで公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社三菱UFJ銀行及びその共同保有者である三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社が2020年3月9日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	4,541	1.15
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	13,757	3.47
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	4,236	1.07
計	-	22,535	5.69

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 15,938,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 378,480,000	3,784,800	-
単元未満株式	普通株式 1,682,654	-	-
発行済株式総数	396,100,954	-	-
総株主の議決権	-	3,784,800	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が8,400株(議決権84個)含まれております。

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社三越伊勢丹ホールディングス	東京都新宿区新宿 五丁目16番10号	15,938,300	-	15,938,300	4.02
計	-	15,938,300	-	15,938,300	4.02

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2019年11月7日)での決議状況 (取得期間2019年11月8日~2020年4月30日)	14,000,000	10,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	10,234,400	9,999,982,400
残存決議株式の総数及び価額の総額	3,765,600	17,600
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	26.90	0.00
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	26.90	0.00

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	5,444	4,827,033
当期間における取得自己株式	398	243,383

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(単元未満株式の買増請求に よる売渡し)	306	279,783	120	79,200
保有自己株式数	15,938,328	-	15,938,606	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増請求による売渡しによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、企業価値の長期的な向上を図りつつ株主の皆様への利益還元を行っております。

配当につきましては、経営環境、業績、財務の健全性を総合的に勘案しながら、安定的な配当水準を維持することを基本姿勢としておりますが、中長期的には利益成長にあわせた安定的な増配を目指してまいります。

なお、当社は配当について以下の内容を定款で定めております。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定めております。

また、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定めております。

(注)基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2019年11月7日取締役会	2,341	6.00
2020年6月15日定時株主総会	2,280	6.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方、および当社が現企業統治体制を採用する理由

2008年の株式会社三越伊勢丹ホールディングス発足以降、当社グループはお客様、従業員、株主、お取引先、地域社会といったステークホルダーの皆様と良好な関係を構築しつつ、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人をはじめとする法律上の各機能や制度を整備・強化してまいりました。

特に、当社では企業統治形態としては監査役会設置会社を選択しつつ、社外取締役が委員長を務める任意の指名報酬委員会を毎年10回以上開催し、役員「指名」と「報酬」における透明性・公正性を確保する等、取締役会の実効性の向上に努めるとともに、チーフオフィサー制の導入やグループ会社管理体制の整備等、業務執行の迅速化と利益の最大化に向けて経営機構改革を続けてまいりました。また、健全かつ透明性の高いグループ経営を実現するために「内部統制システム構築の基本方針」を掲げ、監査役会および会計監査人、内部監査部門等が必要な連携を図りつつ実効性ある監督を行うことで、内部統制システムの整備・拡充を図ってまいりました。

これらのコーポレート・ガバナンス改革の一環として、当社のあるべき機関設計について継続的に議論してまいりました結果、将来を見据え一層のガバナンスの高度化を図ることが重要であるとの判断に至り、本年6月15日開催の当社の第12回定時株主総会での承認をもって、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行いたしました。

当社が指名委員会等設置会社へ移行することで実現したい姿は、以下の通りです。

- ・執行と監督の役割を明確に分離し、取締役会はグループの大局的な方向付けと、業務執行に対する監督・モニタリングに特化します。これにより、取締役会の監督機能が強化され、迅速な業務執行が可能となると考えます。
- ・法定の指名委員会、報酬委員会、監査委員会を設置し、経営トップの選解任等のガバナンス上で重要な取組みを、社外取締役主導のもと客観性・透明性高く実施します。

この指名委員会等設置会社への移行を契機に企業活動の透明性をさらに高めるとともに、コンプライアンス経営に徹し、当社グループに関わるすべてのステークホルダーの皆様に対し提供すべき様々な価値の創造に努め、皆様から一層信頼される企業グループを目指し、経営の意思決定の迅速化、経営監督機能の強化、内部統制システムの充実などにこれからも継続的に取り組んでまいります。

企業統治の体制の概要

取締役会の責務・構成

グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図り、株主の皆様からの受託者責任に十分にお応えするための一環として、当社ではこれまで監査役会設置会社としての範囲内で、随時、取締役会が意思決定すべき付議基準の見直しと執行側への権限委譲を行い、「執行」と「監督」の分離を進め、取締役会の果たすべき意思決定機能と監督機能の強化を図ってまいりました。この中で、当社取締役会では、重要な経営課題について大局的な議論を積極的に行い、その議論を経営計画策定につなげるとともに、進捗状況のモニタリングを通じて取締役会が起点となった経営のPDCAサイクル構築を図ってまいりました。

指名委員会等設置会社へ移行後の取締役会につきましては、この流れを一層加速させ、取締役会での決議を要する案件は原則として法定のものに限定し、経営計画や戦略的案件等、経営に関する大局的な審議を中心に行うとともに、業務執行に対する監督・モニタリングを強化してまいります。

取締役の員数は、定款において移行前の取締役（12名以内）・監査役（5名以内）の合計より少ない「15名以内」と規定の上、現在の員数は13名とし、ガバナンス強化を鑑み、社外取締役が過半（社外7名・社内6名）となるよう構成しております。

その上で、取締役会が高い倫理観とともに、幅広くかつ専門性の高い知識とスキルを有した多様なメンバーで構成されるよう考慮しております。特に社外取締役については、実業界で執行経験を十分に積んだ方をはじめとして、その客観的かつ専門的な視点からの幅広い意見を積極的に取り入れバランスの取れた経営を行うために、異なる分野・業界から招聘しております。なお、社外取締役については、全員が当社の独立性基準を満たしております。

取締役会の議長については取締役会規程において非業務執行取締役とすると定めており、引き続き議長を務める会長については、2020年度より非業務執行者の位置付けであることを明確にしております。

また、株主や投資家をはじめとするステークホルダーの皆様には、株主総会や半期ごとの決算説明会および当社ホームページ等で、経営計画やその進捗状況に関する資料を開示し、取締役会が果たすべき説明責任を十分に

果たすよう努めております。

法定3委員会の責務・構成

指名委員会

役員「指名」に関する審議や意思決定を社外取締役の主導により客観性・透明性高く行ってまいります。そのため役員選任基準を明確にし、人事考課等の客観的指標の活用や対象者との接点拡大等により社外取締役の主体的な判断が可能となるよう取り組んでまいります。

構成については、移行時に5名とする委員のうち社外取締役を4名とし、委員長は社外取締役が担います。また、サクセッションプランの実効性を高めるために代表執行役社長も委員としますが、ガバナンス上重要な代表執行役社長の再任可否の判断に際しては、これまでの指名報酬委員会での運営と同じく審議の場から退席する等、実効性を高める工夫をしております。

報酬委員会

指名委員会同様、「報酬」に関する審議や意思決定を社外取締役の主導で行い、ガバナンスの更なる向上を図ってまいります。役員企業価値向上に向けたインセンティブのあり方等、役員報酬制度について課題と方向性を審議の上、社外取締役が個別報酬案の妥当性を主体的に判断できるよう、人事考課や外部の報酬サーベイへの参画等、様々な客観的指標を活用してまいります。

構成については、移行時に4名とする委員のうち3名を社外取締役とし、委員長も社外取締役が担います。なお、恣意性を回避するために、代表執行役社長は委員には含めておりません。

監査委員会

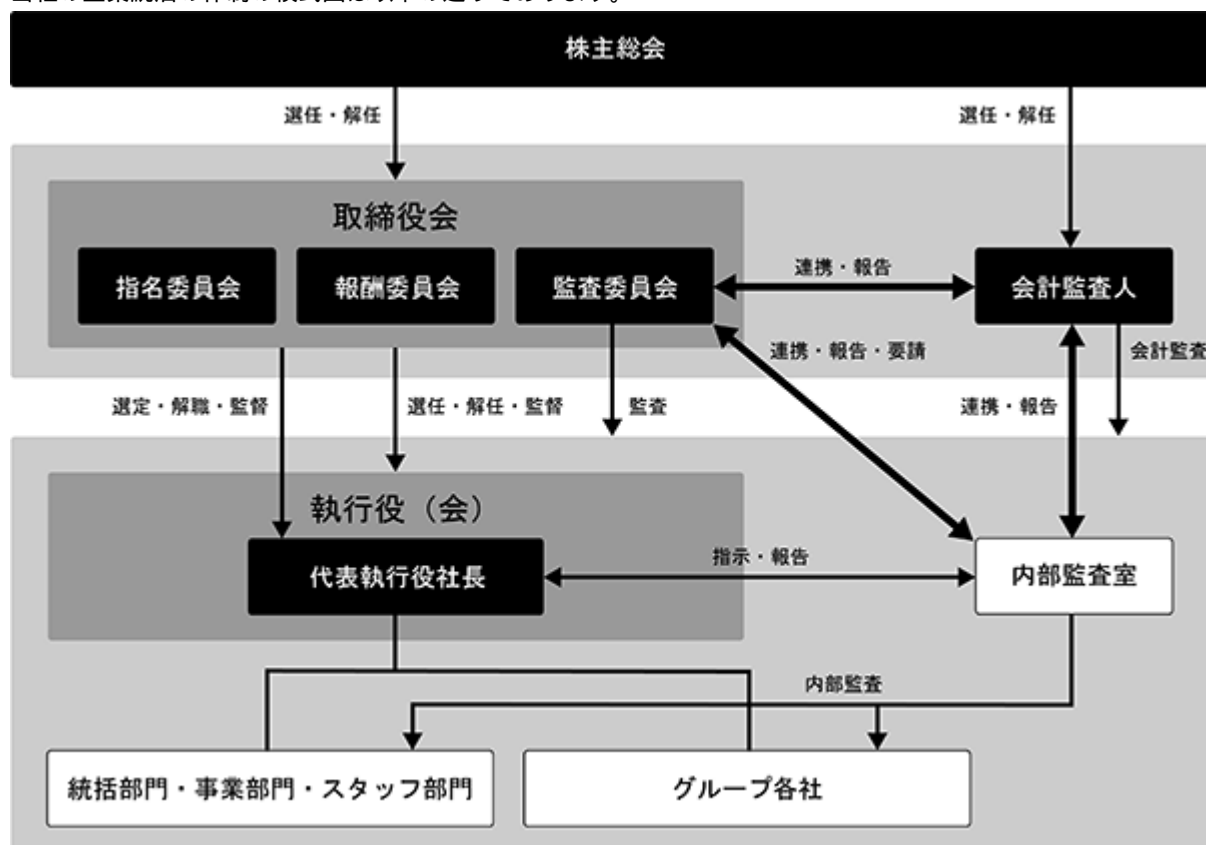
執行役および取締役の職務執行の適法性・妥当性をモニタリングし、監査を通じた監督機能を強化します。また、内部監査部門およびグループ各社の監査役と連携してグループ全体の監査の充実を図り、移行を契機としてグループ全体を網羅する監査体制の更なる充実化を実現してまいります。

構成については、移行時に5名とする委員のうち1名を社内非執行取締役による常勤委員とします。独立性の向上を目指し、監査委員を1期以上務めた社外取締役を委員長とすることを方針としますが、監査役会からの円滑な移行を考慮し、移行当初は社内の常勤委員が委員長を務めるものとします。

取締役会及び各委員会の構成（ :委員長、 :委員）

取締役会の構成員	役職	指名委員会	報酬委員会	監査委員会
赤松 憲	取締役 会長 兼 取締役会議長			
杉江 俊彦	取締役 代表執行役社長 CEO			
竹内 徹	取締役 代表執行役副社長 CMO			
伊倉 秀彦	取締役 執行役常務 CFO			
西山 茂	取締役 執行役常務 総務統括部長 兼 CRO			
白井 俊徳	取締役			
久保山 路子	取締役（社外）			
飯島 彰己	取締役（社外）			
土井 美和子	取締役（社外）			
小山田 隆	取締役（社外）			
平田 竹男	取締役（社外）			
古川 英俊	取締役（社外）			
橋本 副孝	取締役（社外）			

当社の企業統治の体制の模式図は以下の通りであります。



企業統治に関するその他の事項

内部統制システム構築の基本方針

当社グループは、健全かつ透明性の高いグループ経営と企業価値の最大化を図るべく、業務の適正を確保するために、以下の内部統制システム構築の基本方針を実践しています。

1. コンプライアンス体制

「当社の執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」（会社法416条1項1号ホ、会社法施行規則112条2項4号）

- (1) 取締役会を「取締役会規程」に則り定例開催し、取締役会において法令上取締役会に付議しなければならない事項（以下「法定の付議事項」という。）を中心に決議するとともに執行役の業務執行を監督し、法令および定款違反行為を未然に防止する。
- (2) 総務統括部にコンプライアンスに関する所管部署・担当を設置し、内部統制・法令遵守体制の維持・向上を図る。
- (3) 取締役会の意思決定および監督の適法性、効率性および妥当性を高めるため、取締役のうち過半数を社外取締役とする。
- (4) 内部監査部門として、独立した専門部署を設置する。内部監査は「内部監査規程」に基づき、内部監査部門と各部門が連携しながら実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査する。
- (5) 当社および当社グループにおいて不正行為等があった場合に、その事実を速やかに認識し、自浄的に改善するため、従業員等からの内部通報窓口として「三越伊勢丹グループホットライン」を設置する。

2. リスクマネジメント体制

「当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」（会社法施行規則112条2項2号）

- (1) 事業運営上発生するリスクの特定と評価・分析を行い、その評価・分析にもとづき、優先的に対応すべきリスクを選定し、リスク発現を未然に防止する。
- (2) リスク発生の際の対策本部設置、情報管理など迅速に対応できる社内横断的な管理体制の整備を行い、損害の拡大、二次被害の防止、再発の防止を図る。
- (3) リスクの認識・評価・対応の観点から、関連諸規程を策定し、周知・徹底させる。

- (4)内部監査部門の監査により、当社のリスクの早期発見、解決を図る。
- (5)反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求などを一切拒絶し、その被害を防止する。

3．財務報告に係る内部統制体制

「財務報告の適正性を確保するための体制」（金融商品取引法24条の4の4）

- (1)適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続きを示すとともに、適切に整備および運用する。
- (2)財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクへの適切な評価および対応を行うとともに、当該リスクを低減するための体制を適切に整備および運用する。
- (3)真実かつ公正な情報が識別、把握および処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みを整備しかつ運用する。
- (4)財務報告に関するモニタリングの体制を整備し、適切に運用する。
- (5)モニタリングによって把握された内部統制上の問題（不備）が、適時・適切に報告されるための体制を整備する。
- (6)財務報告に係る内部統制に関するIT（情報インフラ）に対し、情報漏洩や不正アクセスの防止等を含めた適切な対応を行う。

4．情報保存管理体制

「当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」（会社法施行規則112条2項1号）

- (1)執行役の職務の執行に関する以下の文書について、「文書管理規程」に基づき所定期間関連資料と共に記録・保管・管理する。
 - 株主総会議事録
 - 取締役会議事録
 - 執行役会議事録
 - 計算書類
 - 官公庁その他公的機関、金融商品取引所に提出した書類の写し
 - その他取締役会が決定する書類
- (2)会社法・金融商品取引法等の法令によって秘密として管理すべき経営情報、営業秘密および顧客等の個人情報について、保護・管理体制および方法等につき「情報管理規程」等の規程類を整備し、関係する取締役、執行役および従業員がこれを遵守することにより、安全管理を行う。

5．効率的職務執行体制

「当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」（会社法施行規則112条2項3号）

- (1)執行役の業務執行の分掌や指揮命令関係は取締役会で決定する。
- (2)取締役会は法定の付議事項を中心に決議し、その他の重要案件の意思決定は執行役に権限委譲する。執行役を中心メンバーとする執行役会にてそれら重要案件を審議のうえ決議・決定する。
- (3)執行役員制度を採用し、執行役員としての業務執行責任を明確にすることにより、業務執行の効率化を図る。
- (4)チーフオフィサー制を採用し、代表執行役社長から重要な担当領域を委任されたチーフオフィサーは、複数の部門にまたがる当社グループ全体の課題に関する統括業務の推進を行う。
- (5)業務執行については、「グループ意思決定手続規程」、「組織役割規程」、「捺印権限規程」においてそれぞれ職務および、その責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

6．グループ会社管理体制

「当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」（会社法施行規則112条2項5号）

当社は、以下のとおりグループ各社の、業務の適正を確保するための体制を整備するものとする。

- a. 「当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制」（会社法施行規則112条2項5号イ）

経営管理については統合会計システムの導入、対象範囲拡大による一元管理を目指すとともに、決裁、報告制度による管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行う。また「グループ会社管理規程」に基づき、当社グループ会社における重要案件に関する当社への報告および協議ルールを定め、当社グループ全体と

してのリスクマネジメントおよび効率性を追求する。

- b. 「当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」（会社法施行規則112条2項5号ロ）
- (1) 当社グループにおけるリスクマネジメントに関し、「リスクマネジメント基本規程」において必要な事項を定め、リスクマネジメントに関する所管部署として、当社総務統括部内に専門部署を設置する。
当該部署は、グループ各社と連携しながら、リスクマネジメントを推進する。
 - (2) 当社グループ全体の統合的なリスクマネジメントの実現を図るために、当社代表執行役社長を議長とし、議長が指名する構成員をメンバーとするコンプライアンス・リスクマネジメント推進会議を設置する。
- c. 「当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」（会社法施行規則112条2項5号ハ）
- (1) 当社グループ会社における自主性を尊重しつつ、その経営管理および助言・指導を行うとともに、必要に応じて当該グループ会社に取り締役、監査役を派遣して経営を把握し、業務の適正化を推進する。
 - (2) 当社グループ会社は、その経営に多大な影響を及ぼすと判断する重要な事項については、「グループ意思決定手続規程」に基づき当社執行役会または取締役会の承認決議を受ける。
- d. 「当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」（会社法施行規則112条2項5号ニ）
- (1) 内部監査部門による当社グループ会社の内部監査を実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査する。
 - (2) コンプライアンス・ガイドブック等を作成し、当社グループ全体に周知・徹底させるとともに、適宜、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。
 - (3) 当社グループ全体を対象とする内部通報窓口として、「三越伊勢丹グループホットライン」を設置し、当社グループ従業員等からの通報に対して、コンプライアンスの視点から、是正措置・再発防止策の策定と実施を行う。

7. 監査委員会スタッフに関する事項

「当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の執行役からの独立性に関する事項、および当該取締役および使用人に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項」（会社法施行規則112条1項1号、2号、3号）

- (1) 監査委員会の職務を補助する専任の組織を設置し、スタッフ（以下「監査委員会スタッフ」という。）を配置する。監査委員会はそのスタッフに対し監査業務に必要な事項を指示することができる。
- (2) 監査委員会スタッフは、監査委員会が求める事項の報告を行い、その報告のために必要な情報収集の権限を有する。
- (3) 監査委員会スタッフは、業務執行組織から独立し、専属として監査委員会の指揮命令に従いその職務を行う。当該スタッフの人事異動、評価、懲戒等その処遇については監査委員会の同意を必要とする。
- (4) 当社グループ全体の監査体制強化のため、監査委員会スタッフを非常勤監査役として各グループ会社に派遣する。

8. 監査委員会への報告に関する体制

a. 「当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役および使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制」（会社法施行規則112条1項4号イ）

「当社の子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告するための体制」（会社法施行規則112条1項4号ロ）

- (1) 取締役、執行役および使用人が監査委員会の求めに応じてまたは事案発生時に遅滞なく監査委員会に報告すべき事項を取締役会が定める「監査委員会規程」に定め、取締役、執行役および使用人は必要な報告を行うものとする。なお、監査委員会は前記に拘らず、必要に応じていつでも取締役、執行役、使用人に対して報告を求めることができる。
 - (2) 子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査委員会に対して、当該子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、報告することができる。
 - (3) 当社グループ全体を対象とする内部通報制度である「三越伊勢丹グループホットライン」の適切な運用を維持し、その運用状況、通報内容および調査結果を定期的に監査委員会に報告することとする。
- b. 「1の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」（会社法施行規則112条1項5号）

監査委員会への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止す

る。

9. 監査費用の処理方針

「当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項」（会社法施行規則112条1項6号）

監査委員がその職務の執行について、会社法第404条第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、当該費用または債務を処理する。

10. 監査委員会監査の実効性確保に関する体制

「その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」（会社法施行規則112条1項7号）

- (1) 監査委員会は情報収集、情報共有および課題認識の共有のため、代表執行役、取締役会議長、監査委員以外の取締役、および会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
- (2) 監査委員会が選定する監査委員は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および職務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席することができる。
- (3) 内部監査部門は、グループ全体を対象とする内部監査計画、監査結果および監査の状況を監査委員会に報告するほか、情報交換等の連携を図る。なお、監査委員会は、執行役の職務の執行に関して不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実がある旨の報告を受けた場合等、その必要が認められる場合には、内部監査部門に対して調査を求め、具体的な指示をすることができる。また、内部監査部門の長の人事および懲戒には監査委員会の同意を必要とする。

責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、非業務執行取締役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

(a) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨定款に定めております。

(b) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を目的として、取締役会の決議によって、毎年9月30日の株主名簿に記載若しくは記録の株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に規定する金銭による剰余金の配当をすることができる旨定款に定めております。

(c) 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款で定めております。

(d) 取締役及び執行役の責任軽減

当社は、取締役及び執行役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的として、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）及び執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令に定める限度において免除することができる旨を定款に定めております。

取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする旨定款に定めております。

当社は、取締役の選任決議について、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

男性14名 女性2名 (役員のうち女性の比率12.5%)

取締役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数 (千株)
取締役 会長兼取締役会議長	赤松 憲	1952年9月5日生	1975年6月	株式会社三越入社	注2	38
			2006年2月	同執行役員業務部長		
			2007年2月	同執行役員グループ業務部長		
			2007年5月	同取締役上席執行役員グループ業務部長		
			2008年4月	当社取締役常務執行役員管理本部長		
				株式会社三越取締役		
			2009年4月	株式会社伊勢丹取締役		
			2013年4月	当社取締役常務執行役員業務本部長		
				株式会社三越伊勢丹取締役常務執行役員業務本部長		
			2016年6月	新光三越百貨股份有限公司副董事長		
			2017年5月	当社顧問		
				日本百貨店協会会長		
			2017年6月	当社代表取締役会長		
				株式会社三越伊勢丹代表取締役会長		
			2019年4月	株式会社三越伊勢丹取締役会長(現任)		
			2020年6月	当社取締役会長兼取締役会議長(現任)		

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 代表執行役社長 C E O	杉江 俊彦	1961年2月15日生	1983年4月 株式会社伊勢丹入社 2009年4月 同執行役員営業本部MD統括部食品統括部長兼食品営業部長 2011年4月 株式会社三越伊勢丹執行役員営業本部MD統括部食品統括部長 2012年4月 当社常務執行役員経営戦略本部付 2012年6月 同取締役常務執行役員経営戦略本部長 2013年4月 株式会社三越伊勢丹取締役常務執行役員経営戦略本部長 2016年4月 当社取締役専務執行役員経営戦略本部長 株式会社三越伊勢丹取締役専務執行役員経営戦略本部長 2017年4月 当社代表取締役社長執行役員 株式会社三越伊勢丹代表取締役社長執行役員(現任) 2018年4月 当社代表取締役社長執行役員(C E O)兼C D T O C D T O(チーフ・デジタル・トランスフォーメーション・オフィサー) 2019年4月 同代表取締役社長執行役員(C E O) 2020年6月 同取締役代表執行役社長 C E O(現任)	注2	39

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)	
取締役 代表執行役副社長 CMO (チーフ・マーチャダイ ジング&マーケティング・ オフィサー)	竹内 徹	1960年5月21日生	1983年4月	株式会社伊勢丹入社	注2	24
			2009年4月	同執行役員営業本部MD統括部婦人統括部長		
			2010年3月	同取締役常務執行役員営業本部MD統括部長兼婦人統括部長		
			2011年4月	株式会社三越伊勢丹常務執行役員営業本部MD統括部長		
			2013年4月	当社常務執行役員 株式会社札幌丸井三越代表取締役社長執行役員		
			2016年4月	当社常務執行役員グループ人財本部長 株式会社三越伊勢丹常務執行役員グループ人財本部長		
			2017年4月	株式会社三越伊勢丹取締役専務執行役員百貨店事業本部長兼商品統括部長		
			2017年6月	当社取締役		
			2018年4月	株式会社三越伊勢丹取締役専務執行役員百貨店事業本部長		
			2019年4月	当社代表取締役副社長執行役員CMO CMO(チーフ・マーチャダイジング・オフィサー) 株式会社三越伊勢丹取締役(現任) 株式会社名古屋三越取締役(現任) 株式会社岩田屋三越取締役(現任)		
			2020年4月	同代表取締役副社長執行役員CMO CMO(チーフ・マーチャダイジング&マーケティング・オフィサー)		
2020年6月	同取締役代表執行役副社長CMO(現任)					

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 執行役常務 CFO (チーフ・フィナンシャル・オフィサー)	伊倉 秀彦	1964年7月5日生	1987年4月	株式会社伊勢丹入社	注2	8
			2014年4月	株式会社エムアイカード取締役専務執行役員 株式会社エムアイ友の会代表取締役社長		
			2017年4月	株式会社三越伊勢丹イノベーションズ代表取締役社長		
			2018年4月	当社執行役員経営企画部門長		
			2019年4月	同常務執行役員CFO CFO(チーフ・フィナンシャル・オフィサー) 株式会社三越伊勢丹取締役(現任) 株式会社エムアイカード取締役(現任)		
			2019年6月	当社取締役常務執行役員CFO 株式会社ジェイアール西日本伊勢丹取締役(現任)		
2020年6月	同取締役執行役常務CFO(現任)					
取締役 執行役常務 総務統括部長 兼CRO (チーフ・リスク・オフィサー)	西山 茂	1960年2月9日生	1982年4月	株式会社伊勢丹入社	注2	16
			2011年4月	株式会社三越伊勢丹フードサービス取締役執行役員管理本部長兼経営企画室長		
			2012年4月	株式会社三越伊勢丹常勤監査役		
			2016年4月	当社理事経営戦略本部国内関連事業部長		
			2017年4月	株式会社三越伊勢丹執行役員関連事業本部関連事業企画部長		
			2018年4月	当社執行役員総務部門長 株式会社三越伊勢丹執行役員総務部門長		
			2019年4月	当社執行役員グループ総務部門長		
			2020年4月	同常務執行役員総務統括部長兼CRO CRO(チーフ・リスク・オフィサー) 株式会社三越伊勢丹取締役(現任) 株式会社三越伊勢丹ニッコウトラベル取締役(現任)		
2020年6月	当社取締役執行役常務総務統括部長兼CRO(現任)					

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	白井 俊徳	1959年1月28日生	1982年4月	株式会社伊勢丹入社	注2	24
			2008年3月	同執行役員		
			2008年4月	当社執行役員経営戦略本部企画推進部長		
			2011年4月	同執行役員経営戦略本部経営企画部長		
			2012年6月	同取締役執行役員経営戦略本部経営企画部長		
			2013年6月	同執行役員経営戦略本部経営企画部長		
			2014年4月	同執行役員経営戦略本部企画推進部長		
			2016年1月	株式会社三越伊勢丹イノベーションズ代表取締役社長		
			2016年4月	当社常務執行役員経営戦略本部企画開発推進部長		
			2017年4月	同常務執行役員経営戦略本部長 株式会社三越伊勢丹取締役		
			2017年6月	当社取締役常務執行役員経営戦略本部長		
			2018年4月	同取締役常務執行役員CSRO CSRO(チーフ・ストラテジー・アンド・リストラクチャリング・オフィサー)		
			2019年4月	同取締役常務執行役員社長付		
2019年6月	同常勤監査役 株式会社エムアイカード監査役(現任) 株式会社三越伊勢丹ニッコウトラベル監査役(現任)					
2020年6月	同取締役(現任)					

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	久保山 路子 1	1956年4月16日生	1980年4月 花王石鹸株式会社(現 花王株式会社)入社 2006年4月 同商品広報部部長 2011年4月 同商品広報センター センター長 2011年9月 多摩大学大学院客員教授(現任) 2016年5月 花王株式会社生活者研究部コミュニケーションフェロー(現任) 2017年6月 株式会社ジャックス社外取締役 2018年6月 当社社外取締役(現任) 2019年6月 株式会社三井住友銀行社外取締役(現任)	注2	1
取締役	飯島 彰己	1950年9月23日生	1974年4月 三井物産株式会社入社 2008年4月 同常務執行役員 2008年6月 同代表取締役常務執行役員 2008年10月 同代表取締役専務執行役員 2009年4月 同代表取締役社長 2015年4月 同代表取締役会長(現任) 2016年6月 株式会社リコー社外取締役(現任) 2018年7月 ソフトバンクグループ株式会社社外取締役(現任) 2019年6月 日本銀行参与(現任) 当社社外取締役(現任)	注2	
取締役	土井 美和子	1954年6月2日生	1979年4月 東京芝浦電気株式会社(現 株式会社東芝)入社 2005年7月 株式会社東芝研究開発センターヒューマンセントリックラボラトリー技監 2006年7月 同研究開発センター技監 2008年7月 同研究開発センター首席技監 2014年4月 独立行政法人(現国立研究開発法人)情報通信研究機構監事(現任) 2015年6月 株式会社野村総合研究所社外取締役(現任) 2 2017年4月 奈良先端科学技術大学院大学理事(非常勤)(現任) 2019年6月 当社社外取締役(現任) 2020年4月 東北大学理事(非常勤)(現任)	注2	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)	
取締役	小山田 隆	1955年11月2日生	1979年4月	株式会社三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行	注2	2
			2009年1月	株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 常務執行役員		
			2009年6月	同常務取締役 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役		
			2012年5月	株式会社三菱東京UFJ銀行常務執行役員		
			2013年5月	同専務執行役員		
			2014年6月	同副頭取		
			2015年5月	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ副社長執行役員		
			2015年6月	同取締役代表執行役副社長グループCOO		
			2016年4月	株式会社三菱東京UFJ銀行頭取 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役		
			2017年6月	株式会社三菱東京UFJ銀行取締役		
			2017年6月	同特別顧問		
			2018年4月	株式会社三菱UFJ銀行特別顧問(現任)		
			2018年6月	公益財団法人日本国際問題研究所 代表理事・副会長(現任)		
2018年12月	三菱総研DCS株式会社社外取締役(現任)					
2019年6月	当社社外取締役(現任) 三菱電機株式会社社外取締役(現任)					

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	平田 竹男	1960年1月16日生	1982年4月	通商産業省(現 経済産業省)入省	注2	
			1995年6月	同省大臣官房総務課法令審査委員		
			1997年6月	同省通商政策局資金協力室長		
			2000年6月	同省資源エネルギー庁石油開発課長		
			2001年1月	経済産業省資源エネルギー庁石油天然ガス課長		
			2002年7月	財団法人日本サッカー協会専務理事		
			2006年4月	早稲田大学大学院スポーツ科学研究科教授(現任)		
			2007年3月	楽天株式会社社外監査役(現任)		
			2013年8月	内閣官房参与(現任)		
			2016年7月	日本スポーツ産業学会会長(現任)		
			2017年6月	当社社外監査役		
		2020年6月	同社外取締役(現任)			
取締役	古川 英俊	1955年7月16日生	1979年4月	株式会社三井銀行(現 株式会社三井住友銀行)入行	注2	
			2005年6月	株式会社三井住友銀行執行役員バンコック支店長		
			2008年4月	同執行役員法人部門、国際部門副責任役員		
			2009年4月	同常務執行役員名古屋営業部担当、名古屋法人営業本部長		
			2011年4月	同常務執行役員投資銀行部門統括責任役員		
			2012年4月	同取締役兼専務執行役員投資銀行部門統括責任役員		
			2013年4月	同取締役兼専務執行役員企業金融部門統括責任役員		
			2014年4月	同代表取締役兼副頭取執行役員グローバルコーポレートバンキング本部長		
			2015年6月	株式会社SMB C信託銀行代表取締役社長兼最高執行役員		
			2018年6月	同取締役会長(現任)		
		2020年6月	当社社外取締役(現任)			

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	橋本 副孝	1954年7月6日生	1979年4月	弁護士登録、新家猛法律事務所 (現 東京八丁堀法律事務所)入所	注2	
			2000年4月	第二東京弁護士会副会長		
			2006年4月	日本弁護士連合会常務理事		
			2008年1月	東京八丁堀法律事務所代表パートナー弁護士・所長(現任)		
			2012年4月	第二東京弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長		
			2014年3月	キリンホールディングス株式会社 社外監査役		
			2015年6月	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 (現 損害保険ジャパン株式会社) 社外監査役(現任)		
2020年6月	当社社外取締役(現任)					
計						154

1 久保山路子氏の戸籍上の氏名は、岩崎路子であります。

2 土井美和子氏は2020年6月18日付をもって株式会社野村総合研究所の社外取締役を退任する予定であります。

- (注) 1 取締役久保山路子ならびに飯島彰己、土井美和子、小山田隆、平田竹男、古川英俊、橋本副孝の各氏は、社外取締役であります。
- 2 取締役の任期は、2020年6月15日より、2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 3 所有株式数は、三越伊勢丹ホールディングス役員持株会における本人の持分を含めており、2020年3月31日現在の数であります。
- 4 2020年6月15日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって指名委員会等設置会社に移行しております。
委員会の体制は次の通りであります。
指名委員会：飯島彰己(委員長)、土井美和子、小山田隆、古川英俊、杉江俊彦
報酬委員会：土井美和子(委員長)、飯島彰己、平田竹男、西山茂
監査委員会：白井俊徳(委員長)、久保山路子、小山田隆、古川英俊、橋本副孝

執行役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (千株)
代表執行役 社長 CEO	杉江 俊彦	1961年2月15日生	注1	注2	39
代表執行役 副社長 CMO (チーフ・マーチャング ンギン&マーケティング・オ フィサー)	竹内 徹	1960年5月21日生	注1	注2	24
執行役 常務 CFO (チーフ・フィナンシャル・ オフィサー)	伊倉 秀彦	1964年7月5日生	注1	注2	8
執行役 常務 総務統括部長 兼CRO (チーフ・リスク・オフィ サー)	西山 茂	1960年2月9日生	注1	注2	16

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
執行役 専務 不動産統括部長	松尾 哉	1958年12月27日生	<p>1982年4月 株式会社伊勢丹入社</p> <p>2008年3月 同執行役員営業本部浦和店長</p> <p>2010年3月 同執行役員 営業本部MD統括部 支店グループ統括部長</p> <p>2011年4月 株式会社三越伊勢丹常務執行役員 営業本部MD統括部支店グループ統括部長</p> <p>2013年4月 当社常務執行役員営業副本部長 兼 営業本部地域店舗事業部長 株式会社三越伊勢丹常務執行役員 営業本部地域店舗事業部長</p> <p>2014年4月 当社常務執行役員営業本部長 株式会社三越伊勢丹取締役常務執行役員 営業本部長兼営業本部基幹店事業部長</p> <p>2014年6月 当社取締役常務執行役員営業本部長 株式会社三越伊勢丹取締役常務執行役員 営業本部長兼営業本部基幹店事業部長</p> <p>2015年4月 当社取締役専務執行役員営業本部長 株式会社三越伊勢丹取締役専務執行役員 営業本部長</p> <p>2017年4月 当社取締役 株式会社三越伊勢丹取締役専務執行役員 関連事業本部長兼不動産事業本部長</p> <p>2017年6月 株式会社三越伊勢丹取締役専務執行役員 関連事業本部長兼不動産事業本部長</p> <p>2017年7月 同取締役専務執行役員関連事業本部長 兼不動産事業本部長兼不動産事業本部 不動産事業企画部長</p> <p>2017年10月 同取締役専務執行役員関連事業本部長 兼不動産事業本部長兼不動産事業本部 不動産事業企画部長兼専門館事業部長</p> <p>2018年4月 同取締役専務執行役員関連・不動産 事業本部長</p> <p>2019年4月 同取締役専務執行役員不動産事業 部門長</p> <p>2020年4月 当社専務執行役員不動産統括部長 株式会社三越伊勢丹取締役専務執行役員 不動産事業部長(現任)</p> <p>2020年6月 当社執行役専務不動産統括部長 (現任)</p>	注2	26

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
執行役 常務 業務統括部長	片桐 英樹	1962年3月8日生	1984年5月 2018年4月 2019年4月 2020年4月 2020年6月	株式会社新潟三越百貨店入社 当社執行役員C R E戦略部門長 株式会社三越伊勢丹執行役員C R E戦略部門長 当社執行役員グループ業務部門長 同常務執行役員業務統括部長 同執行役常務業務統括部長(現任)	注2	3
執行役 常務 チーフオフィサー室 長	金原 章	1968年3月1日生	1990年4月 2018年4月 2018年9月 2019年4月 2020年4月 2020年6月	株式会社伊勢丹入社 株式会社三越伊勢丹執行役員百貨店事業本部店舗戦略部門長 同執行役員百貨店事業本部店舗戦略部門長兼営業戦略部門長 当社執行役員チーフオフィサー室長 当社常務執行役員チーフオフィサー室長 同執行役常務チーフオフィサー室長(現任)	注2	6
計						124

- (注) 1 「(2) 役員の状況 取締役の状況」に記載されております。
 2 執行役の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度の末日までであります。
 3 所有株式数は、三越伊勢丹ホールディングス役員持株会における本人の持分を含めており、2020年3月31日現在の数であります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は7名であります。

< 社外取締役の選任状況および社外取締役と当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係 >

氏名	重要な兼職の状況 (2020年6月15日現在)	選任状況の考え方および当社との関係
久保山 路子	<ul style="list-style-type: none"> ・ 花王株式会社生活者研究部コミュニケーションフェロー ・ 株式会社三井住友銀行社外取締役 	<p>同氏は、花王(株)で商品広報センター・センター長を務めるなど、主に商品開発やマーケティングの部門に従事。現在は同社生活者研究部コミュニケーションフェローを務めると同時に、マーケティングに関する豊富な経験から多摩大学大学院客員教授として教鞭を執るなど多彩に活躍されています。同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、当社社外取締役には2018年より就任し、その豊富な経験に基づき、消費者をはじめとした多様な視点から有益な助言をいただいております。引き続き独立した立場から業務執行に対して適切な助言および監督をいただくことが当社のガバナンス向上に大きく寄与するものと考え、同氏を引き続き社外取締役としました。</p> <p>なお、同氏と当社グループとの間には、人的関係、資本的关系又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。</p> <p>当社グループは、花王(株)および花王グループとの間に商品等の販売に関する取引がありますが、前事業年度における取引額は当社連結売上高の1%未満であります。</p> <p>また、当社グループは、(株)三井住友銀行との間に借入金等の取引関係があります。その借入額は当社の直近の連結総資産の2%未満であります。</p>
飯島 彰己	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三井物産株式会社代表取締役会長 ・ 株式会社リコー社外取締役 ・ ソフトバンクグループ株式会社社外取締役 ・ 日本銀行参与 	<p>同氏は、日本を代表する総合商社である三井物産(株)の経営者として卓越した手腕を発揮し同社の成長に大きな役割を果たされてきました。現在は代表取締役会長として同社の取締役会議長を務め、経営の監督者としての立場から同社のコーポレートガバナンスを推進されています。当社取締役会においては、その豊富な経営の経験に基づいた有益な助言をいただいております。引き続き独立した立場から業務執行に対して適切な助言および監督をいただくことが当社のガバナンス向上に大きく寄与するものと考え、同氏を引き続き社外取締役としました。</p> <p>なお、同氏と当社グループとの間には、人的関係、資本的关系又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。</p> <p>当社グループは、三井物産(株)との間に商品等の販売に関する取引がありますが、前事業年度における取引額は当社連結売上高の1%未満であります。</p> <p>また、当社グループは、(株)リコー、ソフトバンクグループ(株)、日本銀行との間に特別な関係はありません。</p>
土井 美和子	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立研究開発法人情報通信研究機構監事 ・ 株式会社野村総合研究所社外取締役 注 ・ 奈良先端科学技術大学院大学理事(非常勤) ・ 東北大学理事(非常勤) 	<p>同氏は、(株)東芝における情報技術分野の研究者・責任者を務め、同分野の専門家として多数の功績を上げられております。現在は国立研究開発法人情報通信研究機構の監事を務めるとともに、奈良先端科学技術大学院大学や東北大学の理事としても活躍されています。同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、当社取締役会においては、その豊富な情報技術分野の経験に基づき、新時代のプラットフォームを目指す当社にとって有益な助言をいただいております。引き続き独立した立場から業務執行に対して適切な助言および監督をいただくことが当社のガバナンス向上に大きく寄与するものと考え、同氏を引き続き社外取締役としました。</p> <p>なお、同氏と当社グループとの間には、人的関係、資本的关系又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。</p> <p>また、当社グループは、国立研究開発法人情報通信研究機構、(株)野村総合研究所、奈良先端科学技術大学院大学、東北大学との間に特別な関係はありません。</p>

氏名	重要な兼職の状況 (2020年6月15日現在)	選任状況の考え方および当社との関係
小山田 隆	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社三菱UFJ銀行特別顧問 ・公益財団法人日本国際問題研究所代表理事・副会長 ・三菱総研DCS株式会社社外取締役 ・三菱電機株式会社社外取締役 	<p>同氏は、国内トップクラスのメガバンクである㈱三菱東京UFJ銀行(当時)の経営者として手腕を発揮されました。長年にわたる金融機関での経験の中で培われた財務に関する深い知識を備えられており、当社の社外取締役役に就任以降は、その財務に関する専門的知識や経営についての高い見識から取締役会において有益な助言をいただいております。独立した立場から業務執行に対して適切な助言および監督をいただくことが当社のガバナンス向上に大きく寄与するものと考え、同氏を引き続き社外取締役としました。</p> <p>なお、同氏と当社グループとの間には、人的関係、資金的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。</p> <p>㈱三菱UFJ銀行は、当社の大株主であります。</p> <p>当社および当社グループは、㈱三菱UFJ銀行との間に借入金等の取引関係があります。その借入額は当社の直近の連結総資産の2%未満であります。また、同氏は、㈱三菱UFJ銀行(当時)三菱東京UFJ銀行)の頭取を退任し3年が経過しており、現在経営には関与されておられません。</p> <p>また、当社グループは、公益財団法人日本国際問題研究所、三菱総研DCS(株)、三菱電機(株)との間に特別の関係はありません。</p>
平田 竹男	<ul style="list-style-type: none"> ・早稲田大学大学院スポーツ科学研究科教授 ・楽天株式会社社外監査役 ・内閣官房参与 ・日本スポーツ産業学会会長 	<p>同氏は、Jリーグの発足や2002年サッカーワールドカップの日本招致に携わるなど、日本におけるスポーツビジネスの振興に大きく貢献されてきました。現在は早稲田大学大学院スポーツ科学研究科教授として教鞭を執られるとともに、内閣官房参与としても活躍されています。同氏は、社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、これまで当社社外監査役として、その多岐に亘る豊富な知見により適切な助言・提言をいただいております。指名委員会等設置会社へ移行後の当社取締役会においても、独立した立場から適切な助言・監督をいただくことは当社のガバナンス向上に大きく寄与するものと考え、同氏を社外取締役としました。</p> <p>なお、同氏と当社グループとの間には、人的関係、資金的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。</p> <p>また、当社グループは、早稲田大学、楽天(株)、日本スポーツ産業学会との間に特別の関係はありません。</p>
古川 英俊	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社SMB C信託銀行取締役会長 	<p>同氏は、国内有数のメガバンクである㈱三井住友銀行において長年に亘り経験を積み、同社副頭取などを経て、2015年にSMB C信託銀行代表取締役社長兼最高執行役員に就任し、外資系金融機関の国内個人向け事業を統合して新ブランドを立ち上げるなど、同社の革新的で質の高いサービスの提供に大きく貢献されました。2018年には同社取締役会長に就任されており、金融機関の経営者としての豊富な経験と財務に関する専門知識により、当社の取締役会において独立した立場から適切な助言・監督をいただくことは、当社のガバナンス向上に大きく寄与するものと考え、同氏を社外取締役としました。</p> <p>なお、同氏と当社グループとの間には、人的関係、資金的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。</p> <p>また、当社グループは、㈱SMB C信託銀行との間に特別の関係はありません。</p>
橋本 副孝	<ul style="list-style-type: none"> ・東京八丁堀法律事務所パートナー弁護士・所長 ・損害保険ジャパン株式会社社外監査役 	<p>同氏は、長年にわたり弁護士として第一線で活動を続けてこられ、2008年には東京八丁堀法律事務所の代表パートナー弁護士・所長に就任。弁護士活動の傍ら数社の企業の社外監査役を務めるとともに、年金記録問題の第三者委員会の委員や原子力損害賠償紛争審査会の特別委員をされるなど、国家的課題の解決にも尽力されております。同氏は、社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、その企業法務に代表される高度かつ幅広い専門知識をもとに、当社の取締役会において独立した立場から適切な助言・監督をいただくことは、当社のガバナンス向上に大きく寄与するものと考え、同氏を社外取締役としました。</p> <p>なお、同氏と当社グループとの間には、人的関係、資金的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。</p> <p>また、当社グループは、損害保険ジャパン(株)との間に取引関係がありますが、保険契約等に関する一般的な内容であり、一般株主との利益相反となるような特別の関係はありません。</p>

注 土井美和子氏は2020年6月18日付をもって株式会社野村総合研究所の社外取締役を退任する予定であります。

< 社外取締役が当社の企業統治において果たす機能及び役割、選任するための独立性に関する基準 >

当社はこれまで監査役会設置会社としての範囲内で、随時、取締役会が意思決定すべき付議基準の見直しと執行側への権限委譲を行い、「執行」と「監督」の分離を進め、取締役会の果たすべき意思決定機能と監督機能の強化を図ってまいりました。

その中で、これまで社外取締役には、取締役会において、業務執行の監督を行うことはもとより、経営の意思決定そのものに対する妥当性までの監督・助言を行っていただき、且つ、取締役会の諮問機関である指名報酬委員会にて、社長執行役員（CEO）の人事案・後継者計画案や役員人事案、関係会社の社長候補案等の「指名」に関する事項、ならびに役員報酬制度や取締役および執行役員の賞与案、取締役・監査役の報酬案等の「報酬」に関する事項の全般についての審議に関与いただくなど、当社のガバナンスの向上に大きく貢献いただいております。

また、社外監査役には、経営の意思決定のプロセスや内容が、法的・会計的な側面から適切かどうか監査いただいております。監査役会において常勤監査役を通じ、経営会議の状況やその他当社の経営上の情報を把握することで、当社の経営に対する課題感を的確に共有し、監査役会や取締役会においても、中立・客観的な見地に基づく監査意見はもとより、忌憚ない意見や有意なアドバイスをいただくなど、当社の健全なコーポレートガバナンス体制の確立に大きく寄与いただいております。

今後は、指名委員会等設置会社に移行したことを契機に、社外取締役には当社グループの経営に関する大局的な審議の中での的確な助言・提言をいただき、業務執行に対するモニタリング強化に貢献いただくことに併せて、法定の指名委員会・報酬委員会・監査委員会において、経営トップの選解任等のガバナンス上で重要な取組みを主導いただくことで、一層のガバナンスの高度化に貢献いただきたいと思います。

そのため当社は、社外取締役は、高い倫理観とともに、幅広くかつ専門性の高い知識とスキルを有した多様なメンバーで構成するべきと考えており、実業界で執行経験を十分に積んだ方をはじめとして、その客観的かつ専門的な視点からの幅広い意見を積極的に取り入れバランスの取れた経営を行うべく、異なる分野・業界の方を招聘しております。

なお、社外取締役については、全員が当社の独立性基準を満たしております。

[独立社外役員の独立性基準]

当社は、社外取締役を独立役員として指定するにあたって、その独立性を判断するため、「三越伊勢丹ホールディングス社外役員の独立性に関する基準」を独自に定めており、以下のいずれにも該当しない社外役員を独立役員として指定しております。

当社グループの業務執行者

当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行取締役、執行役、支配人

当社グループの主要な取引先またはその業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人である者

当社グループの主要な借入先の業務執行者

当社グループから役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等

当社の発行済総株式数の5%以上の株式を保有している株主またはその業務執行者

過去3年間に於いて上記 から に該当していた者

上記 から の配偶者または二親等以内の親族

なお、 の「主要な取引先」とは「当社と当該取引先の連結ベースの年間取引額が、過去3年間に於いて1度でも両者いずれかの連結ベースの年間総取引額の1%を超える取引があった取引先」を、 の「主要な借入先」とは「当社グループの借入金残高が、事業年度末において当社の連結総資産の2%を超える借入先」を、 の「一定額」とは「過去3年間のいずれかの年度において1千万円以上」を意味します。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、2020年6月15日の第12回定時株主総会での承認をもって指名委員会等設置会社に移行しました。社外取締役は監査委員会より監査計画についての報告を、内部監査部門より内部統制システムの有効性の評価結果についての報告を、また内部統制部門からは「内部統制システム構築の基本方針」の策定にあたって報告を受け、監督機能を発揮します。なお、監査委員会と内部監査部門および会計監査人との連携ならびに内部統制部門との関係については「(3) 監査の状況」に記載しております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

(監査役監査の組織、人員及び手続)

当事業年度において当社は監査役会設置会社であり、監査役会は3名の社外監査役と2名の社内出身の常勤監査役で構成し、各監査役は監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、期初に策定した監査の方針、職務の分担等に従い、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。

なお、当社は2020年6月15日の第12回定時株主総会での承認をもって指名委員会等設置会社に移行しました。監査委員会は、4名の社外取締役による監査委員と1名の社内非業務執行取締役による常勤監査委員の計5名で構成されております。委員長は、監査役会からの円滑な移行を考慮し、指名委員会等設置会社への移行当初は社内取締役である常勤監査委員が委員長を務めております。なお、常勤監査委員である白井俊徳氏は、経理部門を担当の後、経営戦略部門での経験が長く、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査委員会の職務を補助する専任の組織を設置し、2020年6月15日現在で計7名のスタッフを配置しております。

(監査役及び監査役会の活動状況)

当事業年度の監査役会は合計16回開催され、1回あたりの所要時間は約1時間、監査役の出席率は96%でした(平田竹男氏は16回中13回出席、その他4名の監査役は16回中16回出席)。原則毎月1回開催された監査役会では、監査役の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を行い、必要な審議を行いました。年間を通じての主な決議、報告および審議・協議の内容は以下のとおりです。

主な決議：監査計画及び監査役業務分担、会計監査人の再任、会計監査人の報酬の同意、監査報告書作成及び提出、等

主な報告および審議・協議：取締役会議案事前確認、経営会議の状況、業務報告聴取内容、会計監査人からの報告内容、会計監査人评价、指名委員会等設置会社への移行検討状況、監査報告書案、等

各監査役は、取締役会に出席し、議事運営および決議内容等を監査し、必要に応じて意見表明を行いました。その他、主に常勤監査役が、経営会議等の社内の重要な会議に出席し、また会計監査人、子会社監査役および内部監査部門との定期会合を行い、必要な連携をはかりました。また、半期毎に常勤監査役と取締役および執行役員との面談を実施し、また適宜役職員から報告を受け、必要に応じた提言を行っております。

なお、当社の子会社である株式会社エムアイカードは、同社のウェブサイト上において不当景品類及び不当表示防止法に違反する不当な表示を行ったとして、消費者庁より2019年7月8日付で措置命令、本年3月24日付で課徴金納付命令を受けました。監査役会および監査委員会は、当社および子会社が同法を含む法令遵守の徹底に取り組んでいることを確認しております。

なお、当社は2020年6月15日の第12回定時株主総会での承認をもって指名委員会等設置会社に移行しました。監査委員会は、定期的に代表執行役や取締役会議長、監査委員以外の社外取締役、および会計監査人と意見交換を行い情報共有を図るほか、内部監査部門と監査結果等について情報交換を行うことにより、監査の実効性を確保する体制を構築しております。また、内部統制部門から定期的に報告を聴取し、当社および当社グループにおける内部統制システムの構築および運用の状況を監視・検証します。加えて、監査委員会の職務を補助する専任の組織からグループ各社に非常勤監査役を派遣し、移行を契機としてグループ全体の監査体制の整備・拡充を図ってまいります。監査委員会は、以上のような体制および監査活動により、執行役および取締役の職務の執行について適法性および妥当性の監査を実施し、監査の内容を取締役に報告し、必要に応じて意見表明を行います。

内部監査の状況

当社の内部監査の組織は、他の業務執行から独立した立場にある内部監査部門(25名)が、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備状況、運用状況を金融庁ガイドラインに基づいて評価するとともに、当社グループ各社の業務執行に関する、法令遵守、業務の有効性、妥当性等について業務監査を実施し、その内容を代表執行役社長及び監査委員会に報告することとしております。内部統制部門はそれらに基づき、必要に応じて内部統制システムの改善を図っております。

また、内部監査部門は、会計監査人より監査計画及び四半期決算レビュー結果等の報告を受けるなど、適宜意見交換を行い連携の強化に努めております。

会計監査の状況

(監査法人の名称)

EY新日本有限責任監査法人

(継続監査期間)

55年間

当社は、2008年に株式会社伊勢丹と株式会社三越が株式移転により共同で設立した持株会社であり、上記継続監査期間は株式会社伊勢丹の継続監査期間を含んで記載しております。

(業務を執行した公認会計士)

指定有限責任社員 業務執行社員 梅村 一彦

指定有限責任社員 業務執行社員 関口 依里

指定有限責任社員 業務執行社員 衣川 清隆

(監査業務に係る補助者の構成)

当社の会計監査に係る補助者は、公認会計士31名、その他（公認会計士試験合格者等）41名であります。

(会計監査人の選定方針と選定した理由)

当社は、会計監査人の監査活動を定期的に評価しており、その結果を踏まえて再任の適否を每期判断しております。監査役会は、当事業年度において会計監査人から品質管理体制や独立性、監査計画、監査チーム編成等の監査の実施体制、および監査報酬の見積額等について説明を受け、監査役との定期会合等を通じて期中・期末の監査状況を確認し、その監査活動を評価の上、第13期の会計監査人の再任決議を行いました。

(会計監査人の解任または不再任の決定の方針)

監査委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員全員の同意に基づき監査委員会が会計監査人を解任いたします。

(監査委員会による会計監査人の評価)

監査委員会は、会計監査人の監査活動を定期的に評価する制度を導入しており、会計監査人の品質管理、監査の実施状況、監査委員会等とのコミュニケーションなどの評価結果等を踏まえて再任の適否を每期判断します。

監査報酬の内容等

(監査公認会計士等に対する報酬)

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	111	11	104	-
連結子会社	124	-	127	-
計	236	11	232	-

当社における非監査業務の内容はアドバイザー業務等の委託であります。

(監査公認会計士等と同一のネットワーク(Ernst & Young)に対する報酬(上記報酬を除く))

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	20	-	6
連結子会社	19	1	20	-
計	19	21	20	6

当社及び連結子会社における非監査業務の内容は税務に関するアドバイザリー業務等の委託であります。

(その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容)

該当事項はありません。

(監査報酬の決定方針)

当社は監査公認会計士等に対する監査報酬について、監査日数、監査内容等を総合的に勘案し、監査公認会計士等と協議の上、会社法第399条第1項および第4項の同意を得て決定しております。

(監査役会が監査報酬に同意した理由)

当事業年度の監査報酬について、監査役会は、監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ．役員の報酬等に関する方針

当社では、役員報酬について、以下の4点を基本原則としております。

(社外取締役は含まず)

1. 株主と役員の利害一致の促進
2. 業績や株主価値の向上に向けたインセンティブ効果の拡大
3. (目標達成時における)競合企業との比較において遜色の無い水準の提供
4. 評価方法や報酬決定方法の客観性、透明性の確保

上記の基本原則は、当社の「役員報酬ガイドライン」にて、「役員報酬原則」として規定しております。

ロ．役員報酬決定のプロセスに係る事項

上記の「役員報酬原則」を踏まえ、報酬決定プロセスの全般において、指名委員会等設置会社への移行前では、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会にて実効性の高い審議を行うことで、客観性、透明性を確保してまいりました。2020年6月15日の指名委員会等設置会社への移行後は、法定の報酬委員会にて「報酬」に関する審議や意思決定を社外取締役主導で行うことで、客観性、透明性を確保してまいります。

<報酬の額や算定方法の決定方針の決定権限者>

体制移行前の指名報酬委員会は、社外取締役4名(独立社外取締役3名および社外取締役1名)に代表取締役社長執行役員(CEO)を加えた計5名で構成してまいりました。

体制移行後の報酬委員会は、4名で構成する委員のうち3名を社外取締役とし、その社外取締役は全員、当社の独立性基準を満たしております。また、報酬委員会規程において委員長は社外取締役が担うことと規定しております。なお、恣意性を回避するために、代表取締役社長は委員には含めておりません。

<決定権限者の権限内容及び裁量の範囲>

体制移行前の指名報酬委員会における審議対象は、役員報酬制度や個別報酬額はもとより、支給の対象者である役員の人事案にまで及んでおり、審議した内容を取締役に諮問してまいりました。

体制の移行後は、当社の取締役、執行役の報酬に関する方針・制度や個別報酬額を、法定の報酬委員会にて決議してまいります。

ハ．役員の報酬等の種類とその決定方法について

当社の役員報酬制度は、毎月の「基本報酬」、年単位で支給または付与される「賞与」および「株式報酬」(2019年度までは「株式報酬型ストックオプション」を採用)の3つで構成しており、その水準については、上記「役員報酬原則 3.」を踏まえ、ベンチマーク対象を産業界全般とし、上場企業が数多く参加する報酬

サーベイに当社も每期参画し、報酬制度全体（業績目標達成時）で平均相当となるよう検証しております。

2019年度における役員区分別の各報酬の年間の報酬基準および全報酬に占める比率は次の通りであります。

<2019年度>

役員区分	業績連動報酬以外の報酬（比率）		業績連動報酬
	基本報酬	ストックオプション	賞与（目標達成時）
代表取締役会長	基本報酬×12ヶ月 （約67%）	基本報酬×6ヶ月 （約33%）	
代表取締役社長執行役員	基本報酬×12ヶ月 （50%）	基本報酬×6ヶ月 （25%）	基本報酬×6ヶ月 （25%）
その他の取締役 （執行役員兼務者）	基本報酬×12ヶ月 （50%）	基本報酬×6ヶ月 （25%）	基本報酬×6ヶ月 （25%）
社外取締役	基本報酬×12ヶ月 （100%）	-	-
監査役（社内・社外）	基本報酬×12ヶ月 （100%）	-	-

なお、指名委員会等設置会社への移行を踏まえ、2020年度からは各報酬の支給対象者や各報酬の年間の報酬基準および全報酬に占める比率を、次のように見直しております。このうち、これまで株式報酬型ストックオプションとして付与してきた株式報酬制度のあり方については、当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとしてより一層機能するよう、中長期の業績に連動した新しい株式報酬制度の導入を視野に入れつつ、現在、抜本的な検討を行っております。

<2020年度（予定）>

役員区分	業績連動報酬以外の報酬（比率）	業績連動報酬	
	基本報酬	賞与（目標達成時）	株式報酬（目標達成時）
取締役 会長	基本報酬×12ヶ月 （約92%）		基本報酬×1ヶ月 （約8%）
取締役 代表執行役社長	基本報酬×12ヶ月 （60%）	基本報酬×5ヶ月 （25%）	基本報酬×3ヶ月 （15%）
取締役 （代表執行役副社長含む執行役員兼務者）	基本報酬×12ヶ月 （60%）	基本報酬×5ヶ月 （25%）	基本報酬×3ヶ月 （15%）
取締役 （執行役員兼務者以外）	基本報酬×12ヶ月 （約92%）		基本報酬×1ヶ月 （約8%）
社外取締役	基本報酬×12ヶ月 （約92%）		基本報酬×1ヶ月 （約8%）

1. 基本報酬

取締役、執行役の基本報酬については、「役員報酬ガイドライン」に規定された報酬テーブルに基づき毎月定額で支払われます。

この基本報酬額については、外部のコンサルティング会社が提供する職務分析・評価の手法により原案を作成し、これまでは指名報酬委員会にて審議を行った上で取締役会に答申し、取締役会にて決議してまいりました。体制移行後もこのような客観的指標を活用し、社外取締役が過半を占める報酬委員会において社外取締役が個別報酬額案の妥当性を主体的に判断の上決議できるよう運営してまいります。

2. 賞与

執行役（代表執行役を含む）においては、報酬原則を反映し、目標達成を強く動機づけるために、下記の通りの業績連動型賞与を導入しております。なお、執行役を兼務しない取締役へは賞与支給はありません。

基準賞与額 = 基本報酬 × 5ヶ月

賞与支給額 = 基準賞与額 × 〔1〕支給率（全社業績目標達成度） × 〔3〕配分比率（ウエイト）
+ 基準賞与額 × 〔2〕支給率（個人の定性評価） × 〔3〕配分比率（ウエイト）

〔1〕支給率（全社業績目標達成度）

2008年度の当社設立以来、早期にグループの基盤を整備し、経営を将来に向けた成長軌道に乗せるために、年度計画の達成を強く動機づけるべく、連結営業利益額をその指標としてまいりました。

	第10期 （2017年度）	第11期 （2018年度）	第12期 （2019年度）
連結営業利益目標額	250億円	290億円	300億円
連結営業利益実績額	244億円	292億円	156億円

この営業利益目標を達成した場合の支給率を1.00（100％）とし、達成度に応じて支給率は下限0.00（0％）～上限2.00（200％）で比例配分となるように設計しております。その上・下限における連結営業利益額は、目標額の絶対水準を鑑みながらメリハリのある設定となるよう毎期判断し決定しております。

2019年度においては、連結営業利益目標額を年度計画値である300億円とし、支給率下限0.00（0％）における連結営業利益額については目標額を30％下回る210億円、支給率上限2.00（200％）においては30％上回る390億円に設定し、上・下限の間での比例配分といたしました。

〔2〕支給率（個人の定性評価）

執行役の定性評価の支給率は、被評価者と代表執行役社長等の評価者との間で期初に面談し設定した定性的な目標の実現度を、期末に評価者がS（150％）、A（125％）、B（100％）、C（75％）、D（50％）の5段階で評価し、報酬委員会に諮ることとしております。

〔3〕配分比率（ウエイト）

定性評価の配分比率（ウエイト）についても、毎期そのあり方を判断し決定しております。

2020年度の設定は、全社業績に対する最終責任者である代表執行役社長については全社業績目標達成度の配分比率を100％とし、その他の執行役についてはその比率を60％としております。

	全社業績目標達成度	個人の定性評価
代表執行役社長	100%	0%
その他の執行役 （代表執行役副社長含む）	60%	40%

指名委員会等設置会社への移行前の、執行役員を兼務する取締役の賞与については、前述の決定方式のうち、毎期の「全社業績目標額」と「全社業績目標達成度・個人の定性評価の各支給率算出方法」及び役位ごとの「全社業績目標達成度・個人の定性評価の各配分比率（ウエイト）」の原案を期初に作成し、指名報酬委員会において審議し取締役会で決議してまいりました。また、期末にはあらかじめ設定された計算式にて算出される「全社業績目標達成度における支給額」に加え、評価者による「個人の定性評価」の結果の妥当性について指名報酬委員会にて審議の上、取締役会で支給額案を決議し、株主総会での承認を経て決定してまいりました。

体制移行後については、執行役（代表執行役を含む）の賞与の決定方式の原案を上記と同様の方法で作成の上、法定の報酬委員会にて機関決定してまいります。

3. 株式報酬

株式報酬につきましては、役員株式保有を促し、長期的な株主価値の向上に対する意識を高めることを目的として、取締役（社外取締役を除く）に対して、2019年度までは以下の通り権利行使価格を1円とする株式報酬型ストックオプションを付与してまいりました。

付与の上限個数（1個＝100株）＝基本報酬額×6ヶ月÷当社の基準株価（　）

基準株価＝東京証券取引所における「発行決議を行う前月までの3ヶ月間の平均株価」と「発行決議日の4日前の株価（当日終値がない場合は前営業日の終値）」のいずれか高い方

なお、指名委員会等設置会社への移行を踏まえ、2020年度からは各報酬の支給対象者や各報酬の年間の報酬基準および全報酬に占める比率を前述の通り見直しております。このうち、これまで株式報酬型ストックオプションとして付与してきた株式報酬制度のあり方については、当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとしてより一層機能するよう、中長期の業績に連動した新しい株式報酬制度の導入を視野に入れつつ、制度の枠組みや業績との連動方法等について、現在、抜本的な検討を行っております。この2020年度からの株式報酬制度の内容については、体制移行後の報酬委員会において早期に議論の上、決定次第すみやかに開示してまいります。

<最近事業年度における取締役会および委員会等の活動内容>

2019年度においては、指名報酬委員会を全11回開催し、その中で役員報酬に関する事項は計10回にわたり審議してまいりました。その審議結果に基づき、株式報酬型ストックオプションの付与案については2019年6月、次年度（2020年度）の役員人事体制における基本報酬額案は2020年2月、2019年度分の役員賞与支給額案

については2020年5月の取締役会においてそれぞれ決議しております。

二．役員の報酬等に関する株主総会決議年月日

2009年6月29日開催の第1回定時株主総会において、以下の通り決議しております。

<基本報酬>

当社の定款に定める取締役員数12名以内、監査役員数5名以内を前提とし、取締役分を月額2,300万円以内（うち社外取締役分は月額500万円以内）、監査役分を月額700万円以内とする。

<株式報酬型ストックオプション>

上記の取締役の基本報酬とは別枠で、定款に定める取締役員数12名以内を前提として、取締役（社外取締役を除く）に対して、年額1億3,800万円の範囲で付与する。具体的な配分額は、年間基本報酬額の50%相当額とする。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		業績連動報酬以外の報酬		業績連動報酬	退職慰労金	
		基本報酬	ストック オプション	賞与		
取締役 (社外取締役を除く。)	244	178	66	-	-	6
監査役 (社外監査役を除く。)	50	50	-	-	-	3
社外役員	78	78	-	-	-	10

- (注) 1 取締役のうち執行役員を兼務する者の執行役員部分の報酬等はありません。
- 2 株式報酬型ストックオプションについては、上記の表において「業績連動報酬以外の報酬」に分類して記載しております。その株式報酬型ストックオプションの額は、2009年6月29日開催の第1回定時株主総会の決議に基づき、2019年6月17日開催の取締役会の決議により同年7月2日に付与され権利が確定した新株予約権の公正な評価額の総計であります。
- 3 当社の役員賞与は、「役員の報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針に係る事項」にあるとおり、業績に連動する算定方法を導入しておりますが、当期につきましてはその算定結果に関わらず、2019年度の業績の大幅な悪化を勘案し、取締役賞与は支給しないものいたしました。

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項がないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社及び当社グループは、株式の価値変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とするいわゆる純投資目的の株式は、保有しておりません。当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、商品供給、資金調達等取引の維持・強化の目的で、必要と判断する企業の株式を政策保有株式として保有し、純投資目的以外の株式として区分しております。

株式会社三越伊勢丹における株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である株式会社三越伊勢丹については以下のとおりであります。

ア．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資する場合を除き、原則として政策保有株式を取得・保有しないことを基本方針としております。既に保有する政策保有株式（上場株式）については、毎年の当社取締役会において、個別銘柄の保有目的、取引状況、配当収益など、定量面と定性面から総合的に継続保有の合理性を検証しておりますが、政策保有株式縮減に向けて、保有銘柄の状況を勘案しつつ段階的に売却を進めてまいります。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	44	735
非上場株式以外の株式	39	19,943

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る 取得価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	2	8	取引先持株会の拠出

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る 売却価額の合計額(百万円)
非上場株式	1	30
非上場株式以外の株式	8	4,945

c．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無 (注4)
	株式数(株)	株式数(株)		
清水建設株式会社	3,230,172	3,230,172	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	2,729	3,107		
株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ	3,165,190	4,436,996	当社グループの財務活動の円滑化及び安定化のための保有	有
	1,275	2,440		
西日本旅客鉄道株式会社	169,000	169,000	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	1,249	1,409		
ロイヤルホールディングス株式会社	681,000	681,000	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	1,197	1,885		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無 (注4)
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
松竹株式会社	98,500	98,500	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	1,193	1,221		
東日本旅客鉄道株式会社	144,900	144,900	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	1,184	1,547		
株式会社オンワード ホールディングス	2,433,106	2,419,008	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有 2019年度において、取引先持株会の拠出により保有株数が14,098株増加	有
	1,155	1,415		
大正製薬ホールディングス株式会社	165,600	165,600	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	1,099	1,747		
凸版印刷株式会社	614,107	614,107	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	1,016	1,026		
株式会社T S I ホールディングス	2,367,400	2,367,400	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	937	1,500		
株式会社ワコール ホールディングス	382,467	382,467	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	897	1,052		
ヤマトホールディングス株式会社	484,000	484,000	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	821	1,383		
株式会社松屋	1,115,700	1,115,700	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	683	1,120		
三井物産株式会社	435,528	435,528	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	654	748		
株式会社歌舞伎座	115,000	115,000	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	無
	598	657		
株式会社三陽商会	416,337	416,337	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	561	719		
高砂熱学工業株式会社*	279,180	279,180	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	463	497		
日本航空株式会社*	220,400	220,400	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	438	859		
美津濃株式会社*	205,720	205,720	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	384	527		
三菱鉛筆株式会社*	230,000	230,000	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	326	493		
三菱倉庫株式会社*	135,500	135,500	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	295	418		
株式会社第四北越 フィナンシャルグループ*	62,964	62,964	当社グループの財務活動の円滑化及び安定化のための保有	有
	148	196		
株式会社ルックホールディングス*	134,400	134,400	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	102	203		
新潟交通株式会社*	50,000	50,000	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	無
	99	101		
株式会社東京ドーム*	116,500	116,500	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	84	123		
株式会社デザート*	52,277	52,277	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	66	151		
SOMPOホールディングス株式会社*	14,597	14,597	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	48	59		
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社*	15,600	15,600	当社グループの財務活動の円滑化及び安定化のための保有	有
	48	62		
三機工業株式会社*	30,000	30,000	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	36	36		
株式会社百十四銀行*	13,200	13,200	当社グループの財務活動の円滑化及び安定化のための保有	有
	25	30		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無 (注4)
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社東京會館 *	9,000	9,000	主に百貨店セグメントにおける事 業活動の円滑化のための保有	有
	25	35		
伊藤忠食品株式会社 *	5,000	5,000	主に百貨店セグメントにおける事 業活動の円滑化のための保有	有
	21	23		
日本マクドナルド ホールディングス株 式会社 *	4,007	3,923	主に百貨店セグメントにおける事 業活動の円滑化のための保有 2019年度において、取引先持株会 の拠出により保有株数が84株増加	無
	19	20		
三共生興株式会社 *	24,000	24,000	主に百貨店セグメントにおける事 業活動の円滑化のための保有	有
	11	11		
株式会社リーガル コーポレーション *	4,730	4,730	主に百貨店セグメントにおける事 業活動の円滑化のための保有	有
	11	12		
株式会社ツカモト コーポレーション *	9,519	9,519	主に百貨店セグメントにおける事 業活動の円滑化のための保有	有
	10	11		
株式会社商船三井 *	5,025	5,025	主に百貨店セグメントにおける事 業活動の円滑化のための保有	無
	8	11		
三井不動産株式会社 *	2,014	2,014	主に百貨店セグメントにおける事 業活動の円滑化のための保有	有
	3	5		
株式会社ナイガイ *	3,841	3,841	主に百貨店セグメントにおける事 業活動の円滑化のための保有	有
	1	2		
キリンホールディン グス株式会社	-	1,245,000	主に百貨店セグメントにおける事 業活動の円滑化のための保有	無
	-	3,289		
大日本印刷株式会社	-	392,800	主に百貨店セグメントにおける事 業活動の円滑化のための保有	無
	-	1,039		
株式会社 L I X I L グループ	-	7,800	主に百貨店セグメントにおける事 業活動の円滑化のための保有	無
	-	11		
株式会社高島屋	-	500	主に百貨店セグメントにおける事 業活動の円滑化のための保有	有
	-	0		
株式会社三井住友 フィナンシャルグ ループ	-	100	当社グループの財務活動の円滑化 及び安定化のための保有	有
	-	0		
J.フロントリテイリ ング株式会社	-	100	主に百貨店セグメントにおける事 業活動の円滑化のための保有	無
	-	0		

(注) 1 2019年7月29日開催の当社取締役会において、当社資本コスト、受取配当、取引額等の定量的情報に加え、事業戦略上の重要性や取引関係等を総合的に勘案し、継続保有の合理性を判断しております。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしておりません。

2 「-」は当該銘柄を保有していないことを示しております。

3 *銘柄は、当期末貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下であります。株式会社三越伊勢丹の保有する特定投資株式とみなし保有株式を合わせて60銘柄に満たないため、全銘柄について記載してあります。

4 当社の株式の保有の有無は、先方の主要子会社の持株状況も確認しております。

みなし保有株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無 (注2)
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社三井住友 フィナンシャルグ ループ	115,500	115,500	退職給付信託として拠出し、議決 権行使を指図	有
	542	447		
三井不動産株式会社 *	260,000	260,000	退職給付信託として拠出し、議決 権行使を指図	有
	248	723		
MS&ADインシュ アランスグループ ホールディングス株 式会社 *	69,500	69,500	退職給付信託として拠出し、議決 権行使を指図	有
	134	234		

- (注) 1 * 銘柄は、当期末貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下であります。株式会社三越伊勢丹の保有する特定投資株式とみなし保有株式を合わせて60銘柄に満たないため、全銘柄について記載しております。
- 2 当社の株式の保有の有無は、先方の主要子会社の持株状況も確認しております。

イ. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資以外の目的に変更したものの

該当事項はありません。

エ. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はありません。

提出会社における株式の保有状況

提出会社については以下のとおりであります。

ア. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容
上場株式を保有していないため、該当事項はありません。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	4	512
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る 取得価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	199	主に百貨店セグメントにおける 事業活動の円滑化のため
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る 売却価額の合計額(百万円)
非上場株式	1	0
非上場株式以外の株式	-	-

- c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
該当事項はありません。

イ. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資以外の目的に変更したものの

該当事項はありません。

エ. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)及び事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、以下の通り連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準設定主体等の行う研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	47,345	74,301
受取手形及び売掛金	3 137,239	3 119,441
有価証券	405	1,718
商品	45,487	38,128
製品	112	24
仕掛品	619	2,797
原材料及び貯蔵品	615	629
その他	38,542	39,007
貸倒引当金	2,116	3,736
流動資産合計	268,251	272,313
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	494,190	478,164
減価償却累計額	320,858	307,257
建物及び構築物(純額)	173,332	170,907
土地	539,852	533,433
建設仮勘定	6,426	5,525
使用権資産	-	6,621
減価償却累計額	-	1,707
使用権資産(純額)	-	4,914
その他	76,757	72,663
減価償却累計額	56,615	52,471
その他(純額)	20,142	20,191
有形固定資産合計	739,754	734,972
無形固定資産		
ソフトウェア	19,867	18,044
のれん	23	15
その他	23,334	22,702
無形固定資産合計	43,225	40,762
投資その他の資産		
投資有価証券	1 122,849	1 108,743
長期貸付金	278	229
差入保証金	53,997	47,968
退職給付に係る資産	3,503	3,539
繰延税金資産	9,975	10,110
その他	5,591	5,201
貸倒引当金	162	173
投資その他の資産合計	196,034	175,618
固定資産合計	979,014	951,353
繰延資産		
社債発行費	161	133
繰延資産合計	161	133
資産合計	1,247,427	1,223,800

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	106,486	79,742
短期借入金	3 22,446	3 21,401
コマーシャル・ペーパー	4,000	50,000
未払法人税等	4,848	2,897
商品券	79,814	77,374
賞与引当金	12,253	10,447
ポイント引当金	9,690	9,870
商品券回収損引当金	31,014	32,799
その他	102,150	96,779
流動負債合計	372,704	381,313
固定負債		
社債	40,000	40,000
長期借入金	70,300	64,146
繰延税金負債	123,970	128,011
退職給付に係る負債	37,729	36,150
関係会社事業損失引当金	103	100
持分法適用に伴う負債	2 1,402	2 1,651
その他	15,501	22,266
固定負債合計	289,007	292,325
負債合計	661,711	673,639
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,573	50,790
資本剰余金	322,770	322,985
利益剰余金	202,040	183,644
自己株式	9,300	19,304
株主資本合計	566,084	538,115
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6,448	1,523
繰延ヘッジ損益	42	43
為替換算調整勘定	4,964	4,625
退職給付に係る調整累計額	2,008	1,962
その他の包括利益累計額合計	9,446	4,229
新株予約権	2,077	1,857
非支配株主持分	8,106	5,958
純資産合計	585,715	550,161
負債純資産合計	1,247,427	1,223,800

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
売上高	1,196,803	1,119,191
売上原価	848,521	796,489
売上総利益	348,282	322,702
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	19,114	18,702
ポイント引当金繰入額	84	227
給料手当及び賞与	88,482	83,676
退職給付費用	4,138	4,190
貸倒引当金繰入額	103	812
減価償却費	25,734	27,021
地代家賃	36,198	31,858
業務委託費	33,961	33,426
その他	111,234	107,106
販売費及び一般管理費合計	319,052	307,023
営業利益	29,229	15,679
営業外収益		
受取利息	715	729
受取配当金	702	791
持分法による投資利益	3,058	2,228
未回収商品券受入益	5,747	5,928
固定資産受贈益	2,645	5,231
その他	977	1,499
営業外収益合計	13,846	16,409
営業外費用		
支払利息	770	942
固定資産除却損	1,342	1,233
商品券回収損引当金繰入額	5,744	5,873
その他	3,223	4,267
営業外費用合計	11,080	12,316
経常利益	31,995	19,771

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
特別利益		
固定資産売却益	1 29,961	1 6,637
投資有価証券売却益	-	2,450
事業譲渡益	-	649
その他	54	14
特別利益合計	30,015	9,751
特別損失		
固定資産処分損	2 2,580	2 4,293
減損損失	3 32,447	3 10,844
投資有価証券評価損	251	771
店舗閉鎖損失	4 4,166	4 6,988
事業構造改善費用	5 5,828	5 8,928
その他	1,491	-
特別損失合計	46,766	31,826
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	15,244	2,303
法人税、住民税及び事業税	5,878	4,544
法人税等調整額	3,213	5,767
法人税等合計	2,664	10,312
当期純利益又は当期純損失()	12,579	12,615
非支配株主に帰属する当期純損失()	900	1,428
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	13,480	11,187

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
当期純利益又は当期純損失()	12,579	12,615
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,380	6,260
繰延ヘッジ損益	3	1
為替換算調整勘定	1,400	222
退職給付に係る調整額	1,186	45
持分法適用会社に対する持分相当額	5,094	1,257
その他の包括利益合計	10,058	5,179
包括利益	2,520	17,794
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	3,745	16,404
非支配株主に係る包括利益	1,224	1,390

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	50,461	322,807	193,239	9,294	557,214
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-
会計方針の変更を反映した当期首残高	50,461	322,807	193,239	9,294	557,214
当期変動額					
新株の発行	112	112	-	-	224
剰余金の配当	-	-	4,677	-	4,677
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	13,480	-	13,480
自己株式の取得	-	-	-	7	7
自己株式の処分	-	0	-	0	0
連結及び持分法適用範囲の変動	-	-	1	-	1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	149	-	-	149
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	112	37	8,801	6	8,869
当期末残高	50,573	322,770	202,040	9,300	566,084

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	10,094	39	9,858	810	19,182	2,028	9,666	588,091
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-	-	-	-
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,094	39	9,858	810	19,182	2,028	9,666	588,091
当期変動額								
新株の発行	-	-	-	-	-	-	-	224
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	4,677
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	13,480
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	7
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-	0
連結及び持分法適用範囲の変動	-	-	-	-	-	-	-	1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	-	-	-	-	-	-	149
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,646	3	4,893	1,198	9,735	49	1,559	11,246
当期変動額合計	3,646	3	4,893	1,198	9,735	49	1,559	2,376
当期末残高	6,448	42	4,964	2,008	9,446	2,077	8,106	585,715

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	50,573	322,770	202,040	9,300	566,084
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	2,513	-	2,513
会計方針の変更を反映した当期首残高	50,573	322,770	199,527	9,300	563,571
当期変動額					
新株の発行	217	217	-	-	434
剰余金の配当	-	-	4,681	-	4,681
親会社株主に帰属する当期純損失()	-	-	11,187	-	11,187
自己株式の取得	-	-	-	10,004	10,004
自己株式の処分	-	0	-	0	0
連結及び持分法適用範囲の変動	-	-	14	-	14
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	2	-	-	2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	217	214	15,883	10,004	25,455
当期末残高	50,790	322,985	183,644	19,304	538,115

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	6,448	42	4,964	2,008	9,446	2,077	8,106	585,715
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-	-	-	2,513
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,448	42	4,964	2,008	9,446	2,077	8,106	583,202
当期変動額								
新株の発行	-	-	-	-	-	-	-	434
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	4,681
親会社株主に帰属する当期純損失()	-	-	-	-	-	-	-	11,187
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	10,004
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-	0
連結及び持分法適用範囲の変動	-	-	-	-	-	-	-	14
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	-	-	-	-	-	-	2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,924	0	338	45	5,217	219	2,148	7,585
当期変動額合計	4,924	0	338	45	5,217	219	2,148	33,040
当期末残高	1,523	43	4,625	1,962	4,229	1,857	5,958	550,161

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	15,244	2,303
減価償却費	27,893	29,635
減損損失	36,067	14,870
のれん償却額	777	7
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,162	419
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	614	1,522
受取利息及び受取配当金	1,417	1,520
支払利息	770	942
持分法による投資損益(は益)	3,058	2,228
固定資産受贈益	2,645	5,231
固定資産売却損益(は益)	29,961	6,637
固定資産処分損益(は益)	4,498	5,527
投資有価証券売却損益(は益)	6	2,420
投資有価証券評価損益(は益)	251	1,011
事業譲渡損益(は益)	-	649
売上債権の増減額(は増加)	16,630	15,977
たな卸資産の増減額(は増加)	3,445	5,283
仕入債務の増減額(は減少)	3,511	25,622
未払費用の増減額(は減少)	87	3,306
未払金の増減額(は減少)	364	1,288
その他	1,135	379
小計	30,623	21,323
利息及び配当金の受取額	4,185	3,702
利息の支払額	769	961
法人税等の支払額	5,753	7,782
営業活動によるキャッシュ・フロー	28,286	16,281
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	396	20
定期預金の払戻による収入	1,213	387
短期貸付金の純増減額(は増加)	698	120
有形固定資産の取得による支出	52,077	28,128
有形及び無形固定資産の売却による収入	33,968	15,873
無形固定資産の取得による支出	5,964	6,882
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	4,450	5,357
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	475	8,985
敷金及び保証金の回収による収入	3,701	3,989
敷金及び保証金の差入による支出	176	287
事業譲渡による収入	-	2 898
関係会社の清算による収入	-	952
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	1,315	-
その他	758	498
投資活動によるキャッシュ・フロー	22,450	9,965

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	7,260	3,231
長期借入れによる収入	12,000	5,846
長期借入金の返済による支出	12,000	11,000
社債の発行による収入	9,943	-
社債の償還による支出	10,000	-
コマーシャル・ペーパーの純増減額（は減少）	4,000	46,000
配当金の支払額	4,684	4,704
自己株式の売却による収入	0	0
自己株式の取得による支出	7	10,004
非支配株主への配当金の支払額	104	99
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	379	661
その他	570	1,884
財務活動によるキャッシュ・フロー	9,063	20,259
現金及び現金同等物に係る換算差額	595	141
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	3,822	26,433
現金及び現金同等物の期首残高	53,969	50,147
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	-	0
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	79
現金及び現金同等物の期末残高	1 50,147	1 76,659

【注記事項】

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 38 社

連結子会社名は、「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載しているため、省略しております。

なお、当連結会計年度において、(株)レオテックスについては重要性が乏しくなったため、また、(株)ニッコウトラベルは、(株)三越伊勢丹旅行(2019年4月1日より(株)三越伊勢丹ニッコウトラベルに社名変更)を存続会社とする吸収合併を行ったため、連結の範囲より除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

主要な非連結子会社

英国三越Ltd.、(株)レオテックス、(株)三越伊勢丹ソレイユ、(株)九州コミュニケーションサービス、(株)愛生、(株)ファッションヘッドライン、(株)三越伊勢丹イノベーションズ、(株)レオマート

(3) 非連結子会社について連結の範囲から除外した理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 8 社

新光三越百貨股份有限公司、(株)ジェイアール西日本伊勢丹、アイティーエム クローバーCo.,Ltd.(タイランド)、新宿サブナード(株)、(株)Japan Duty Free Fa-So-La 三越伊勢丹、(株)三越伊勢丹アムファシリティーズ、野村不動産三越伊勢丹開発合同会社、(株)エムアイフードスタイル

なお、当連結会計年度において、(株)JP三越マーチャンダイジングは会社を清算したため、持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法非適用会社の名称及び持分法を適用しない理由

持分法非適用会社(サカエチカマチ(株)他)は当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等の連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法は適用しておりません。

(3) 持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社の取扱

持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、持分法適用上必要な調整を行っております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、伊勢丹(中国)投資有限公司、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、天津濱海新区伊勢丹百貨有限公司、成都伊勢丹百貨有限公司、イセタン(シンガポール)Ltd.、イセタン(タイランド)Co.,Ltd.、イセタン オブ ジャパンSdn.Bhd.(マレーシア)、アイシージェイ デパートメントストアSdn.Bhd.(マレーシア)、米国三越INC.、イタリア三越S.r.l.、イセタンミツコシ(イタリア)S.r.l.の決算日は12月末日であります。連結財務諸表の作成に当たっては、各社の決算日現在の財務諸表を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

デリバティブ

時価法

たな卸資産

商品 主として売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

その他 主として先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産・使用権資産を除く)

主として定額法

無形固定資産(リース資産・使用権資産を除く)

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法により償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

使用権資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当連結会計年度末に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

ポイント引当金

販売促進を目的とするポイント制度により発行されたポイントの未使用額に対し、過去の使用実績率等に基づき、将来の使用見込額等を計上しております。

商品券回収損引当金

商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5～11年)による定額法により発生時から費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5～11年)による定額法により発生年度の翌連結会計年度から費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等について振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	借入金の支払金利
為替予約	外貨建営業債務

ヘッジ方針

当グループのリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジすることとしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、連結会計年度末に個別取引毎のヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象の資産または負債とヘッジ手段について元本、利率、期間等の重要な条件が同一の場合には、本検証を省略することとしております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い等の適用)

「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 2018年9月14日)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 2018年9月14日)(以下「実務対応報告第18号等」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、在外子会社等において国際財務報告基準第9号「金融商品」を適用し、資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合に、連結決算手続上、当該資本性金融商品の売却損相当額及び減損損失相当額を当期の損益として修正することとしました。

実務対応報告第18号等の適用については、経過的な取扱いに従っており、会計方針の変更による累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に計上しております。

この結果、利益剰余金の当期首残高、当連結会計年度の損益及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(在外連結子会社等における国際財務報告基準第16号「リース」の適用)

国際財務報告基準を適用している在外連結子会社等は、当連結会計年度より、国際財務報告基準第16号「リース」(以下「IFRS第16号」という。)を適用しております。これにより、リースの借手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上することとしました。IFRS第16号の適用については、経過的な取扱いに従っており、会計方針の変更による累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に計上しております。

この結果、当連結会計年度の有形固定資産の「使用权資産(純額)」が4,914百万円増加、「投資有価証券」が2,991百万円減少し、流動負債の「その他」が1,643百万円及び固定負債の「その他」が5,653百万円増加しております。

当連結会計年度の損益及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の当期首残高は2,488百万円減少しております。

当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書は、営業活動によるキャッシュ・フローの支出が1,641百万円減少し、財務活動によるキャッシュ・フローの支出が1,641百万円増加しております。

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
 - ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産
- また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準)

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

(会計上の見積りの開示に関する会計基準)

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「固定資産受贈益」及び「投資有価証券売却損益(は益)」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた1,517百万円は、「固定資産受贈益」2,645百万円、「投資有価証券売却損益(は益)」6百万円、「その他」1,135百万円として組み替えております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、外部の情報源に基づく情報等を踏まえ、臨時休業期間及び営業再開後の売上高の減少が発生するものの、7月以降、2021年3月期中には当該状況が正常化していくなどの仮定を置き、2020年3月期の繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。

(連結貸借対照表関係)

- 1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
投資有価証券(株式)	81,493百万円	80,081百万円

- 2 偶発債務

連結会社以外の会社等の金融機関等からの借入金等に対して、次のとおり債務保証等を行っております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
従業員住宅ローン保証	69百万円	従業員住宅ローン保証 53百万円
関係会社借入金等債務保証		関係会社借入金等債務保証
(株)ジェイアール西日本伊勢丹(注)	9,198百万円	(株)ジェイアール西日本伊勢丹(注) 7,709百万円
保証債務等合計	9,267百万円	保証債務等合計 7,762百万円

(注) 債務保証額から持分法適用に伴う負債として計上された金額を控除した金額を記載しています。

- 3 貸出コミットメント

(1)貸手側

クレジットカード業務に附帯するキャッシング及びカードローン業務等を行っております。

当該業務における未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
キャッシング及びカードローン等の 与信限度額の総額	88,000百万円	キャッシング及びカードローン等の 与信限度額の総額 87,949百万円
実行残高	1,855百万円	実行残高 1,736百万円
差引額	86,144百万円	差引額 86,212百万円

(2)借手側

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しております。連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
特定融資枠契約の総額	50,000百万円	特定融資枠契約の総額 50,000百万円
借入実行残高	2,500百万円	借入実行残高 - 百万円
差引額	47,500百万円	差引額 50,000百万円

(連結損益計算書関係)

- 1 前連結会計年度における固定資産売却益の内容は、株式会社三越伊勢丹の賃貸用不動産の売却によるものであります。

また、当連結会計年度における固定資産売却益の内容は、株式会社三越伊勢丹の伊勢丹相模原店等の売却によるものであります。

- 2 前連結会計年度および当連結会計年度における固定資産処分損は、主に株式会社三越伊勢丹の三越日本橋本店および伊勢丹新宿本店の改装関連によるものであります。

3 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(1)減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	減損損失 (百万円)	場所
店舗	建物及び構築物	1,959	新潟三越店(新潟県新潟市)
	土地	448	
	その他	153	
店舗	建物及び構築物	914	三越恵比寿店(東京都渋谷区)
	その他	200	
店舗	建物及び構築物	650	福岡三越店(福岡県福岡市)
	その他	77	
店舗	建物及び構築物	384	名古屋三越星ヶ丘店(愛知県名古屋市)
	その他	87	
店舗	建物及び構築物	307	松山三越(愛媛県松山市)
	その他	120	
店舗	建物及び構築物	112	岩田屋久留米店(福岡県久留米市)
	差入保証金	48	
	その他	88	
店舗	建物及び構築物	173	伊勢丹立川店(東京都立川市)
	その他	35	
店舗	建物及び構築物	10	シンガポール伊勢丹(シンガポール)
	その他	952	
店舗	建物及び構築物	141	上海梅龍鎮伊勢丹(上海市)
	その他	30	
その他店舗	建物及び構築物	207	東京都新宿区 他
	土地	18	
	差入保証金	272	
	その他	40	
その他	建物及び構築物	71	イセタンウエスト1(東京都新宿区)
	土地	15,518	
	その他	253	
店舗・その他	建物及び構築物	646	ソシエ(東京都渋谷区 他)
	のれん	5,993	
	その他	6,055	
営業用システム	ソフトウェア	92	東京都中央区
	その他	0	
	合計	36,067	

(注) 連結損益計算書において、減損損失のうち、3,620百万円は「店舗閉鎖損失」に含まれております。

(2)減損損失を認識するに至った経緯

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(3)資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。

(4)回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。回収可能価額が正味売却価額の場合、重要性の高い資産グループの測定については、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額等を基準としております。また、回収可能価額が使用価値の場合、将来キャッシュ・フローを約8%で割り引いて算定しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	減損損失 (百万円)	場所
店舗・その他	建物及び構築物	1,835	ソシエ(東京都渋谷区 他)他
	建設仮勘定	8	
	使用権資産	30	
	ソフトウェア	157	
	その他	928	
店舗	建物及び構築物 その他	2,300 136	静岡伊勢丹(静岡県静岡市)
店舗	建物及び構築物 使用権資産 その他	6 2,010 343	シンガポール伊勢丹(シンガポール)
店舗	建物及び構築物 差入保証金 その他	921 340 75	イセタンハウス(愛知県名古屋)
店舗	建物及び構築物 差入保証金 その他	660 503 24	三越恵比寿店(東京都渋谷区)
店舗	建物及び構築物 差入保証金 その他	322 360 91	伊勢丹立川店(東京都立川市)
店舗・その他	建物及び構築物 土地 建設仮勘定 その他	459 222 2 77	岩田屋久留米店(福岡県久留米市)
店舗	建物及び構築物 ソフトウェア 差入保証金 その他	498 3 101 85	ミーツ国分寺(東京都国分寺市)
店舗	建物及び構築物 その他	458 166	バンコク伊勢丹(バンコク)
店舗	建物及び構築物 建設仮勘定 差入保証金	1 20 599	伊勢丹府中店(東京都府中市)
店舗	建物及び構築物 差入保証金 その他	223 292 56	名古屋三越星ヶ丘店(愛知県名古屋市)
その他店舗	建物及び構築物 差入保証金 その他	346 128 66	東京都渋谷区 他
	合計	14,870	

(注) 連結損益計算書において、減損損失のうち、4,026百万円は「店舗閉鎖損失」に含まれております。

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。

(4) 回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。回収可能価額が正味売却価額の場合、重要性の高い資産グループの測定については、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額等を基準としております。また、回収可能価額が使用価値の場合、将来キャッシュ・フローを約8%で割り引いて算定しております。

- 4 前連結会計年度における店舗閉鎖損失は、株式会社新潟三越伊勢丹の新潟三越の営業終了によるもの等であり、主に減損損失3,620百万円等であります。
- また、当連結会計年度における店舗閉鎖損失は、イセタンハウスの営業終了によるもの等であり、主に減損損失4,026百万円等であります。
- 5 前連結会計年度および当連結会計年度における事業構造改善費用は、主に株式会社三越伊勢丹のネクストキャリア制度の実施に伴う費用等であります。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	3,200百万円	10,091百万円
組替調整額	169百万円	1,695百万円
税効果調整前	3,370百万円	8,395百万円
税効果額	990百万円	2,135百万円
その他有価証券評価差額金	2,380百万円	6,260百万円
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	65百万円	66百万円
組替調整額	57百万円	65百万円
税効果調整前	8百万円	0百万円
税効果額	4百万円	0百万円
繰延ヘッジ損益	3百万円	1百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	1,400百万円	222百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	2,085百万円	319百万円
組替調整額	364百万円	393百万円
税効果調整前	1,721百万円	73百万円
税効果額	534百万円	28百万円
退職給付に係る調整額	1,186百万円	45百万円
持分法適用会社に対する 持分相当額		
当期発生額	5,094百万円	1,281百万円
組替調整額	-百万円	23百万円
持分法適用会社に対する 持分相当額	5,094百万円	1,257百万円
その他の包括利益合計	10,058百万円	5,179百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	395,482,554	212,200	-	395,694,754

(変動事由の概要) 普通株式の増加は、新株予約権の権利行使による新株の発行の増加212,200株であります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	5,693,442	5,754	406	5,698,790

(変動事由の概要) 増加は、単元未満株式の買取請求による増加5,754株であります。

減少は、単元未満株式の買増請求による減少406株であります。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	2,077
合計			-	-	-	-	2,077

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月18日 定時株主総会	普通株式	2,338	6.00	2018年3月31日	2018年6月19日
2018年11月7日 取締役会	普通株式	2,339	6.00	2018年9月30日	2018年11月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月17日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,339	6.00	2019年3月31日	2019年6月18日

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	395,694,754	406,200	-	396,100,954

(変動事由の概要) 普通株式の増加は、新株予約権の権利行使による新株の発行の増加406,200株であります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	5,698,790	10,239,844	306	15,938,328

(変動事由の概要) 増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加10,234,400株、及び単元未満株式の買取請求による増加5,444株であります。

減少は、単元未満株式の買取請求による減少306株であります。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	1,857
合計			-	-	-	-	1,857

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月17日 定時株主総会	普通株式	2,339	6.00	2019年3月31日	2019年6月18日
2019年11月7日 取締役会	普通株式	2,341	6.00	2019年9月30日	2019年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月15日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,280	6.00	2020年3月31日	2020年6月16日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金	47,345百万円	74,301百万円
預入期間が3か月を超える 定期預金	836百万円	459百万円
流動資産のその他	3,637百万円	2,817百万円
現金及び現金同等物	50,147百万円	76,659百万円

- 2 現金及び現金同等物を対価とする事業の譲渡にかかる資産及び負債の主な内訳

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社の連結子会社である株式会社三越伊勢丹プロパティ・デザインのビルマネジメント事業の譲渡に伴う資産及び負債の内訳並びに事業の譲渡価額と事業譲渡による収入は次のとおりです。

流動資産	1,305	百万円
固定資産	3	
流動負債	1,183	
固定負債	101	
事業譲渡益	649	
未実現利益	325	
事業の譲渡価額	1,000	
現金及び現金同等物	101	
差引：事業譲渡による収入	898	

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

・有形固定資産

主として、情報処理業におけるシステム設備(器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4.会計方針に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年内	17,471百万円	17,742百万円
1年超	85,052百万円	69,938百万円
合計	102,524百万円	87,680百万円

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年内	1,020百万円	875百万円
1年超	1,372百万円	1,304百万円
合計	2,393百万円	2,179百万円

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金に関する資金運用については銀行預金及び高格付けの債券等安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入及び短期社債(コマーシャル・ペーパー)、社債等により調達する方針です。デリバティブは、営業債務の為替変動リスク及び借入金等資金調達の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業(取引先企業)の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。その一部には、商品の輸入代金支払に関する外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該為替変動リスクを回避するために、決済額の一部について為替予約を行っております。

借入金のうち、短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理するとともに、主要取引銀行とコミットメントライン契約及び当座借越契約により充分な手許流動性を確保しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	47,345	47,345	-
(2) 受取手形及び売掛金	137,239	137,239	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	4,512	4,542	29
その他有価証券	33,528	33,528	-
(4) 差入保証金	53,997	51,669	2,327
資産計	276,624	274,326	2,298
(1) 支払手形及び買掛金	106,486	106,486	-
(2) 短期借入金()	11,446	11,446	-
(3) 社債	40,000	40,648	648
(4) 長期借入金()	81,300	80,490	809
負債計	239,232	239,071	161
デリバティブ取引	1	1	-

1年内返済予定の長期借入金は、(2)短期借入金に含めておらず、(4)長期借入金に含めています。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しています。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

社債の時価については、市場価額に基づいて算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式, 関係会社株式等	85,213

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金				
預金	42,158	-	-	-
受取手形及び売掛金	137,239	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券(社債)	405	2,533	1,574	-
その他有価証券のうち満期があるもの(社債)	-	1,134	-	-
差入保証金	2,607	6,524	2,480	1,038
合計	182,411	10,191	4,054	1,038

(注4) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	-	-	-	10,000	10,000	20,000
長期借入金	11,000	12,000	23,300	-	-	35,000
合計	11,000	12,000	23,300	10,000	10,000	55,000

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金に関する資金運用については銀行預金および高格付けの債券等安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入および短期社債(コマーシャルペーパー)、社債等により調達する方針です。デリバティブは、営業債務の為替変動リスクおよび借入金等資金調達の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。投資有価証券である株式等は、主に業務上の関係を有する企業(取引先企業)の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。その一部には、商品の輸入代金支払に関する外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該為替変動リスクを回避するために、決済額の一部について為替予約を行っております。

借入金のうち、短期借入金およびコマーシャルペーパーは主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金および社債は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理するとともに、主要取引銀行とコミットメントライン契約および当座借越契約により十分な手許流動性を確保しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	74,301	74,301	-
(2) 受取手形及び売掛金	119,441	119,441	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	4,509	4,569	59
その他有価証券	21,941	21,941	-
(4) 差入保証金	47,968	46,897	1,070
資産計	268,162	267,150	1,011
(1) 支払手形及び買掛金	79,742	79,742	-
(2) 短期借入金()	9,401	9,401	-
(3) 社債	40,000	40,281	281
(4) 長期借入金()	76,146	75,685	460
負債計	205,290	205,111	179
デリバティブ取引	0	0	-

1年内返済予定の長期借入金は、(2)短期借入金に含めておらず、(4)長期借入金に含めています。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しています。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

社債の時価については、市場価額に基づいて算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式, 関係会社株式等	84,011

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金				
預金	71,852	-	-	-
受取手形及び売掛金	119,441	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券(社債)	719	2,581	1,209	-
その他有価証券のうち満期があるもの(社債)	891	243	-	-
差入保証金	1,823	6,705	1,120	625
合計	194,728	9,530	2,329	625

(注4) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	-	-	10,000	10,000	-	20,000
長期借入金	12,000	23,346	5,800	-	10,000	25,000
合計	12,000	23,346	15,800	10,000	10,000	45,000

(有価証券関係)

前連結会計年度

1 満期保有目的の債券(2019年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの	375	418	42
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの	4,136	4,124	12
合計	4,512	4,542	29

2 その他有価証券(2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	29,087	15,410	13,677
	債券	-	-	-
	その他	12	5	6
	小計	29,100	15,415	13,684
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	3,285	3,445	159
	債券	1,134	1,134	-
	その他	9	9	0
	小計	4,428	4,588	160
合計		33,528	20,004	13,524

3 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計 (百万円)	売却損の合計 (百万円)
株式	13	6	-
合計	13	6	-

4 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について267百万円(その他有価証券の株式251百万円、関係会社株式15百万円)減損処理を行っております。

当連結会計年度

1 満期保有目的の債券(2020年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの	2,833	2,929	96
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの	1,676	1,639	36
合計	4,509	4,569	59

2 その他有価証券(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	14,452	8,178	6,273
	債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	14,452	8,178	6,273
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	6,353	7,224	870
	債券	1,134	1,134	-
	その他	-	-	-
	小計	7,488	8,359	870
合計		21,941	16,537	5,403

3 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計 (百万円)	売却損の合計 (百万円)
株式	4,975	2,450	229
合計	4,975	2,450	229

4 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について970百万円(その他有価証券の株式811百万円、関係会社株式159百万円)減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	買建	買掛金	219	-	1
	ユーロ				
	米ドル				
合 計		248	-	1	

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	6,000	6,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	買建	買掛金	109	-	0
	ユーロ				
	米ドル				
合 計		110	-	0	

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	6,000	6,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

一部の確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっているものがあります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、一部の連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	41,075	40,423
勤務費用	2,311	2,552
利息費用	7	6
数理計算上の差異の発生額	350	335
退職給付の支払額	4,002	4,551
過去勤務費用の発生額	1,692	-
連結範囲の変更に伴う変動	1,012	13
その他	-	414
退職給付債務の期末残高	40,423	38,337

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
年金資産の期首残高	6,954	6,197
期待運用収益	65	63
数理計算上の差異の発生額	66	375
退職給付の支払額	756	157
年金資産の期末残高	6,197	5,727

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(2019年3月31日)	(2020年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	17,098	15,768
年金資産	6,197	5,727
非積立型制度の退職給付債務	10,900	10,041
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	23,324	22,568
退職給付に係る負債	34,225	32,610
退職給付に係る負債	37,729	36,150
退職給付に係る資産	3,503	3,539
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	34,225	32,610

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	2,311	2,552
利息費用	7	6
期待運用収益	65	63
数理計算上の差異の費用処理額	324	329
過去勤務費用の費用処理額	39	64
確定給付制度に係る退職給付費用	2,619	2,888

(注) 上記の退職給付費用以外に退職加算金として、前連結会計年度で5,828百万円、当連結会計年度で8,928百万円を特別損失に計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
過去勤務費用	1,652	64
数理計算上の差異	68	9
合計	1,721	73

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
未認識過去勤務費用	1,265	1,200
未認識数理計算上の差異	1,623	1,637
合計	2,888	2,838

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
債券	32%	34%
株式	23%	18%
一般勘定	36%	38%
その他	9%	10%
合計	100%	100%

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度32%、当連結会計年度28%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
割引率	0.0～0.8%	0.0～0.8%
長期期待運用収益率	0.0～1.5%	0.0～1.5%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度1,696百万円、当連結会計年度1,164百万円です。

(ストック・オプション等関係)

1 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費 (株式報酬費用)	273百万円	214百万円

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

該当事項はありません。

3 スtock・オプションの内容、規模及び変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第13回	第14回	第15回
決議年月日	2009年6月29日開催の定時株主総会決議及び 2010年1月29日開催の取締役会決議	2010年1月29日開催の取締役会決議	2011年1月28日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役3名及び 執行役員9名	株式会社伊勢丹社内取締役 3名、執行役員14名及び株 式会社三越社内取締役4 名、執行役員9名	当社の社内取締役5名及び 執行役員7名
株式の種類及び付与数 (注)1	普通株式 97,500株	普通株式 242,600株	普通株式 93,000株
付与日	2010年2月26日	2010年2月26日	2011年2月15日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定められていません	定められていません	定められていません
権利行使期間	2011年4月1日～2026年2 月26日	2011年4月1日～2026年2 月26日	2012年3月1日～2027年2 月15日
新株予約権の数(個)(注)2	88 [88] (注)3	248 [248] (注)3	181 [181] (注)3
新株予約権の目的となる株 式の種類、内容及び数 (株)(注)2	普通株式 8,800 [8,800]	普通株式 24,800 [24,800]	普通株式 18,100 [18,100]
新株予約権の行使時の払込 金額(円)(注)2	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1
新株予約権の行使により株 式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額 (円)(注)2	発行価格 883 資本組入額は、会社計算規 則第17条第1項に従い算出 される資本金等増加限度額 の2分の1の金額として、 計算の結果生じる1円未満 の端数は、これを切り上げ るものとする	発行価格 883 資本組入額は、会社計算規 則第17条第1項に従い算出 される資本金等増加限度額 の2分の1の金額として、 計算の結果生じる1円未満 の端数は、これを切り上げ るものとする	発行価格 971 資本組入額は、会社計算規 則第17条第1項に従い算出 される資本金等増加限度額 の2分の1の金額として、 計算の結果生じる1円未満 の端数は、これを切り上げ るものとする
新株予約権の行使の条件 (注)2	(注)4	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する 事項(注)2	譲渡による新株予約権の取 得については、当社取締役 会の承認を要するものとす る。	譲渡による新株予約権の取 得については、当社取締役 会の承認を要するものとす る。	譲渡による新株予約権の取 得については、当社取締役 会の承認を要するものとす る。
組織再編成行為に伴う新株 予約権の交付に関する事項 (注)2	(注)5	(注)5	(注)5

	第16回	第17回	第18回
決議年月日	2011年1月28日開催の取締役会決議	2012年1月27日開催の取締役会決議	2012年1月27日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	株式会社伊勢丹社内取締役1名、執行役員15名及び株式会社三越社内取締役1名、執行役員14名	当社の社内取締役6名及び執行役員17名	株式会社三越伊勢丹社内取締役3名及び執行役員13名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 196,600株	普通株式 245,000株	普通株式 149,600株
付与日	2011年2月15日	2012年2月17日	2012年2月17日
権利確定条件	付されておりません	付されておりません	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません	定められておりません	定められておりません
権利行使期間	2012年3月1日～2027年2月15日	2013年3月1日～2028年2月17日	2013年3月1日～2028年2月17日
新株予約権の数(個)(注)2	276 [276] (注)3	457 [453] (注)3	611 [589] (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)(注)2	普通株式 27,600 [27,600]	普通株式 45,700 [45,300]	普通株式 61,100 [58,900]
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 971 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 846 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 846 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする
新株予約権の行使の条件(注)2	(注)4	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項(注)2	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注)2	(注)5	(注)5	(注)5

	第19回	第20回	第21回
決議年月日	2013年1月25日開催の取締役会決議	2013年1月25日開催の取締役会決議	2014年1月28日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役6名及び執行役員15名	株式会社三越伊勢丹社内取締役3名及び執行役員15名	当社の社内取締役6名及び執行役員22名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 205,300株	普通株式 154,000株	普通株式 180,000株
付与日	2013年2月15日	2013年2月15日	2014年2月14日
権利確定条件	付されておりません	付されておりません	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません	定められておりません	定められておりません
権利行使期間	2014年3月1日～2029年2月15日	2014年3月1日～2029年2月15日	2015年3月1日～2030年2月14日
新株予約権の数(個)(注)2	669 [647] (注)3	850 [730] (注)3	1,194 [1,086] (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)(注)2	普通株式 66,900 [64,700]	普通株式 85,000 [73,000]	普通株式 119,400 [108,600]
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 886 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 886 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 1,147 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする
新株予約権の行使の条件(注)2	(注)4	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項(注)2	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注)2	(注)5	(注)5	(注)5

	第22回	第23回	第24回
決議年月日	2014年1月28日開催の取締役会決議	2015年1月30日開催の取締役会決議	2015年1月30日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	株式会社三越伊勢丹執行役員12名	当社の社内取締役6名及び執行役員23名	株式会社三越伊勢丹執行役員12名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 61,100株	普通株式 151,400株	普通株式 51,600株
付与日	2014年2月14日	2015年2月17日	2015年2月17日
権利確定条件	付されておりません	付されておりません	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません	定められておりません	定められておりません
権利行使期間	2015年3月1日～2030年2月14日	2016年3月1日～2031年2月17日	2016年3月1日～2031年2月17日
新株予約権の数(個)(注)2	297 [297] (注)3	1,182 [1,057] (注)3	245 [245] (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)(注)2	普通株式 29,700 [29,700]	普通株式 118,200 [105,700]	普通株式 24,500 [24,500]
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 1,147 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 1,691 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 1,691 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする
新株予約権の行使の条件(注)2	(注)4	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項(注)2	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注)2	(注)5	(注)5	(注)5

	第25回	第26回	第27回
決議年月日	2016年1月29日開催の取締役会決議	2016年1月29日開催の取締役会決議	2017年1月27日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役5名及び執行役員21名	株式会社三越伊勢丹執行役員14名	当社の社内取締役5名及び執行役員24名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 130,700株	普通株式 57,700株	普通株式 196,200株
付与日	2016年2月16日	2016年2月16日	2017年2月14日
権利確定条件	付されておりません	付されておりません	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません	定められておりません	定められておりません
権利行使期間	2017年3月1日～2032年2月16日	2017年3月1日～2032年2月16日	2018年3月1日～2033年2月14日
新株予約権の数(個)(注)2	1,184 [1,106] (注)3	304 [304] (注)3	1,720 [1,614] (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)(注)2	普通株式 118,400 [110,600]	普通株式 30,400 [30,400]	普通株式 172,000 [161,400]
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 1,267 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 1,267 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 1,337 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする
新株予約権の行使の条件(注)2	(注)4	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項(注)2	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注)2	(注)5	(注)5	(注)5

	第28回	第29回	第30回
決議年月日	2017年1月27日開催の取締役会決議	2017年9月28日開催の取締役会決議	2017年9月28日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	株式会社三越伊勢丹執行役員14名	当社の社内取締役5名及び執行役員16名	株式会社三越伊勢丹社内取締役2名及び執行役員16名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 80,100株	普通株式 168,300株	普通株式 117,200株
付与日	2017年2月14日	2017年10月13日	2017年10月13日
権利確定条件	付されておりません	付されておりません	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません	定められておりません	定められておりません
権利行使期間	2018年3月1日～2033年2月14日	2018年11月1日～2033年10月13日	2018年11月1日～2033年10月13日
新株予約権の数(個)(注)2	357 [357] (注)3	1,555 [1,474] (注)3	673 [673] (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)(注)2	普通株式 35,700 [35,700]	普通株式 155,500 [147,400]	普通株式 67,300 [67,300]
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 1,337 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 1,215 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 1,215 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする
新株予約権の行使の条件(注)2	(注)4	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項(注)2	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注)2	(注)5	(注)5	(注)5

	第31回	第32回	第33回
決議年月日	2018年6月18日開催の取締役会決議	2018年6月18日開催の取締役会決議	2019年6月17日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役5名及び執行役員8名	株式会社三越伊勢丹社内取締役2名及び執行役員16名	当社の社内取締役5名及び執行役員6名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 104,500株	普通株式 105,400株	普通株式 123,300株
付与日	2018年7月3日	2018年7月3日	2019年7月2日
権利確定条件	付されておりません	付されておりません	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません	定められておりません	定められておりません
権利行使期間	2019年8月1日～2034年7月3日	2019年8月1日～2034年7月3日	2020年8月1日～2035年7月2日
新株予約権の数(個)(注)2	846 [846] (注)3	658 [658] (注)3	1,233 [1,233] (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)(注)2	普通株式 84,600 [84,600]	普通株式 65,800 [65,800]	普通株式 123,300 [123,300]
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 1,303 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 1,303 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 855 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする
新株予約権の行使の条件(注)2	(注)4	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項(注)2	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注)2	(注)5	(注)5	(注)5

	第34回
決議年月日	2019年6月17日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	株式会社三越伊勢丹社内取締役4名及び執行役員12名
株式の種類及び付与数 (注)1	普通株式 128,400株
付与日	2019年7月2日
権利確定条件	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません
権利行使期間	2020年8月1日～2035年7月2日
新株予約権の数(個)(注)2	1,284 [1,284] (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)(注)2	普通株式 128,400 [128,400]
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)(注)2	発行価格 855 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする
新株予約権の行使の条件 (注)2	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項(注)2	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 (注)2	(注)5

(注)1 株式数に換算して記載しております。

- 2 当連結会計年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当連結会計年度の末日から提出日の前月末現在(2020年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。
- 3 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。
なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式の分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 4 (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
(2) 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれの地位をも喪失した場合(かかる地位の喪失を以下「退任」という。)、退任の日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。なお、この場合、行使期間については、上記に定める期間を超えることはできない。

- (3) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記(4)の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる。(当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。)権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使条件は、下記(4)の新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- (4) その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- (5) 当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (a) 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合
 - (b) 会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令及び諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
 - (c) 当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
 - (d) 新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
 - イ) 会社法に定める取締役の欠落事由、または当社もしくは当社の子会社の執行役員規程に定める執行役員欠落事由に該当した場合
 - ロ) 当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれかを解任された場合
 - ハ) 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合
 - ニ) 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合
 - ホ) その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合
 - ヘ) 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合
- 上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。
- 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権を行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額
 - a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a)記載の資本金等増加限度額から上記a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (9) 再編対象会社新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(追加情報)

「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載すべき事項をストック・オプション等関係注記に集約して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2020年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第13回	第14回	第15回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
前連結会計年度末(株)	-	-	-
付与(株)	-	-	-
失効(株)	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	14,400	36,200	28,700
権利確定(株)	-	-	-
権利行使(株)	5,600	11,400	10,600
失効(株)	-	-	-
未行使残(株)	8,800	24,800	18,100

	第16回	第17回	第18回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
前連結会計年度末(株)	-	-	-
付与(株)	-	-	-
失効(株)	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	39,600	123,800	82,200
権利確定(株)	-	-	-
権利行使(株)	12,000	78,100	21,100
失効(株)	-	-	-
未行使残(株)	27,600	45,700	61,100

	第19回	第20回	第21回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
前連結会計年度末(株)	-	-	-
付与(株)	-	-	-
失効(株)	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	132,200	105,700	152,300
権利確定(株)	-	-	-
権利行使(株)	65,300	20,700	32,900
失効(株)	-	-	-
未行使残(株)	66,900	85,000	119,400

	第22回	第23回	第24回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
前連結会計年度末(株)	-	-	-
付与(株)	-	-	-
失効(株)	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	29,700	129,400	36,000
権利確定(株)	-	-	-
権利行使(株)	-	11,200	11,500
失効(株)	-	-	-
未行使残(株)	29,700	118,200	24,500

	第25回	第26回	第27回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
前連結会計年度末(株)	-	-	-
付与(株)	-	-	-
失効(株)	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	118,400	35,700	178,800
権利確定(株)	-	-	-
権利行使(株)	-	5,300	6,800
失効(株)	-	-	-
未行使残(株)	118,400	30,400	172,000

	第28回	第29回	第30回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
前連結会計年度末(株)	-	-	-
付与(株)	-	-	-
失効(株)	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	56,100	162,100	94,500
権利確定(株)	-	-	-
権利行使(株)	20,400	6,600	27,200
失効(株)	-	-	-
未行使残(株)	35,700	155,500	67,300

	第31回	第32回	第33回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
前連結会計年度末(株)	104,500	105,400	-
付与(株)	-	-	123,300
失効(株)	-	-	-
権利確定(株)	104,500	105,400	-
未確定残(株)	-	-	123,300
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	-	-	-
権利確定(株)	104,500	105,400	-
権利行使(株)	19,900	39,600	-
失効(株)	-	-	-
未行使残(株)	84,600	65,800	-

	第34回
会社名	提出会社
権利確定前	
前連結会計年度末(株)	-
付与(株)	128,400
失効(株)	-
権利確定(株)	-
未確定残(株)	128,400
権利確定後	
前連結会計年度末(株)	-
権利確定(株)	-
権利行使(株)	-
失効(株)	-
未行使残(株)	-

単価情報

	第13回	第14回	第15回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価	978円	957円	941円
付与日における公正な評価単価	新株予約権 1個当たり 88,200円	新株予約権 1個当たり 88,200円	新株予約権 1個当たり 97,000円

	第16回	第17回	第18回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価	900円	916円	925円
付与日における公正な評価単価	新株予約権 1個当たり 97,000円	新株予約権 1個当たり 84,500円	新株予約権 1個当たり 84,500円

	第19回	第20回	第21回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価	907円	976円	934円
付与日における公正な評価単価	新株予約権 1個当たり 88,500円	新株予約権 1個当たり 88,500円	新株予約権 1個当たり 114,600円

	第22回	第23回	第24回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価	- 円	915円	985円
付与日における公正な評価単価	新株予約権 1個当たり 114,600円	新株予約権 1個当たり 169,000円	新株予約権 1個当たり 169,000円

	第25回	第26回	第27回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価	- 円	945円	888円
付与日における公正な評価単価	新株予約権 1個当たり 126,600円	新株予約権 1個当たり 126,600円	新株予約権 1個当たり 133,600円

	第28回	第29回	第30回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価	929円	888円	969円
付与日における公正な評価単価	新株予約権 1個当たり 133,600円	新株予約権 1個当たり 121,400円	新株予約権 1個当たり 121,400円

	第31回	第32回	第33回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価	908円	907円	- 円
付与日における公正な評価単価	新株予約権 1個当たり 130,200円	新株予約権 1個当たり 130,200円	新株予約権 1個当たり 85,400円

	第34回
会社名	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価	- 円
付与日における公正な評価単価	新株予約権 1 個当たり 85,400円

4 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 32.415%

2015年7月3日～2019年7月2日の株価実績に基づき算定

予想残存期間 4年

ブラック・ショールズ式を用いるに当たって、オプションの満期までの期間に代えて、付与日から権利行使されると見込まれる平均的な時期までの期間を用いております。

予想配当 12円

過去1年間の実績配当金(2019年3月期の配当実績による)

無リスク利率 0.241%

年率、2019年7月2日の国債利回り(残存期間：4年)

5 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映いたしております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
(繰延税金資産)		
貸倒引当金	527百万円	1,031百万円
賞与引当金	4,094	3,366
退職給付に係る負債	10,844	10,248
減価償却費	10,876	11,009
投資有価証券評価損	1,239	1,152
商品券回収損引当金	9,991	10,580
土地等評価損及び減損損失	14,298	7,183
繰越欠損金	11,189	23,516
ポイント引当金	3,004	3,047
その他	6,335	6,696
繰延税金資産小計	72,402百万円	77,832百万円
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額(注)2	8,585	17,747
将来減算一時差異等の 合計に係る評価性引当額	27,446	30,231
評価性引当額小計(注)1	36,031	47,979
繰延税金資産合計	36,370百万円	29,852百万円
(繰延税金負債)		
固定資産圧縮積立金	11,121百万円	10,842百万円
その他有価証券評価差額金	3,418	1,537
土地等評価益	52,172	52,172
時価評価による簿価修正額	77,959	77,959
その他	5,693	5,243
繰延税金負債合計	150,365百万円	147,754百万円
繰延税金資産(負債)の純額	113,994百万円	117,901百万円

(注) 1. 評価性引当額が11,947百万円増加しております。この増加の主な内容は、連結子会社において税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が増加したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	409	3,521	395	89	720	6,053	11,189百万円
評価性引当額	375	3,368	395	89	701	3,654	8,585
繰延税金資産	33	152	-	-	18	2,399	(b) 2,603

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金11,189百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産2,603百万円を計上しております。当該繰延税金資産2,603百万円は、主に連結子会社株式会社三越伊勢丹が連結子会社三越伊勢丹フードサービス等と合併したことにより引き継いだ税務上の繰越欠損金の残高2,592百万円(法定実効税率を乗じた額)について認識したものであります。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	3,402	376	773	722	629	17,612	23,516百万円
評価性引当額	3,402	376	773	722	542	11,931	17,747
繰延税金資産	-	-	-	-	86	5,681	(b) 5,768

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金23,516百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産5,768百万円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断しております。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
国内の法定実効税率	30.6%	- %
(調整)		
交際費等永久に損金に 算入されない項目	2.5	-
受取配当金等永久に益金に 算入されない項目	1.1	-
住民税均等割	2.7	-
在外連結子会社の税率差異	0.7	-
持分法による投資損益	6.1	-
在外関係会社の留保利益	1.9	-
未実現利益消去による影響	0.0	-
のれんの償却額	1.6	-
のれん減損損失	10.4	-
抱合せ株式消滅差損	7.6	-
繰越欠損金の利用	9.8	-
繰越欠損金の期限切れ	11.3	-
評価性引当額	24.9	-
その他	6.1	-
税効果会計適用後の法人税等 の負担率	17.5%	- %

(注) 当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

事業分離

(1) 事業分離の概要

分離先企業の名称

株式会社三越伊勢丹アイムファシリティーズ

分離した事業の内容

株式会社三越伊勢丹プロパティ・デザインのビルマネジメント事業

事業分離を行った主な理由

株式会社三越伊勢丹プロパティ・デザインは、当社グループの基幹事業である百貨店店舗のシェアードサービスーとして、ビルマネジメント業務を担っており、同業務は高品質なサービスを永続的に提供することが求められます。

今回の事業分離は、その永続性を強固なものとするため、ビルメンテナンス業界大手アインググループに、株式会社三越伊勢丹プロパティ・デザインのビルマネジメント事業を承継し、業務機会の拡大と併せて、従業員の活躍の場の拡大を目的とするものであります。

事業分離日

2019年4月1日

法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

移転損益の金額

649百万円

移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	1,305	百万円
固定資産	3	〃
資産合計	1,309	〃
流動負債	1,183	〃
固定負債	101	〃
負債合計	1,284	〃

会計処理

移転したビルマネジメント事業に関する投資は清算されたものとみて、移転したことにより受け取った対価となる財の時価と、移転した事業に係る株主資本相当額との差額を移転損益として認識しております。

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

不動産セグメント

(4) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

当連結会計年度の期首に事業分離を行っているため、当連結会計年度の連結損益計算書には分離した事業に係る損益は含まれておりません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(2019年3月31日)

(1) 当該資産除去債務の概要

当社グループでは、主に百貨店業における店舗の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しています。

(2) 当該資産除去債務の金額を連結貸借対照表に計上していない理由

資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

なお、当連結会計年度末の敷金残高のうち回収が最終的に見込めないと認められる金額は、2,019百万円であります。

当連結会計年度(2020年3月31日)

(1) 当該資産除去債務の概要

当社グループでは、主に百貨店業における店舗の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しています。

(2) 当該資産除去債務の金額を連結貸借対照表に計上していない理由

資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

なお、当連結会計年度末の敷金残高のうち回収が最終的に見込めないと認められる金額は、887百万円であります。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社の一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸商業施設、賃貸住宅を所有しております。2019年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は6,396百万円であります。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	141,898	944	142,843	177,605

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は賃貸用不動産の取得(5,379百万円)、設備投資(455百万円)であります。主な減少額は、賃貸等不動産の売却(3,680百万円)、および減価償却費(1,210百万円)であります。

3 時価の算定方法

主として「不動産鑑定評価基準」等に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社の一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸商業施設、賃貸住宅を所有しております。2020年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は6,236百万円であります。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	142,843	3,376	139,467	215,682

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は賃貸等不動産の用途変更(671百万円)、設備投資(351百万円)であります。主な減少額は、賃貸等不動産の用途変更(5,321百万円)、および減価償却費(1,409百万円)であります。

3 時価の算定方法

主として「不動産鑑定評価基準」等に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは百貨店業を中心に事業別のセグメントから構成されており、サービス内容・経済的特徴を考慮した上で集約し、「百貨店業」、「クレジット・金融・友の会業」、「不動産業」を報告セグメントとしております。

「百貨店業」は、衣料品・身廻品・雑貨・家庭用品・食料品等の販売を行っております。「クレジット・金融・友の会業」は、クレジットカード・貸金・損害保険代理・生命保険募集代理・友の会運営等を行っております。「不動産業」は、不動産賃貸・テナントマネジメント・建物内装等を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成のために採用している会計処理の方法と同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は、市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務 諸表計上額 (注)3
	百貨店業	クレジット・金融・ 友の会業	不動産業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	1,108,536	22,458	31,258	1,162,253	34,550	1,196,803	-	1,196,803
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,665	16,658	17,044	36,368	54,420	90,788	90,788	-
計	1,111,202	39,116	48,303	1,198,621	88,970	1,287,592	90,788	1,196,803
セグメント利益又は損失 ()	15,313	6,422	7,786	29,522	302	29,220	9	29,229
セグメント資産	1,028,103	227,796	153,361	1,409,261	51,250	1,460,511	213,084	1,247,427
その他の項目								
減価償却費	17,062	3,073	998	21,134	6,980	28,114	221	27,893
減損損失 (注)4	23,097	-	181	23,279	12,788	36,067	-	36,067
持分法適用会社への 投資額	79,845	-	-	79,845	-	79,845	-	79,845
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	44,575	1,259	5,774	51,608	5,317	56,926	400	56,526

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、小売・専門店業、製造・輸出入等・卸売業、物流業、人材サービス業、情報処理サービス業、旅行業、美容業等を含んでおります。

2 調整額は、以下の通りであります。

(1) セグメント利益又は損失の調整額9百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(2) セグメント資産の調整額 213,084百万円は、セグメント間債権債務消去等であります。

(3) 減価償却費の調整額 221百万円は、セグメント間未実現利益であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 400百万円は、セグメント間取引消去及びセグメント間未実現利益等であります。

3 セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行なっております。

4 連結損益計算書においては、上記減損損失のうち、3,620百万円は「店舗閉鎖損失」に含まれております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務 諸表計上額 (注)3
	百貨店業	クレジット・金融・ 友の会業	不動産業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	1,032,785	23,015	32,237	1,088,038	31,153	1,119,191	-	1,119,191
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,803	15,579	3,161	21,545	51,264	72,809	72,809	-
計	1,035,589	38,595	35,399	1,109,583	82,418	1,192,001	72,809	1,119,191
セグメント利益	2,203	5,669	5,970	13,843	1,618	15,462	217	15,679
セグメント資産	996,345	208,068	150,310	1,354,725	45,137	1,399,862	176,062	1,223,800
その他の項目								
減価償却費	19,581	2,935	990	23,507	6,339	29,846	211	29,635
減損損失 (注)4	11,015	-	894	11,910	2,960	14,870	-	14,870
持分法適用会社への 投資額	77,618	-	-	77,618	-	77,618	-	77,618
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	31,006	1,251	532	32,791	5,524	38,315	260	38,055

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、小売・専門店業、製造・輸出入等・卸売業、物流業、人材サービス業、情報処理サービス業、旅行業、美容業等を含んでおります。

2 調整額は、以下の通りであります。

(1) セグメント利益の調整額217百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(2) セグメント資産の調整額 176,062百万円は、セグメント間債権債務消去等であります。

(3) 減価償却費の調整額 211百万円は、セグメント間未実現利益であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 260百万円は、セグメント間取引消去及びセグメント間未実現利益等であります。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行なっております。

4 連結損益計算書においては、上記減損損失のうち、4,026百万円は「店舗閉鎖損失」に含まれております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	百貨店業	クレジット・金融・友の会業	不動産業	計			
当期償却額	-	-	-	-	777	-	777
当期末残高	-	-	-	-	23	-	23

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	百貨店業	クレジット・金融・友の会業	不動産業	計			
当期償却額	-	-	-	-	7	-	7
当期末残高	-	-	-	-	15	-	15

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	(株)ジェイアール 西日本伊勢丹	京都府京 都市	100	百貨店業	(所有) 直接 40.0	役員の兼任	債務保証 (注)2	10,600	-	-

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. (株)ジェイアール西日本伊勢丹への債務保証は、グループ会社からの借入金に対して保証したものであり、保証料は受領しておりません。当該債務保証につきましては、1,402百万円の持分法適用に伴う負債を計上しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	(株)ジェイアール 西日本伊勢丹	京都府京 都市	100	百貨店業	(所有) 直接 40.0	役員の兼任	債務保証 (注)2	9,360	-	-

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. (株)ジェイアール西日本伊勢丹への債務保証は、グループ会社からの借入金に対して保証したものであり、保証料は受領しておりません。当該債務保証につきましては、1,651百万円の持分法適用に伴う負債を計上しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当連結会計年度において、重要な関連会社は新光三越百貨股份有限公司(注)、(株)ジェイアール西日本伊勢丹であり、両者の財務諸表を合算した要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(百万円)
流動資産合計	89,658
固定資産合計	142,490
流動負債合計	79,020
固定負債合計	28,406
純資産合計	124,721
売上高	141,604
税引前当期純利益	8,603
当期純利益	7,104

(注) 新光三越百貨股份有限公司の要約財務諸表は2018年12月31日決算日現在の財務諸表によっております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当連結会計年度において、重要な関連会社は新光三越百貨股份有限公司(注)、(株)ジェイアール西日本伊勢丹であり、両者の財務諸表を合算した要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(百万円)
流動資産合計	83,720
固定資産合計	221,349
流動負債合計	90,787
固定負債合計	91,984
純資産合計	122,296
売上高	137,789
税引前当期純利益	6,902
当期純利益	5,491

(注) 新光三越百貨股份有限公司の要約財務諸表は2019年12月31日決算日現在の財務諸表によっております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	1,475.74円	1,426.61円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失()	34.58円	28.90円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	34.41円	-円

- (注) 1. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していません。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期 純損失()		
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失() (百万円)	13,480	11,187
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に帰属する 当期純損失()(百万円)	13,480	11,187
普通株式の期中平均株式数(千株)	389,875	387,162
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
普通株式増加数(千株)	1,844	-
(うち新株予約権)(千株)	(1,844)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり当期純利益の算定に含まれな かった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
㈱三越伊勢丹ホールディングス	第4回無担保普通社債	2013年 9月2日	10,000	10,000	1.07	無担保社債	2023年 9月1日
㈱三越伊勢丹ホールディングス	第5回無担保普通社債	2017年 8月31日	10,000	10,000	0.17	無担保社債	2022年 8月31日
㈱三越伊勢丹ホールディングス	第6回無担保普通社債	2017年 8月31日	10,000	10,000	0.41	無担保社債	2027年 8月31日
㈱三越伊勢丹ホールディングス	第7回無担保普通社債	2018年 5月25日	10,000	10,000	0.43	無担保社債	2028年 5月25日
合計			40,000	40,000			

(注) 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
-	-	10,000	10,000	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	11,446	9,401	0.43	
1年以内に返済予定の長期借入金	11,000	12,000	0.39	
1年以内に返済予定のリース債務	2,310	2,090	3.12	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	70,300	64,146	0.37	2021年6月10日～ 2027年3月31日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	1,812	6,755	3.16	2021年1月～ 2026年11月
その他の有利子負債 コマーシャル・ペーパー (1年以内返済予定)	4,000	50,000	0.01	
合計	100,868	144,394	-	

- (注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
- 2 国際財務報告基準（IFRS）に準拠した財務諸表を連結している在外子会社を除き、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しております。当該リース債務については、平均利率の算定上含めておりません。
- 3 当連結会計年度より、国際財務報告基準（IFRS）に準拠した財務諸表を連結している在外連結子会社について、IFRS第16号「リース」を適用しております。当期首残高については、IFRS第16号「リース」を適用後の金額で記載しております。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	23,346	5,800	-	10,000
リース債務	1,742	1,727	1,288	1,273

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	282,268	577,288	875,260	1,119,191
税金等調整前四半期純利益 又は税金等調整前当期純損失 (百万円)	8,537	11,046	14,336	2,303
親会社株主に帰属する 四半期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (百万円)	6,016	7,595	7,862	11,187
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり当期純損失 (円)	15.42	19.47	20.20	28.90

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失 (円)	15.42	4.05	0.69	49.97

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,863	52,181
関係会社短期貸付金	137,522	138,336
未収還付法人税等	614	1,925
未収収益	1 8,946	1 7,652
その他	1 392	1 236
貸倒引当金	10,248	13,090
流動資産合計	155,091	187,242
固定資産		
有形固定資産		
器具及び備品	1	2
有形固定資産合計	1	2
投資その他の資産		
投資有価証券	550	513
関係会社株式	452,125	452,539
関係会社長期貸付金	110,300	102,100
繰延税金資産	426	341
その他	2	2
投資その他の資産合計	563,404	555,497
固定資産合計	563,406	555,499
繰延資産		
社債発行費	156	129
繰延資産合計	156	129
資産合計	718,654	742,872

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	18,200	16,799
関係会社短期借入金	128,138	121,492
コマーシャル・ペーパー	4,000	50,000
未払金	1 89	1 66
未払費用	1 2,171	1 1,760
賞与引当金	85	91
その他	1 725	1 279
流動負債合計	153,410	190,489
固定負債		
社債	40,000	40,000
長期借入金	70,300	64,100
関係会社事業損失引当金	958	2,794
債務保証損失引当金	2 1,402	2 1,651
固定負債合計	112,660	108,545
負債合計	266,070	299,035
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,573	50,790
資本剰余金		
資本準備金	18,921	19,138
その他資本剰余金	378,661	378,660
資本剰余金合計	397,582	397,799
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	11,654	12,696
利益剰余金合計	11,654	12,696
自己株式	9,303	19,308
株主資本合計	450,506	441,979
新株予約権	2,077	1,857
純資産合計	452,583	443,836
負債純資産合計	718,654	742,872

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)
営業収益		
受取配当金	1 5,158	1 10,604
経営指導料	1 8,517	1 7,376
役務収益	1 866	1 644
営業収益合計	14,542	18,624
販売費及び一般管理費合計	1、2 9,347	1、2 7,778
営業利益	5,195	10,846
営業外収益		
受取利息	1 1,427	1 1,284
その他	1 26	1 235
営業外収益合計	1,453	1,520
営業外費用		
支払利息	1 1,237	1 1,166
その他	1 851	1 2,305
営業外費用合計	2,088	3,472
経常利益	4,559	8,894
特別利益		
関係会社清算益	-	1 343
特別利益合計	-	343
特別損失		
貸倒引当金繰入額	6,280	1,185
投資有価証券評価損	110	-
関係会社株式評価損	7,016	-
関係会社事業損失引当金繰入額	-	2,240
特別損失合計	13,406	3,426
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	8,846	5,811
法人税、住民税及び事業税	100	3
法人税等調整額	249	84
法人税等合計	149	88
当期純利益又は当期純損失()	8,697	5,723

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	50,461	18,809	378,661	397,470	25,029	25,029
当期変動額						
新株の発行	112	112	-	112	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	4,677	4,677
当期純損失()	-	-	-	-	8,697	8,697
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	0	0	-	-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	112	112	0	112	13,375	13,375
当期末残高	50,573	18,921	378,661	397,582	11,654	11,654

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	9,297	463,663	-	-	2,028	465,692
当期変動額						
新株の発行	-	224	-	-	-	224
剰余金の配当	-	4,677	-	-	-	4,677
当期純損失()	-	8,697	-	-	-	8,697
自己株式の取得	7	7	-	-	-	7
自己株式の処分	0	0	-	-	-	0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	49	49
当期変動額合計	6	13,157	-	-	49	13,108
当期末残高	9,303	450,506	-	-	2,077	452,583

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	50,573	18,921	378,661	397,582	11,654	11,654
当期変動額						
新株の発行	217	217	-	217	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	4,681	4,681
当期純利益	-	-	-	-	5,723	5,723
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	0	0	-	-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	217	217	0	217	1,042	1,042
当期末残高	50,790	19,138	378,660	397,799	12,696	12,696

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	9,303	450,506	-	-	2,077	452,583
当期変動額						
新株の発行	-	434	-	-	-	434
剰余金の配当	-	4,681	-	-	-	4,681
当期純利益	-	5,723	-	-	-	5,723
自己株式の取得	10,004	10,004	-	-	-	10,004
自己株式の処分	0	0	-	-	-	0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	219	219
当期変動額合計	10,004	8,527	-	-	219	8,746
当期末残高	19,308	441,979	-	-	1,857	443,836

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券 時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	主として移動平均法による原価法

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

債務保証損失引当金

関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

社債発行費について、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期金銭債権	8,993百万円	7,718百万円
短期金銭債務	1,720百万円	1,493百万円

2 保証債務

下記の会社の金融機関等からの借入金に対し、債務保証を行っております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
(株)ジェイアール西日本伊勢丹	9,198百万円	(株)ジェイアール西日本伊勢丹 7,709百万円
計	9,198百万円	計 7,709百万円

(注) 上記金額については、債務保証額から債務保証損失引当金を控除した金額を記載しています。

(損益計算書関係)

1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業取引(営業収益)	14,542百万円	18,624百万円
営業取引(販売費及び一般管理費)	1,051百万円	978百万円
営業取引以外の取引	2,168百万円	2,452百万円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給料手当	2,675百万円	2,225百万円
賞与	1,263百万円	1,010百万円
外部委託作業費	1,683百万円	1,004百万円

おおよその割合

販売費	0%	0%
一般管理費	100%	100%

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
子会社株式	448,257	449,281
関連会社株式	3,867	3,258
計	452,125	452,539

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
(繰延税金資産)		
賞与引当金	26百万円	27百万円
未払費用	271	208
未払事業税等	97	76
ストックオプション費用	421	381
関係会社株式評価損	9,516	9,502
関係会社事業損失引当金	293	855
債務保証損失引当金	429	505
貸倒引当金	3,138	4,008
その他	250	375
繰延税金資産小計	14,444百万円	15,941百万円
評価性引当額	14,017	15,600
繰延税金資産合計	426百万円	341百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	-	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入 されない項目	-	0.6
受取配当金等永久に益金に算入 されない項目	-	56.7
評価性引当額	-	27.2
その他	-	0.2
税効果会計適用後の法人税等の 負担率	-	1.5%

(注) 前事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	器具及び備品	1	0	-	0	2	1
	計	1	0	-	0	2	1

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	10,248	2,841	-	13,090
賞与引当金	85	91	85	91
関係会社事業損失引当金	958	1,836	-	2,794
債務保証損失引当金	1,402	249	-	1,651

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで																												
定時株主総会	6月中																												
基準日	3月31日																												
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日																												
1単元の株式数	100株																												
単元未満株式の買取り・買増し																													
取扱場所	東京都府中市日鋼町一丁目1番 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部																												
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社																												
取次所																													
買取手数料	無料																												
公告掲載URL	https://www.imhds.co.jp (但し、事故、その他の止むを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。)																												
株主に対する特典	<p>3月末日及び9月末日現在において、1単元以上保有している株主に対して、それぞれ6月下旬及び12月上旬に「株主様ご優待カード」（買物割引カード）を発行しております。</p> <p>有効期限 6月下旬発行の株主様ご優待カード 翌年7月末日 12月上旬発行の株主様ご優待カード 翌年7月末日 ただし、12月上旬発行の株主様ご優待カードは同年9月中間期末の株主様名簿に新規登録された株主様を対象に発行いたします。</p> <p>1. 株主様ご優待カードによるお買物ご優待 当社グループ各店にて、現金、商品券及び全国百貨店共通商品券、自社クレジットカードで合計100円（消費税を除く）以上のお買物（割引除外品目を除く）について利用限度額内で10%引きの割引を行います。 発行基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ご所有株数</th> <th>ご利用限度額</th> <th>ご優待限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100株以上</td> <td>300株未満</td> <td>30万円</td> <td rowspan="7">左記のご利用限度額の10%</td> </tr> <tr> <td>300株以上</td> <td>500株未満</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>500株以上</td> <td>1,000株未満</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>1,000株以上</td> <td>3,000株未満</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>3,000株以上</td> <td>5,000株未満</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>5,000株以上</td> <td>10,000株未満</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>10,000株以上</td> <td></td> <td>300万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、12月上旬発行の株主様ご優待カードのご利用限度額は6月下旬発行の株主様ご優待カードの半額となります。</p> <p>長期保有の特典 確定日に300株以上かつ2年以上継続所有の株主様は上記ご利用限度額が2倍となります。</p> <p>2. 株主様ご優待カード提示によるご優待 当社グループの百貨店の各店舗、その他のグループ店舗（レストラン施設、スーパーマーケット等）、契約施設（ホテル・美術館）等において株主様ご優待カードの提示により、現金、商品券及び全国百貨店共通商品券で合計100円（消費税を除く）以上の施設のご利用（割引除外品目を除く）で割引やグループ百貨店各店舗の駐車場において無料駐車時間1時間延長サービスを受けることができます。（ただし、商品券及び全国百貨店共通商品券は一部店舗・施設ではご利用いただけません。）</p>			ご所有株数		ご利用限度額	ご優待限度額	100株以上	300株未満	30万円	左記のご利用限度額の10%	300株以上	500株未満	40万円	500株以上	1,000株未満	50万円	1,000株以上	3,000株未満	100万円	3,000株以上	5,000株未満	150万円	5,000株以上	10,000株未満	200万円	10,000株以上		300万円
ご所有株数		ご利用限度額	ご優待限度額																										
100株以上	300株未満	30万円	左記のご利用限度額の10%																										
300株以上	500株未満	40万円																											
500株以上	1,000株未満	50万円																											
1,000株以上	3,000株未満	100万円																											
3,000株以上	5,000株未満	150万円																											
5,000株以上	10,000株未満	200万円																											
10,000株以上		300万円																											

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の売渡を請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類、確認書	事業年度 第11期	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	2019年6月17日 関東財務局長に提出。
(2) 内部統制報告書及びその添付書類			2019年6月17日 関東財務局長に提出。
(3) 四半期報告書及び確認書	第12期 第1四半期 第12期 第2四半期 第12期 第3四半期	自 2019年4月1日 至 2019年6月30日 自 2019年7月1日 至 2019年9月30日 自 2019年10月1日 至 2019年12月31日	2019年8月2日 関東財務局長に提出。 2019年11月11日 関東財務局長に提出。 2020年2月4日 関東財務局長に提出。
(4) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権の割当決議)の規定に基づく臨時報告書 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書		2019年6月17日 関東財務局長に提出。 2019年6月18日 関東財務局長に提出。
(5) 臨時報告書の訂正報告書	2019年6月17日提出の臨時報告書(新株予約権の割当決議)に係る訂正報告書		2019年7月3日 関東財務局長に提出。
(6) 発行登録書(普通社債)及びその添付書類			2019年8月9日 関東財務局長に提出。
(7) 自己株券買付状況報告書			2019年12月13日 関東財務局長に提出。 2020年1月15日 関東財務局長に提出。 2020年2月14日 関東財務局長に提出。 2020年3月13日 関東財務局長に提出。 2020年4月10日 関東財務局長に提出。 2020年5月14日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月15日

株式会社三越伊勢丹ホールディングス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅	村	一	彦
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関	口	依	里
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	衣	川	清	隆
--------------------	-------	---	---	---	---

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三越伊勢丹ホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングス及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社三越伊勢丹ホールディングスが2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月15日

株式会社三越伊勢丹ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅 村 一 彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関 口 依 里

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 衣 川 清 隆

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三越伊勢丹ホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。